

令和 7 年第 2 回（3 月）大潟村議会定例会
令和 7 年度大潟村予算特別委員会 会議記録

【 総務企画課・税務会計課・議会事務局 】

招集年月日	令和 7 年 3 月 13 日（木）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」		
開 会 日 時	令和 7 年 3 月 13 日（木） 9:00 ～ 13:54		
出席委員 (11 名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委 員 松本 正明
	委 員 菅原アキ子	委 員 川淵 文雄	委 員 黒瀬 友基
	委 員 松橋 拓郎	委 員 菅原 史夫	委 員 松雪 照美
	委 員 三村 敏子	委 員 大井 圭吾	オブザーバー 丹野 敏彦
欠 席 委 員 (0 名)			
出席職員 (13 名)	【特別職】 副村長 工藤 敏行 【監査委員】 代表監査委員 佐々木 秀樹 【議会事務局】 事務局長 近藤 綾子 【総務企画課】 課 長 石川 歳男 課長補佐 遠藤 有子 主 査 池田 龍成 主 査 庄司 都志哉 主 査 相原 千里 主 査 菅原 聡 主 査 畠山 友伴 主 任 土佐林 学 主 事 夏井 健太 【税務会計課】 課 長 近藤 比成 主 査 宮田 文美 主 査 石川 猛		

付 託 事 件	議案第 25 号 令和 7 年度大潟村一般会計予算案
	議案第 26 号 令和 7 年度大潟村診療所特別会計予算案
	議案第 27 号 令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
	議案第 28 号 令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
	議案第 29 号 令和 7 年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
	議案第 30 号 令和 7 年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
	議案第 31 号 令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計予算案
	議案第 32 号 令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計予算案

発言者	発言要旨
近藤事務局長	(開会 9:00) ただいまから、令和 7 年度大潟村予算特別委員会を開催します。はじめに、大潟村議会委員会条例第 8 条の規定により、委員長を選出していただきます。なお、委員長の選出においては、同条例第 9 条の規定により、年長委員であります川渕委員に仮委員長をお願いいたします。
川渕仮委員長	委員会条例にもとづき、私が仮委員長を務めることになりましたので、よろしくをお願いいたします。 それでは、令和 7 年度大潟村予算特別委員会を開会いたします。 委員長の選出を行いたいと思いますが、申し合わせでは、総務福祉教育、生活産業の各委員会の委員長が 1 年交替で特別委員会の委員長を務めることとなっております。 今回もその申し合わせに則りまして、工藤勝生活産業委員長に予算特別委員長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。 【異議なしの声】
川渕仮委員長	異議がないようですので、今回は工藤勝生活産業委員長に予算特別委員長をお願いいたします。 それでは、よろしくをお願いいたします。
工藤委員長	ただいま予算特別委員長に選任されました工藤勝です。 この特別委員会がスムーズに運営されますよう、委員の皆様方からご協力を頂きながら、委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、副委員長を選出したいと思いますが、選出方法はどのようにいたしますか。 【委員長に一任の声あり】
工藤委員長	委員長に一任との声がありましたので、私から生活産業委員会副委員長の齋藤牧人委員を指名いたします。 齋藤副委員長、よろしくお願いいたします。

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	それでは、あらためまして、「令和 7 年度大潟村予算特別委員会」を開会いたします。 ただいまの出席委員数は 11 名であります。定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。委員会の会議記録の作成については、当局にお願いいたします。 なお、会議記録の署名は全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いいたします。 それでは、当特別委員会に付託された議案の審査に入ります。 当委員会に付託された議案は、議案第 25 号から議案第 32 号までであります。 審査は、はじめに総務企画課、税務会計課、議会事務局をまとめた、総務部門から始め、次に福祉保健課、生活環境課を行い、農業委員会と産業振興課をあわせた産業部門、教育委員会の順に審査し、総括質疑を行った後、討論、採決を行いたいと思います。 それでは議案第 25 号「令和 7 年度大潟村一般会計予算案」の審査に入ります。予算概要及び総務部門の歳入部分について当局の説明を求めます。
畠山主査 石川主査	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、予算概要及び総務部門の歳入について、質疑に入ります。本委員会は予算特別委員会ですので、質疑の際は、ページをお示しいただいて質疑を行っていただきますようご配慮をお願いいたします。 質疑ございませんか。
三村委員	土地建物貸付収入について、令和 6 年度まであった南 1 丁目の道路貸付収入の 2 万 3 千円分がなくなっていますが、なくなった理由を教えてください。
近藤課長	13 款の使用料に計上しております。これまでは計上誤りだったため、13 款に移行しました。
三村委員	13 款使用料のどの部分でしょうか。
近藤課長	土地使用料に含まれております。

発言者	発言要旨
三村委員	もみ殻置き場に対する貸付料と同じところでしょうか。
庄司主査	13 款 1 節の土地使用料については、ポストや看板の設置、それから三村委員がおっしゃったもみ殻置き場への貸付料などの予算となっております。 南 1 丁目の貸付料 2 万 3 千円については、これまで 16 款の財産収入に含まれておりましたが、令和 7 年度からは土地使用料の中に含まれているということでございます。
菅原(ア)委員	増額となっている交付金について、増額が見込まれる理由を教えてください。
庄司主査	交付金は、定められた割合に応じて県と市町村に配分されます。 県が見込み額を算定して市町村に通知しておりますので、具体的な理由の把握は難しいですが、例えば利子割交付金や配当割交付金などについては、昨今の利率や景気の上昇などを踏まえたうえでの算定ではないかと考えております。
松本委員	土地売却収入について、今後西 1 丁目 3 番地を新たに 20 区画ほど分譲すると思いますが、そのことを踏まえると予算額が少ないと感じました。 今年はどのくらい販売する計画なのか教えてください。
庄司主査	西 1 丁目 3 番地の宅地分譲地については、全部で 26 区画であり、全て同時に売り出したします。 令和 4 年に販売した中央 3 番地の 10 区画については、すぐに完売しましたので、その半分程度は少なくとも売れるだろうという考えのもと、かなり固く見て 5 区画を見込んでおります。 1 区画 300 万円の計算になりますが、金額についてはこれまでの単価を参考に設定した見込み額であり、最終的には土地管理委員会で単価を決定します。
菅原(史)委員	地方交付税について、令和 6 年度に比べて 7%増ということですが、国が定める地方財政計画における地方交付税が令和 6 年度比で 1.6%増ということで、国の増加割合がそれほど大きく上がってないという中で、ここまで見込んで大丈夫なののでしょうか。

発言者	発言要旨
庄司主査	地方交付税については1億100万円の増となっております。普通交付税については、6年度の予算額13億6,400万円に対し7年度が14億2,000万円ということで、4.1%の増を見込んでおります。特別交付税については6年度は8,000万円を見込んでおりましたが、5年度に1億3,000万円ほどとなりました。これは地域活性化企業人ですとか、地域おこし協力隊の関係で算定されるもので、近年増加傾向にあり、7年度も5年度を下回ることはないとの見込みのもと、6年度より増額し1億2,500万円の予算を計上いたしました。 菅原委員のおっしゃる通り普通交付税は地方財政計画の伸び率より大きいですが、村の伸び率は予算ベースとなっております。 6年度の普通交付税の実績では、追加交付も含め14億7,000万円ほどとなっております。 普通交付税は予算割れすると問題がありますので堅く見込んでおり、また国から算定の目安も示されておりますので、それに従って算定した結果14億2,000万円の予算を計上しております。 予算ベースでは地方財政計画より多い形になりますが、6年度実績と比べると多いわけではないと考えております。
菅原(史)委員	奨学金基金については、今回の議会で上程されており採決を経ていないため、予算概要の基金には含まれていないという解釈でよろしいでしょうか。
庄司主査	菅原委員がおっしゃる通り、まだ積み立てしておりませんので、予算概要の基金には含まれておりません。定額運用基金ということで、運用の状況については来年度の決算議会で報告されることになると思います。
菅原(史)委員	最大1億円まで積めるということでしたが、当初はどれくらいの金額での運用を想定していたのですか。
庄司主査	現段階では令和6年度の3月補正に計上した額と、令和7年度当初予算に計上した額合わせて2,000万円での運用を予定しております。
大井委員	西1丁目3番地の宅地分譲について、26区画のうち、販売見込みが5区画ということで、非常に低く感じます。村としてはどのように売ろうとしているのか、流れを教えてください。

発言者	発言要旨
庄司主査	5 月中には工事は完了するかと思います。その後測量を行い、8 月中には区画の面積も確定し、早ければ 9 月頃から販売が開始できると考えております。 販売開始にあたっては、前回と同様、ホームページだけではなく新聞等の媒体も利用し、広く周知をかけて販売していくこととしています。 見込みが低すぎるのではと思われるかもしれませんが、不確定要素が強く、また歳入ということもあり、かなり堅く見込んで 5 区画という予算計上となっております。
大井委員	販売についてはなるべく早めに周知した方がいいのではないかと思います。
庄司主査	予告広告という形で、3 月中に一度周知を行います。来年度も広く周知に努めてまいりたいと思っております。
黒瀬委員	固定資産税について、宅地の実勢価格がだいぶ下がってきていると思うのですが、土地の評価についてはどのように考えていますか。
石川主査	固定資産税における土地および家屋の評価額の算出については、3 年度ごとに行われる評価替えにより評価額を算出しております。 直近では令和 6 年に評価替えが行われており、評価額は横ばいで推移しております。この先、宅地開発行為などによる評価額の変更がされない限りは横ばいで推移するものと思われます。
黒瀬委員	3 年ごとの評価ということですが、実勢価格から考えると土地の価格は下がっているのではないかと思います。今後その点も踏まえて評価をされていくということでしょうか。
石川主査	評価替えの実施にあたっては、不動産鑑定士が実勢価格等の実情も踏まえたうえで評価額を算定します。そのため、令和 9 年度の評価替えにあたっては、その時の実勢価格を踏まえたものになります。
黒瀬委員	財産貸付収入について、旧観光物産公社の事務所貸付収入額が前年度と異なっている理由について教えてください。 次に、ふるさと応援基金寄附金について、予算額が前年度同額の 1 億 3,000

発言者	発言要旨
近藤課長	万円ということですが、どのように考えてこの金額なのか、今年度の状況も踏まえて教えてください。 関連して、ふるさと応援基金繰入金 1 億 3,000 万円について、この金額となった経緯と活用の考え方について教えてください。 まず 1 点目の旧観光物産公社事務所貸付収入の件についてですが、こちらは従来貸し付けしていた潟工房さんが事業廃止されたことによって、新たに募集をかけて、現在別の事業所さんに貸し出しております。事業支援という趣旨のもと、潟工房さんは営利目的の場合よりも低い貸し付け料でしたが、今回は村外の業者が営利目的で使用するため、その分の差額となります。
夏井主事	2 点目のふるさと応援寄附金について、ふるさと納税の事務経費を納税額の 5 割以内におさえるという基準を、令和 4 年、5 年と 2 年連続で満たすことができませんでした。これは、米の定期便について、今年度受付した寄附の返礼品発送が次年度にまたがることで、次年度の経費がかかり増しになってしまうことが主な要因でした。 そのため、令和 7 年度から次年度に繰り越さない形で定期便を行っていきたいと検討しておりますが、定期便は村では人気のある返礼品であるため、次年度に繰り越さないようにすることで、寄附の減額が見込まれます。 一方で、今年 10 月以降から、ふるさと納税のサイトを通じ寄附を行った際のポイントの付与が禁止になることから、8 月、9 月にポイントを目的とした駆け込み需要が見込まれ、その期間寄附金が増となることが予想されます。 以上 2 点が相殺され、今年度とおおむね同額の寄附金額となることを見込んでおります。
庄司主査	ふるさと応援基金繰入金 1 億 3,000 万円について、こちらは令和 6 年度に積み立てた分を令和 7 年度で全て繰り入れすることとしております。 ふるさと納税は寄附者が寄附をする際に、環境に関すること、教育に関することといったように、用途を指定することができます。そのため、長く積んでおくのではなく、寄附があった分については次年度に活用させていただくという考えのもと、令和 7 年度については令和 6 年度分を全額繰り入れしております。 もちろん予算編成における歳入歳出の状況にもよりますが、ふるさと応援基金については、寄附者の方の思いもなるべく早く活用させていただきたいということで、今回の金額の計上となっております。

発言者	発言要旨
黒瀬委員	旧物産公社の件について、事業者が変わったということですが、契約期間がいつからいつまでになるのかというのを教えてください。
近藤課長	募集をかけて契約したのが産業振興課であり、収入の方は税務会計課で管理することとしており、手元に資料がないのですが、今年1月から10年間だったと思います。
黒瀬委員	それでは今年1月から収入が発生しているのでしょうか。
近藤課長	まだ直接いただいておりますが、発生はしています。
黒瀬委員	ふるさと納税については、定期便の寄附が減る部分を、制度が改正される8月、9月の駆け込み需要で補うということですが、両方とも外的な要因であり、もう少し積極的に寄附を増やすという思いが欲しいです。その点についてもう一度考えを教えてください。 ふるさと応援基金の繰入に関しては、大きく額が増えた場合は別として、今後も基本的には基金を全て翌年に繰り入れていくというイメージでよろしいでしょうか。
夏井主事	1点目について、現在返礼品の割合を寄附額の2割に抑えております。これは、定期便の経費が翌年度にかかり増しになるため、それを補うために2割にしていたものです。 来年度から定期便数を減らすことで経費の部分については抑えられるため、令和8年度から徐々に返礼品の割合を3割に戻していけるのではないかと考えております。 令和7年度についてはサイトを増やすなどして寄附金額を伸ばしていきたいと考えておりますが、令和8年度から返礼品の割合を3割に戻せる可能性がありますので、さらに寄附金が伸びるのではないかと考えております。
庄司主査	繰入金の考え方につきましては黒瀬委員のおっしゃる通りです。
黒瀬委員	生態系公園光熱水費負担金について、来年度からつくし苑が使用する施設の光熱水費分ということですが、建物に関しては無償の貸与で、光熱水費等の実費等は負担いただくという考え方なのではないでしょうか。

発言者	発言要旨
池田主査	従来は、県が所有していた施設をつくし園サポートつくしが無償で利用し、光熱水費に関しては実費負担という形でした。 村でも同様に、施設の使用料は減免、光熱水費は実費を負担いただきます。
黒瀬委員	村債について、施設の LED 化事業が含まれていますが、この LED 化事業の財源について教えてください。
庄司主査	LED 化事業債のうち、ふれあい健康館照明 LED 化事業については、自然エネルギー100%の村づくり推進事業における補助事業の対象外となったため、全額起債で対応します。それ以外の事業については、自然エネルギー100%の村づくり推進事業で3分の2を、残りの部分については起債を活用したいと考えております。 補足ですが、起債は村負担分の90%に充当し、交付税措置は、村の財政力指数から推測すると50%程度となるかと思われます。
黒瀬委員	ふれあい健康館の LED 化は自然エネルギー100%の村づくり推進事業の中で行うという説明だったと思うのですが。
庄司主査	LED 化にあたり、調光機能がついた LED でなければならず、健康館の場合は、その場合逆に高上がりになるため、むしろ本補助金を活用しない方がよいという判断であったかと思います。 詳細は生活環境課にご質問いただければと思います。
松橋委員	ふるさと納税について、道の駅での取り扱いはやめたのでしょうか。
夏井主事	やめてはおりませんが、昨年8月の米不足等の関係で、一時的に受け付けを停止しております。
松橋委員	一時的に停止しているだけであり、今後また再開させる予定があるということでしょうか。
石川課長	それは事業者のお考えになりますので、また再開したいということであれば、役場に問い合わせが来るかと思います。現状は先ほど夏井が申し上げた通り一旦停止しているというふうに承知しております。

発言者	発言要旨
松橋委員	この件はふるさと納税の寄附金の見込み額には影響するのでしょうか。あるいはそれも見込んだ予算額なのでしょうか。
夏井委員	現在道の駅の定期便再開時期について調整を進めているところで、4月から再開することが可能であれば、寄附金に関してそこまで影響はないと考えておりますが、7年度産米の価格の決定を道の駅にお願いしているため、決定時期が後ろ倒しになると定期便の開始も後ろ倒しになりますので、その場合には寄附金の減額が見込まれます。
松橋委員	そうしたことも見込んだ今回の予算額1億3,000万円ということによろしいですか。
夏井主事	松橋委員のおっしゃるとおりです。
三村委員	自衛官募集事務費委託金について、以前広報に自衛隊への情報提供を拒否したい場合はお知らせくださいという旨の記事が掲載されていたと思うのですが、その分もこの予算に含まれているのでしょうか。
土佐林主任	自衛官募集事務の委託料に関しては、募集事務に対して交付される委託金となりますので、情報提供を拒否する方への対応に関する部分については含まれておりません。
三村委員	それでは、この部分の経費はどこから出るのでしょうか。また、この情報が皆さんに伝わっていたか心配だったので、2,3回実施すればと思いますがいかがでしょうか。
土佐林主任	まず広報誌で一度お知らせし、その後のホームページでもお知らせしております。 今後は、自衛官による情報提供依頼の時期には、広報やホームページで情報提供を望まない方向けに周知していきたいと考えています。 なお、この部分に関する広報掲載経費は村が負担します。
工藤委員長	ほかに質疑ありませんか。

発言者	発言要旨
	【なしの声】
工藤委員長	無いようですので、予算概要及び令和 7 年度大潟村一般会計予算案の総務部門の歳入部分について質疑を終結します。
工藤委員長	休憩します。(10:30) 再開します。(10:40)
工藤委員長	次に、令和 7 年度大潟村一般会計予算案の総務部門の歳出部分について当局より説明をお願いします。
近藤事務局長 遠藤課長補佐 土佐林主任 宮田主査 近藤課長 池田主査 夏井主事 菅原主査 石川主査	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございますか。
菅原(ア)委員	きずな定期便について、仕送りの送料を村が負担することで、村に対する愛着を感じてもらったり、将来の U ターンや定住促進に繋げるといったことが目的のようですが、子どもの数や、ひとつの家庭で何回までといった想定はあるのでしょうか。
土佐林主任	対象者は 103 人を想定しております。これは令和 6 年の 12 月現在において村外に住んでいる 18 歳から 22 歳までの方の人数をもとに試算しております。 回数については、村外の方 1 人につき年間 4 回までを限度に送料を負担していきたいと考えております。
菅原(ア)委員	荷物の大きさや重量などの制限はないのでしょうか。

発言者	発言要旨
土佐林主任	荷物の縦横高さの合計が 170 センチ以下で、重さが 25 キロ未満のものが対象となります。 また今回チルドも対象としており、チルドの場合は縦横高さの合計が 150 センチ以下で、重さが 25 キロ未満のものが対象となります。
菅原(ア)委員	普通に送る場合とチルドの場合とでは料金も違ってくるわけですが、料金の制限はなく、1 人 4 回までという理解でよろしいですか。
土佐林主任	菅原委員のおっしゃるとおりです。先ほどご説明した縦横高さや重さの制限の範囲に合致する荷物の送料が対象となります。
菅原(ア)委員	ふるさと納税について、用途を指定して寄附される方も多いと思うのですが、特定の用途に使用した旨を記載した、返礼のお手紙などは出しているのでしょうか。
夏井主事	手紙は送っておりませんが、現在ホームページで、ふるさと納税を活用した事業の情報を公表しております。
菅原(ア)委員	納税額が減ってきているという状況を鑑みれば、経費はかかるわけですが、お手紙を差し上げることによって、また大潟村に送ろうとか、そういう気持ちになるのではないかと思います、いかがでしょうか。
夏井主事	委員がおっしゃったような方法を検討して、今後の寄附が伸びるような対応をとっていきたいと思います。
菅原(ア)委員	経費や業務量は増えるかもしれませんが、手紙が届くということは本人にとってみればありがたいし嬉しいことだと思います。ぜひ検討していただければありがたいです。
松橋委員	第 3 期大潟村総合村づくり計画及び総合戦略等策定事業について、計画策定支援業務委託料が 506 万円ということで、この内訳を教えてください。
遠藤課長補佐	506 万円の内訳ですが、研究員の人件費が 380 万円、アンケート等の分析をする調査研究費が 30 万円、報告資料等や計画素案の作成などの資料作成費

発言者	発言要旨
	が 42 万円などとなっております。
松橋委員	研究者ということは、ワークショップ等で集めた意見の分析などを行っているのでしょうか。
遠藤課長補佐	松橋委員のおっしゃるとおりです。アンケートについての今後の活用方法の検討、ワークショップの内容検討やワークショップの仕切りなどを行っていただいております。また今後審議委員会の資料作り等も行っていていただき、村づくり計画の素案も提供いただく予定です。
松橋委員	単なる分析だけではなく、ワークショップの仕切りや、提案などといったことも込みで、セットでやっていただけるようなイメージということでしょうか。
遠藤課長補佐	おっしゃるとおりです。アンケートの分析に関わらず秋田への旅費等も含め策定に関わる全ての経費が含まれています。
松橋委員	今回の業者を選定した基準や何社を比較して選定したかなどの経緯を教えてください。
遠藤課長補佐	昨年度、2 カ年の継続費として、1 者との随意契約といたしました。この業者を選定した理由は、総合村づくり計画は村の最上位計画であり、各種の個別施策計画との整合性が求められます。この業者はこれまで第 2 期総合村づくり後期計画、公共施設等総合管理計画、子ども・子育て支援事業計画等、村の各種計画策定に携わった実績により、村の人口推移、就業構造、地域経済状況等村の課題、それらに対応した各種施策の方針を適切に理解しており、計画策定に係るノウハウや多分野の計画に関する専門知識と基礎資料を保有しています。また、多くの自治体の個別計画に関わっている実績もあり、多角的視点からの情報提供を期待できることがあげられます。
松橋委員	事業者名を教えてください。
遠藤課長補佐	株式会社ぎょうせい東北支社という事業者です。
松橋委員	きずな定期便事業について、特産品の発送に関しては、地元の魅力を再認

発言者	発言要旨
	識してもらおうというところに繋がる場所もあると思うのですが、食品や衣類はあまり繋がっていかないと感じます。この部分についてもう少し詳しく教えてください。
土佐林主任	本事業は、地元の魅力を再確認してもらうことのほかに、村や家族との絆を構築・継続していくことを目的としています。そのため仕送りする物の種類は問わず送料を支援することで、村との関わりを継続させるといったことを第一に実施していきたいと考えています。
松橋委員	特産品を実際に送るかどうかの確認はしないのですか。
土佐林主任	何を仕送りしたかの確認まではしません。
松橋委員	送る方法ですが、チケットのようなものをもらって、それを渡すと、そのまま送ってもらえるイメージでしょうか。
土佐林主任	この事業の流れについてご説明します。 まず村外に住んでいる方の家族の方が、村に対して申請を行います。その後、村が申請内容を確認し、郵便局が作成した独自のデータ送信方法を用いて、郵便局にデータを送信します。郵便局はその情報を基に、ご家族にゆうパックの送り状を4枚送付します。ご家族の方はそのゆうパックを荷物に貼り付けて、大湊郵便局または若美郵便局に持ち込んで発送していただき、その送料を村が負担するという流れです。
松橋委員	あくまでも大湊村が郵便局と契約して、大湊村名義の伝票を各家庭で貼り付けて送るということだと思いますが、個別発送するよりも、村がまとめて契約することで運賃が割引になるといったことはあるのでしょうか。
土佐林主任	割引はありません。あくまでも一般的なゆうパックの送料と同じ値段を村が負担する形になります。
松橋委員	宅配便の業者はいくつかありますが、件数によって一般の料金よりも割引してくれるようなところもあると思うのですが、郵便局を選んだ理由を教えてください。

発言者	発言要旨
土佐林主任	本事業につきましては、県内で村の他にも2つの自治体で実施されており、どちらもゆうパックを活用して行っているという実績があるという点と、先ほども申し上げた通り、郵便局独自のデータ送信方法があり、セキュリティの面でしっかりしているという点が主な理由です。
松橋委員	今後継続するかわかりませんが、継続していく中で、他の業者と比較することはありますか。
土佐林主任	事業を実施していく中で、そういった検討もしていくことになるかと考えております。
齋藤副委員長	基幹業務システムの標準化事業について、国の法律で行う事業ということですが、統合することによって得られる一番大きなメリットを教えてください。また、システムが変わることで操作に慣れるまでの職員の負担が生じるかと思いますが、どの程度の負担があるかなど、教えてください。
菅原主査	まず標準化の内容について簡単にご説明します。 全国の自治体が同じような業務を行っているにも関わらず、全く違うシステムを使っているという現状があります。 そのため、国で定めた標準システムに機能を全て寄せていき、どのメーカーが作っても同じようなシステムを使えるようにしていくものです。これによってメーカーの乗り換えが容易になり、競争の原理が生まれ費用も安く抑えられことになります。これが標準化の概要になります。 ガバメントクラウドについても、国でクラウドを用意するので、それに乗り換えると管理も容易で安くなるといった理念で用意されたクラウドになります。 現状はその通りに進んではいない状況ですが、標準システムにすることによって、ベンダーロックが解除され、メーカーの競争原理が働くため、村の場合、令和13年の9月まで今のシステムを使う契約になっているのですが、次の契約を行う際にコンペが行われ、そのときに初めて恩恵を受けるのではないかと考えております。 システムが変わることによる職員の負担についてですが、この標準システムに移行するにあたり、現在職員の間で色々な作業が行われています。 これはフィット&ギャップ作業と呼ばれ、現状の業務と標準システムの業務フローを見比べて、そこの乖離を埋めていく作業をしています。

発言者	発言要旨
	どうしても埋められない部分に関しては業務のやり方で対応していくか、もしくはシステムを改修するかですが、原則はシステムの改修をするのは理念に反するという事で、基本的には業務のやり方を工夫することで対応することになっており、それぞれの担当で標準機能がどういったものかについては把握しておりますので、若干の負担も発生すると思いますが、対応できるものと考えております。標準システムに関しても、現在 NEC 製の COKAS-R-AD2 というシステムを使っておりますが、それを標準仕様に対応させた COKAS-R4G というものが令和 8 年の 4 月から運用開始される予定で、メーカーが同じであるためそこまでの違和感はないものと想定しております。
齋藤副委員長	国からの補助と実際の経費とのギャップが大きく、全国的に要望活動していくという話でしたが、補正などで賄われる目算はあるのでしょうか。
菅原主査	今のところ確定的な情報はありません。しかし、国の示した基準の中で標準化に対応できる自治体はおそらくないものと思っております。 インターネットでデジタル基盤改革支援補助金について調べていただくと、様々なところから国に対する正式な要望が上がっているのかわかるかと思います。 周辺自治体では、村では令和 7 年度歳入が 5,000 万ほどですが、例えば井川町では 5,000 万を切っており、八郎潟町では 5,000 万円程度という状況です。規模の大きい自治体になるとさらに足りないという状況ですので、国でも何らかの対応をするのではないかと見込んでおります。
松本委員	この件に関連して、一般会計で 1 億円ほど充てておりますが、これを起債で賄うなどせず、一般会計を充てることとなった経緯を教えてください。
庄司主査	地方債につきましては基本的には建設改良費が該当になるため、この事業に関して地方債は充当できません。そのため補助金以外のところは一般財源での対応という形になります。
松本委員	旧村営住宅について、今後どのように利活用していくのか教えてください。
石川課長	北住区の旧村営住宅の利活用については、本会議の中でも村長説明等で答えさせていただきましたが、移住体験やスポーツ合宿などの多目的な交流のために活用し、場合によっては、村民の方の住宅建て替えの際の一時住居

発言者	発言要旨
松本委員	とするなどといった利活用も行っていきたいと考えています。しかし、9 棟全てでこうした利活用が必要かどうかは未知数であるため、維持補修費をかけるのではなく解体を選択することも想定しております。 9 棟もあり、利活用するにしても期間が限定的ということで、見方によっては空き家の状態とも捉えることができます。そのためしっかり管理していただきたいですし、利用する際には賃料も発生すると思いますので、どの程度負担いただくかということもしっかり検討する必要があると思います。
石川課長	松本議員のご指摘のとおり財産の管理ですので、一定の受益者負担をいただきつつ、効率的な財産の管理という観点で運営していきたいと思います。 また防犯上の対策も非常に重要な点かと思っておりますので、その点もあわせて対応してまいります。
松本委員	企業版ふるさと納税推進事業に関して、昨年よりもだいぶ減ってきておりますが、どれくらい件数が減っているかということと、どのように推進していくか教えてください。
畠山主査	企業版ふるさと納税について、当初は令和 6 年度までの時限的な措置でしたが、令和 7 年度末まで延長となっております。 事業費については特別旅費等減額を見込んでおりますが、こちらは総務企画課に限らず、産業振興課の事業などでも PR の機会はあることから、いろいろな機会を活用しながら PR を進めていきたいということで、旅費については減額をしております。 実績につきましては、今年度は 1 件 10 万円ということでなかなか伸び悩んでいるというところもありますので、引き続き各課と連携しながら、PR を進めて実績を伸ばしていきたいと考えております。
黒瀬委員	企画費の負担金補助および交付金の中で、大潟村国際交流協会補助金が入っていますが、これが教育委員会ではなく総務所管となっている理由を教えてください。 また、マイタウンバスの運行事業について、バスの減便等ありましたが予算的にそれほど変わっていません。来年度事業として大きく変わるものがあるのか教えてください。

発言者	発言要旨
石川課長	1 点目の大潟村国際交流協会補助金については、特に企画でなくてはならないという理由はありません。あくまで事務分担の中で企画の所管にしているという状況です。
夏井主事	マイタウンバス運行事業の大きく変わる点としては、3 月の広報でもお知らせしていますが、次年度3 便減便となる点が挙げられます。
黒瀬委員	大潟村国際交流協会補助金に関して、現在社会教育団体への補助のあり方等を検討されているようですので、補助事業については各課で統一感を持って実施していただきたいです。 マイタウンバスに関しては減便となっても負担は大きく変わらないという理解でよろしいでしょうか。
夏井主事	黒瀬委員のおっしゃるとおりです。
黒瀬委員	きずな定期便事業について、これは送料を負担するというだけの事業になるのでしょうか。
土佐林主任	費用が発生する部分としては発送にかかる手数料のみということになりますが、対象者に対して村からの各種情報を提供するといったことも行います。 例えば村の採用情報やふるさと会の情報なども併せて行います。
黒瀬委員	情報提供は別途郵送するのでしょうか。
土佐林主任	黒瀬委員おっしゃるとおり、仕送り先の方に対して村から別途文書等お送りします。
黒瀬委員	例えば、荷物の中に広報など地元の情報を入れて送るというのがあっても良いのではないかと思います。年4 回分の伝票が一度に届くということで、タイミングが難しいですが、情報も一緒にどんどん送っていく形が望ましいのではないのでしょうか。 年4 回の仕送りであれば、どの家庭においても、この事業がなくても普通に行っていると思います。それを村が負担していただけるのはありがたいですが、そこまで絆が深まるイメージがありません。 荷物に情報を入れるというのを検討してはいかがでしょうか。

発言者	発言要旨
土佐林主任	荷物の中に文章を入れるということにつきましては、現在検討しているところです。情報提供のあり方については、より効果的になるよう実施してまいります。 黒瀬委員ご指摘のとおり、年４回程度であればどの家庭でも仕送りしているかもしれませんが、その送料を村が負担することで、村が応援してくれているということを村外の方に知ってもらい、あわせて村とのつながりを実感していただけたらと思っています。
黒瀬委員	情報発信と併せて行うことが重要だと思いますので、よろしくお願いします。 情報発信者活動支援補助金 50 万円について、去年の実績について教えてください。また、実績に合わせた金額でも良いのではないかと思いますのでその点はどう考えていますか。
池田主査	令和６年度の実績としましては、２名の申請があり、ともに上限の 10 万円を補助しております。それ以前は１人という場合が多かった印象です。 情報発信者は現在 8 名おりますが、それぞれの得意分野等を生かした情報発信をしていただくよう、こちらからも積極的に働きかけていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
黒瀬委員	関連して、情報発信者制度のあり方をどのように考えているのでしょうか。村づくり計画のワークショップの中でも検討するとのことですが、東 3-4 では既に情報発信者以外の方に住宅等が譲渡され、売買されているケースもあるため、見直す必要があるのではないかと思います。
池田主査	情報発信者の方が、情報発信者となってから 12 年経つと、土地も含めてその方の所有となるわけですが、それを売買してはいけないという規定は条例や規則で定められておらず、村としても今後のあり方について、情報発信者の方々とともに検討しているところでございます。
石川課長	情報発信者制度について、ワークショップ等でも話題に出し、村民の方がどのように感じているかというのも情報として得ながら進めていきたいと思いますが、村も年に一度、村長、副村長含め情報発信者の方々と現在の制度についての意見交換をしております。

発言者	発言要旨
	黒瀬議員ご承知の通り、発信者の方が高齢になってきております。 しかし、自分がこの制度を活用して大潟村に来たことに対しては誇りと責任感を持っていらっしゃいます。その中で情報発信者制度を白紙に戻すということは村としてもなかなかできません。そのため、これらを両立した制度として検討していかなければならないと感じております。 具体的な方向性はまだ決まっておりませんが、基本的には制度を保ちつつ新たな活用も視野に入れて検討してまいります。
黒瀬委員	生態系公園利活用事業について、その他の財源として 189 万円ありますが、どういった財源なのでしょう。
池田主査	その他の財源 189 万円に関しては、サポートつくしが使用する光熱水費について負担いただくものです。
黒瀬委員	旧村営住宅の利活用事業において修繕費等が予算計上されておりますが、修繕費等が全体的に少ないと感じております。実際にはどのぐらいの修繕を何棟程度見込んでいるのか教えてください。 また、様々な用途に使用できる建物として多目的会館がありますが、多目的会館という割に、村民の皆さんへの周知が十分でないと感じています。多目的会館の活用方法と、旧村営住宅との棲み分けをどのように考えているか、教えてください。
池田主査	旧村営住宅利活用事業の修繕料 60 万円に関しては、1 棟あたりの修繕料を 15 万円とし、4 棟分合計 60 万円としております。 これは現在の状態に手を加えるということではなく、例えば、飛び石でガラスが損傷した場合など、破損等に対する修繕料として見ております。
近藤課長	多目的会館については設置条例があり、用途や目的が定められておりますので、その中でどういった活用ができるか検討してまいります。
黒瀬委員	設置条例は具体的にどのような内容が規定されているのでしょうか。また、どのような内容で使用することを想定しているのか教えてください。
近藤課長	多目的会館管理運営規則というのがございます。この規則には、多目的会館は災害時等における職員の出務および待機、災害その他緊急事態により自

発言者	発言要旨
黒瀬委員	宅居住が困難になった村民の短期使用、村に研修等に訪れた人のための短期使用、職員相互の親睦交流、その他村長が認めた場合に使用すると定められておりますが、これまで公に周知して活用されてきてはいないかと思います。 宿泊等できることになっていますが、それが一般的に問題ないかということも含めて検討してまいります。 せっかくある建物なので、考慮しなければならない法令等あるかと思いますが、旧村営住宅の活用と合わせて整理していただければと思います。 大学との包括連携協定事業の中で、フィールドワークに関する補助事業があるかと思いますが、これまでの利用の実績と、次年度の見込みを教えてください。
畠山主査	まず今年度の実績についてですが、東京農業大学の学生さんたちが大潟村でフィールドワークを実施しております。研究成果については、博物館にて実績の報告を含めた発表及び企画展示という形で行いました。実績額としては補助金として 30 万円となっています。 来年度の予算としましては上限 30 万円の 2 校分ということで、60 万円予算措置をしております。今のところ本補助金に関しての情報提供をしている段階で、いくつか問い合わせが来ている状況です。
黒瀬委員	大学生等が村に来てくれて、フィールドワークされるというのはいいことだと思いますので、個人的には要望があれば、補助額にある程度幅を持たせても良いのではないかと思います。ぜひ積極的に事業を進めていただければと思います。 基幹業務システム標準化事業について、予算額がかなり大きいですが、これは単年で終了する事業なのでしょうか。また利用料は今後どのようなようになっていくのでしょうか。
菅原主査	構築に関しては令和 7 年度中に全て終了する見込みです。 令和 7 年度のガバメントクラウドの利用料にはイニシャルコストも入っており、来年度以降のランニングコストに関しては大体 1,000 万程度になるだろうと言われておりますが、確かな情報は今のところありません。従前の回線使用料は年間 250 万円程度だったため、費用としてはかえって上がってまいります。こちらも全国的に要望活動が盛んに行われておりますので、引き続き国の動向を注視していきたいと思っております。

発言者	発言要旨
黒瀬委員	今後の利用料は年間 1,000 万程度見込まれるが、今のところは国からの補助等はないという解釈でよろしいでしょうか。
菅原主査	今のところガバメントクラウドに関しては令和 7 年度のための補助ということになっております。 しかし、確定しているわけではないですが、令和 6 年 12 月 24 日にデジタル基盤補助金が延長される方針が決まったという背景もありますので、何らかの動きがあるのではないかと考えておりますが、確かなことは言えない状況です。
工藤委員長	休憩します。（12:10） 再開します。（13:28）
三村委員	大潟村応援大使事業の消耗品費が 70 万になっておりますがこの理由を教えてください。 それから、村づくり懇談会で自動運転のバスについて検討するという話があったかと思いますが、今どのような状況でしょうか。
夏井主事	大潟村応援大使事業の消耗品費については、応援大使を委嘱する際に渡しているチュウヒ像の在庫が今年度なくなったため、来年度新たに 10 体作成するための予算となります。
庄司主査	バスの自動運転に関して、国交省の方に村に来ていただき、村の状況等を確認して、どういったことが可能かということを検討していただいております。 仮に国交省で実証事業を行う場合、村の負担は発生しない形で行われるということですが、様々な面で検討する事項があるとのことで、具体的にいつからということはまだ決まっておりません。 予算には計上しておりませんが、検討は進んでいる状況です。
松橋委員	コミュニティ助成事業費補助金について、102 万円増えたという認識でよろしいでしょうか。102 万円増えたということは、倍近く増えたことになると思うので、確認させてください。 もう 1 点、eLTAX 機能追加等業務委託料について、もう一度詳しく教えて

発言者	発言要旨
夏井主事	ください。 コミュニティ助成事業費補助金については、ご指摘のとおり前年比 102 万 6 千円の増となっております。 増額の理由については、北 1 丁目の集合型村営住宅が建ったことにより、農家ではない方が多く住まわれることになりました。農家ではない方は刈払機を所有していないことから、住区長から刈払機の数が足りず数を増やしてほしいという申請があったため、そうした備品を購入するため増となったものです。
松橋委員	基本的に備品を買うための不足分が、今回たまたま大きくなる見込みという認識でよろしいでしょうか。
夏井主事	松橋委員おっしゃるとおりです。
松橋委員	刈り払い機などは明らかに必要だと思いますが、そういった物は住区長から申請すれば基本的には通るという認識でよろしいでしょうか。
庄司主査	コミュニティ助成事業費補助金について、歳入の雑入に自治総合センターコミュニティ助成金というものがございます。これは宝くじ助成を活用したもので、自治会などが役場を通して備品を購入する際に、10 分の 10 補助されるものです。上限が 250 万円となっており、村では各住区に毎年要望調査を実施しています。令和 6 年度の要望において、この補助金の対象にできる備品が少なかったということもあり 100 万円程度の予算額でしたが、令和 7 年度は夏井が申し上げた刈払機、それを保管する倉庫のほか、様々なイベントで使用する机が傷んできたので新たに机も購入します。これらは全自治会が使用できるよう自治会長連絡協議会で購入していただきます。 各自治会長から上がってきた要望に関しては、例えば東屋や自動草刈機など、一部対象外のものもありますが、自治総合センターの要綱により対象になるものについては助成しております。
石川主査	eLTAX 機能追加業務委託の内容について、国税の申告や納付について電子的に税を納めていただくことを目的として e-Tax というものが稼働しているわけですが、一方で地方税においても、全国の市区町村が一元的・統一的に運用していくことを目的に、eLTAX というシステムが稼働しております。

発言者	発言要旨
	eLTAX の機能の完全実装の期限が令和 8 年 10 月に設定されており、それに向けて毎年 eLTAX の機能を拡充してきているところです。 この eLTAX 等を中心とした電子申告納付に係る地方公共団体への業務支援や管理運営については、地方税共同機構という団体に担っていただいております。 現在では、住民税の普通徴収や特別徴収等の電子申告化や軽自動車税の登録や廃車の手続きが行うことができます。また、納付書に QR コードが印字されており、QR コードを通じて電子納付を行うことができます。 令和 7 年度、令和 8 年度において、対象税目等の拡充に向けた準備作業が必要だということで、令和 7 年度の必要な作業として 37 万 4 千円を計上しているものであります。
松橋委員	地方税電子申告サービス料について、これは eLTAX にかかる毎年度のランニングコストということでしょうか。
石川主査	eLTAX 機能追加等の業務委託はシステムの構築等に関する業務委託ということですので、今後機能が完全実装され運用することになると、ランニングコストは eLTAX を運用管理している地方税共同機構と地方団体との間で負担金という形で発生していくものと思われます。
松橋委員	これは実績や人口などに比例するのか、それとも定額で自治体ごとに決まっているものなのでしょうか。
石川主査	基本的にはおっしゃる通り、人口割などの部分が一つの要素となっております。 その他に収納の実績や規模などに応じた要素が組み合わさり負担割合が決定されます。
松橋委員	小規模自治体の負担が大きくなるという性格のものではないということですか。
石川主査	一定の人口の規模の割合で階層分けをした上で分類されているものと承知しております。
松橋委員	eLTAX の村の普及率はどうなっていますか。

発言者	発言要旨
石川主査	全体の納付に対する eTAX が占める割合というのは、はっきりとした数字はわかりませんが、村の税や料金を納めていただいている方々のうち、現金以外の納付が 7 割を超えております。農協等の口座からの振替が大半で、秋田県内の現金以外の納付率は多いところで 5 割を若干超えるくらいで、少ないところだと 3 割弱でしかない自治体もある中で、村の現金以外の納付率は以前から高い水準にあります。 加えて、近年口座振替以外にも、コンビニ収納やスマホによる収納、クレジット決済等の普及もありまして、その割合はどんどん高まってきているところです。 eTAX の普及率については、近隣自治体よりは高いとは思いますが、具体的な数字は把握しておりません。
菅原(史)委員	湖東厚生病院の運営費助成の件について、令和 11 年まで、病院の運営の状況によって支援するということかと思いますが、今回の予算は、令和 6 年度の実績に対する補助金という理解でよろしいでしょうか。 そうであれば令和 6 年度の状況はどうだったのか教えてください。
遠藤課長補佐	湖東厚生病院の運営費補助金については、5 年間同じ額を支払うこととなっており、毎年実績に応じて減額もしくは増額されることもございます。 例えば令和 6 年度は 700 万円台の補助金を当初予算で計上しており、3 月末に実績が出ますので、それに応じて補助金が減額もしくは増額されます。 令和 6 年から 5 年間は同じ額を当初予算で計上し、年度末にその年度の実績に応じた額を減額もしくは増額して、実績支払いするという仕組みになっております。
菅原(史)委員	まず予算としては定額で計上して、年度末に収支がわかった時点で、減額したり増額したりするという理解でよろしいですか。
遠藤課長補佐	そのとおりです。
菅原(史)委員	旧村営住宅利活用事業について、一部を解体せず残して移住定住のお試しのような形で使用するという内容だと思います。気になるのが、当初、村営住宅を老朽化に伴い解体するので、もともと住んでいた方に、ほかの住宅を準備しそちらへ住むようお願いした経緯があったと思うのですが、今回の

発言者	発言要旨
石川課長	対応は当初の予定と若干違っていると思います。この点についてはどのように考えますか。 旧村営住宅の利活用事業について、菅原委員がおっしゃるとおり、老朽化に伴う解体および建て替えは転居も含めてお願いしてきました。 残った今の12棟のうち3棟については、そのまま村営住宅として当面利用させていただく予定ですが、背景としては、村内法人の海外技能実習生などが村を訪れるケースが多くなってきておりまして、そういった方々が、一定の集団生活を送られる場合に対応可能な住宅がないため、このようなケースにも対応できるよう、村営住宅としての機能を一部残すということであります。残りの9棟については、村長の村政報告にもありましたとおり、近い将来解体するという考えのもとで、当面の間様々な交流事業等へ活用させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。 転居していただいた方に対し、結果的に解体しなかったなどといった追加のご説明等は、今現在はしておりません。 ただ、転居していただく上で、新たな村営住宅への入居を優先し、また転居費用として助成金を出すなどの対応はさせていただいております。
菅原(史)委員	利用する分にはそれで良いと思いますが、旧村営住宅に住んでいた方に出いただくための理由が、当初から変わったので、その点についての配慮として、色々な使い方をさせていただきたいといった旨の説明が必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。
石川課長	廃止した9戸を中心に多面的な利用も図っていくということになりますので、例えば広報等で、当分の間このように活用させていただきますという周知は可能と考えています。 個別の説明は現在のところ考えておりませんが、誠意をもって対応することが必要と思っておりますので、この点も併せて検討してまいります。
菅原(史)委員	誤解や行き違いがないよう、気をつけて進めていただければと思います。
工藤委員長	他にありませんか。 【なしの声】

発言者	発言要旨
工藤委員長	ないようですので、総務部門の歳出部分に関する質疑を終わります。 休憩します。(13:54)

令和 7 年第 2 回（3 月）大潟村議会定例会
令和 7 年度大潟村予算特別委員会 会議記録
【 福祉保健課 】

招 集 年 月 日	令和 7 年 3 月 13 日（木）					
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」					
開 会 日 時	令和 7 年 3 月 13 日（木） 14:03～16:50					
出 席 委 員 (11名)	委員長	工藤 勝	副委員長	齋藤 牧人	委 員	三村 敏子
	委 員	菅原 史夫	委 員	菅原アキ子	委 員	川渕 文雄
	委 員	松本 正明	委 員	黒瀬 友基	委 員	松橋 拓郎
	委 員	大井 圭吾	委 員	松雪 照美	オブザーバー	丹野 敏彦
欠 席 委 員 (0 名)						
出 席 職 員 (10 名)	【特別職】		【監査委員】		【議会事務局】	
	副村長 工藤 敏行		代表監査委員 佐々木 秀樹		事務局長 近藤 綾子	
	【福祉保健課】					
	課 長 北嶋 学		課長補佐 小林 豊		主 査 進藤 三枝	
	主 事 角田 伸代		主 事 安田 麻鈴		主 事 佐藤 佑樹	
	【保健センター】		【診療所】		【地域包括支援センター】	
主 査 渡辺 祥達		技 師 伊藤 茂美		保健師 近藤 幸希		

付託事件	議案第 25 号	令和 7 年度大潟村一般会計予算案
	議案第 26 号	令和 7 年度大潟村診療所特別会計予算案
	議案第 27 号	令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
	議案第 28 号	令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
	議案第 29 号	令和 7 年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
	議案第 30 号	令和 7 年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
	議案第 31 号	令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計予算案
	議案第 32 号	令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計予算案

発言者	発言要旨
工藤委員長	再開します。(14:03)
工藤委員長	休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

発言者	発言要旨
	ここからは福祉保健課部門の審査を行います、福祉保健課の担当する部門には、一般会計と特別会計の両方が含まれております。 初めに一般会計の審査を行い、その後、特別会計の審査を順次行います。 では、福祉保健課部門の審査を行います。 一般会計歳入部分について当局の説明を求めます。
小林課長補佐	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、歳入部分について質疑に入ります。 質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	31 ページの福祉医療費の補助金が増えていますが、これは対象になっている方が増えているということの理解でよろしいでしょうか。
角田主事	福祉医療費の補助金が昨年より 463 万千円ほど増額している理由ですが、令和 6 年 4 月に県の補助金の要綱が改正されまして、対象となる方が増えたことが理由となっております。
菅原（ア）委員	対象者が増えているということですが、昨年と比べて、大体何名くらいが増えているか教えていただけますか。
角田主事	具体的な数字に関しましては手元に資料がないのでお答えできないですが、県の補助要綱上所得制限により扶助対象外となっていた方について、主に児童になるのですが、保護者の所得制限によって補助対象外となっていた方々の所得制限が撤廃されたために、対象者となる方が増えたという認識になっております。
大井委員	27 ページの児童手当負担金の内訳を教えてください。
進藤主査	まず増額になっている理由から申し上げますと、昨年の 10 月から児童手当法が改正になりまして対象の方が増えております。 制度改正の内容ですけれども、これまで中学生までであった対象者が高校生までに拡大されたこと、あと所得制限が撤廃されたことによって対象者が増えています。 制度の内容の大幅な改正であるために詳細な比較はできませんが、延べの対

発言者	発言要旨
	象人数で比較しますと、令和 6 年度の予算のときの対象者数が 3,399 人であるのに対し、今年度は 4,476 人ということで 1,077 人の増になっております。 積算としましては 1 人当たりの金額が決まっておりますので、それを延べ人数でかけて計算をしております。児童手当につきましては昨年の改正で、これまで年に 3 回の支給が偶数月の支給になりましたので、支給の回数も増えております。 ただこれまでも数ヶ月分をまとめて支払うという形だったので 1 人当たりの支払いに対する額が制度改正以外で増えたということではありません。
大井委員	全員同じ金額ということによろしいですか。
進藤主査	制度改正後になりますと 3 歳未満の方で第 1 子、第 2 子は一人当たり 1 万 5,000 円、第 3 子以降は 3 万円で 3 歳以上それから高校生年代までが第 1、第 2 子が 1 人当たり 1 万円で第 3 子以降は 3 万円ということになっております。
大井委員	ありがとうございます。もう一点、民生委員協議会負担金とありますが、これは民生委員の方に支払われるお金でしょうか。もしそういうことでしたらどのような内訳かを教えてください。
小林課長補佐	こちら歳出では、民生委員に対して補助金を出しており、補助金額が 90 万 2,000 円で、こちらの方に充当されるものとなっております。
黒瀬委員	31 ページの県支出金の出産子育て応援交付金、これが千円になっていますが、これは何でしょうか。
進藤主査	こちら制度が来年度から変わることになっておりまして国県の負担割合が変わったものです。 具体的に言いますと、給付金の事業についてこれまで要綱での給付でしたが、法制化制度化されまして、国の給付金につきましては国の補助率が 10 分の 10 になったことによるものです。 ただ存知項目で、県の分を残しているのが、令和 6 年中に生まれた方が 7 年になって申請しても、6 年中の規定にのっとって補助金が算定されることとなりますので、存置項目として残しております。
黒瀬委員	分かりました。そうすると、今までは県と国で半分ずつだったということでした。

発言者	発 言 要 旨
進藤主査	ようか。 国の方の金額が去年とそんなに大きく変わらないような気もするのですが、そこを教えてください。 こちらは歳出に応じた補助割合になっているので歳出が縮小したことにより国の補助金の金額も減っています。 歳出の人数の積算ですが、昨年より少なく積算しているので、こういった金額になっております。
三村委員	27 ページの保健センター費補助金のところの医療施設運営費等補助金というのはどういうことに使われるのかを教えてください。
渡辺主査	医療施設運営費等補助金ですけれども、こちらの内容は、こども園と小学校で行っているフッ化物洗口事業に対する補助金になります。 令和 6 年度から県の方からフッ化物洗口事業をやるのであれば、この補助金の対象になりますという連絡がありまして、令和 6 年度から補助金を申請しております。
工藤委員長	他にございませんか。
角田主事	先ほどの福祉医療の部分についてのご質問に答えさせていただきます。補助対象になる方々がどのくらい増えたかというところですが、令和 5 年度段階で約 240 名が村単独で福祉医療を行っていた方々となります。 ですので、令和 6 年 4 月 1 日の県の要綱改正にあたって、新たに補助対象となった方々は約 240 名になります。 以上です。
工藤委員長	他にございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、次に福祉保健課の一般会計歳出部分について当局の説明を求めます。
小林課長補佐	【資料に基づき説明】

発言者	発言要旨
進藤主査 渡辺主査 角田主事 安田主事 佐藤主事	
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、福祉保健課部門の一般会計歳出部分について質疑に入ります。質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	117 ページのがん検診事業ですけれども、胃の内視鏡検診ということで、50 代から 60 代を主に考えており、個人負担が、50 代が 2,000 円、60 代が 4,000 円というご説明がありました。 当分この年齢層を基準にしていくのでしょうか。それとも今後何年間、例えば 70 代とか、そういう年齢層の見直してみたいなものは考えていますか。
渡辺主査	年齢については、当面この年齢でいきたいと考えております。秋田県で行っている「広域的な対策型胃内視鏡検診」に参加する予定で、県の方で年齢が定められております。その年齢に従う形で、実施していきたいと考えております。
菅原（ア）委員	個人で受診するよりも軽い負担で済むと思いますし、いい事業だなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。
松雪委員	123 ページの新規事業フレイル健診事業についてお尋ねしたいのですが、健康と要介護の間というこの測り方はどのような形で測るもののでしょうか。
渡辺主査	フレイル健診の内容ですけれども、運動の検査の場合は、片足できちんと立てるかということや、歩行速度を計測したり、椅子から立ち上がる状態を確認したりして計測を行います。口腔に関しましては、歯科衛生士さんによる口の確認ですとか、咀嚼ガムを使って確認します。赤いガムと青いガムを同時に 60 回程度噛むのですが、それできちんと咀嚼ができていますと紫色のガムになりますが、機能が低下している方は、まだら模様のガムになってしまいます。そういう検査を行って評価をしております。
松雪委員	そうしますと、対象の方たちにセンターの方にいらしていただくということでしょうか。また周知する方法というのは、どのような形になるのでしょうか。

発言者	発 言 要 旨
渡辺主査	周知については広報や全戸配布やホームページなどを考えております。今のところ、場所を保健センターではなくもっと広い村民センターなどを使って開催できないかと考えております。
松橋委員	2点あります。まず一つ 109 ページの一番下の渦っ子 Baby ギフト事業の事業内容をお伺いしたいというのが一点です。 もう一つが 123 ページのネウボラ事業です。これもよく聞くところで大潟村にはネウボラ事業があって切れ目なくというような文脈で語られますが、ちょっと自分で調べてみてもあんまりよく分からないというのがありまして、改めてネウボラ事業というはどういうものなのかをお伺いします。
進藤主査	渦っ子 Baby ギフト事業の概要についてからご説明いたします。 妊娠届をしたときに、保健センターの方に母子手帳の申請に来られたときに国からの給付金が 5 万円、それから出産してから国からまたさらに 5 万円、あと県の単独の事業で 2 万円、村からは 10 万円の給付をするというのが給付事業になっております。 その給付をするにあたっては伴走型相談支援事業ということで、保健センターの方で必ず保健師との面談が必要になるという事業になっております。
松橋委員	一時金といいますか、お祝い金みたいな形で給付していただける事業ということが分かりました。ありがとうございました。
渡辺主査	ネウボラ事業ですけれども、目的としては、妊娠出産、子育てまで切れ目のない支援を行うため保健センターに設置されたものです。令和 3 年度に設置されております。 行っている内容ですが、妊娠前の不妊治療のご相談から母子手帳の交付、出産後のパパママ教室、保健師さんによる赤ちゃんの全戸訪問、子育てしていく上で不安のある方については産後ケア事業での相談、あとは子育てがちょっと大変だという方については家事支援を行うなど、妊娠前から子育て中のフォローをしていくような事業となっております。
松橋委員	ありがとうございます。こども園に子供を預ける前のお母さんの孤立を防ぐみたいな文脈で語られることもあるような気がしますが、何かその交流の場みたいな機能というのがありますか。

発言者	発言要旨
渡辺主査	パパママ教室ですとか、あとはフリーマーケットなどの開催をして、お子さんの年齢の近い親御さんと交流を図れるような場の提供というのは、行っております。
松橋委員	ということは何回か開催されるイベント教室ですとかフリーマーケットとかに集まってくるとそこで交流ができるという感じで、何か継続的な交流の場としての機能はそこにはないようなイメージで合っていますか。
渡辺主査	松橋委員のおっしゃるように、交流の機会の提供というのはしていますが、その後の継続的な部分は弱いところがあると思います。
松橋委員	あと毎年の出生数で子供が何人生まれるかというのは当然把握されていると思いますが、その中で、ネウボラ事業を利用するというのか、参加する人の割合というのは、大体どのぐらいのイメージですか。
渡辺主査	出産後すぐのパパママ教室ですとかそういうものについては、ほぼ 100%参加いただいております。
松橋委員	出産から子育てまでっていうところですけども、出産直後過ぎたあたりからというのはどんな感じになっていきますか。
渡辺主査	各事業への参加状況については、今手元に資料がありませんので後ほどまとめてご報告させていただきます。
黒瀬委員	99 ページの一番下にあります高齢者バス利用支援事業負担金というところでこの高齢者バス利用支援事業の内容と、あとその次のページにあります高齢者等配食サービス扶助費の方の具体的なサービス内容を教えていただけないでしょうか。
進藤主査	高齢者バス利用支援事業についてご説明いたします。 高齢者バスについては、高齢者ですとか障害のある方が自立して安心して暮らすために、マイタウンバスの利用について運賃を村が負担するという事業になっております。 対象者としましては 75 歳以上の方あと運転免許を自主的に返納した方等が対

発言者	発言要旨
小林課長補佐	象となっております。 こちらの対象になった方にマイタウンバスの村内無料定期券というものを交付して使っていただいております。 配食サービスにつきましては高齢者等で食事の準備が困難等になる方に対して、事前登録を行いながら、毎週２日間、火曜日金曜日にお弁当を配達するという事業となっております。こちらは高齢者の見守りというところもありますが、こちらの扶助費につきましては、１人暮らしの高齢者、そして障害を持っている方に対して、上限３００円で２分の１の補助をするという事業となっております。
黒瀬委員	高齢者等配食サービスはどこが実施しているのでしょうか。
小林課長補佐	実施は社会福祉協議会の方で取りまとめさせていただいております。
黒瀬委員	１０５ページのふれあい健康館の管理運営事業の指定管理料、これが増額になっている理由を教えてくださいのとあともう１点ですね、１２１ページ带状疱疹予防接種扶助費が上がっていますが、今回の村政報告の中で、国の補助事業だと元々村がやっていた事業と年齢等違いますが、もう一度教えていただければと思います。
小林課長補佐	ふれあい健康館の指定管理料の増額ですけれどもこちら主に光熱水費そして灯油代の燃料費が増額となっております。 現在温泉の方からは、あまり熱くないお湯が供給されているというところに足し湯をして加温しているという状況でありまして、その分の水代そして灯油代こういったところの増額というものが主なものとなっております。
渡辺主査	带状疱疹ワクチンについてですが令和７年度より国で定める定期接種の中に含まれることとなりました。その内容ですけれども、対象年齢が６５歳の方です。令和７年度から５年間に限り７０歳、７５歳、８０歳、８５歳、９０歳、９５歳、１００歳と５歳刻みの年齢の方も対象となっております。 また、令和７年度に限り１００歳以上の方全員が対象となっております。 こちらが国の方の対象です。本年度から大潟村でも带状疱疹ワクチンの助成を行っていますが、こちらは５０歳以上の方全員を対象として実施しております。 村の補助と、国の補助の違いはその部分です。

発言者	発言要旨
黒瀬委員	ふれあい健康館の指定管理料ですけど、ふれあい健康館はもみ殻熱供給の対象ですよね。そこは影響しているのでしょうか。
小林課長補佐	もみ殻の熱供給につきましては、現在もみ殻バイオマスによる熱供給は順調に健康館の方に入ってきているということですが、もみ殻供給でどれぐらい減額になるかというところが不明であったため、例年通りの電気料そして灯油代含めて積算しているというものであります。 また、こちらの指定管理料につきましては最終的に精算を行いますので、使わなかった部分は 3 月で精算していただいて返金になるという予算となっております。
松本委員	123 ページの健康管理システム改修事業ですが、標準化対応業務令和 7 年 6 月版データ標準化ということで、ガバメントクラウド使用料とかも含めて、先ほど言っていた総務企画課の基幹業務システムの標準化事業と一緒にのでしょうか。同じようにガバメントクラウド利用料とか令和 7 年度中に整備していくということで、総務企画課の方の基幹業務システムの標準化事業にこれが含まれているのか、それともこれは福祉保健課単独で行っている事業なのかということをお教えいただけますか。
渡辺主査	健康管理システム改修業務についてはこちらの一番上にあります健康カルテ標準化対応業務委託料と、一番下のガバメントクラウド使用料については、総務企画課で上げたものと内容的には同じものとなります。ただ、健康管理システムを管理しているのが、保健センターですのでこちらのほうで予算は計上しております。 真ん中の令和 7 年 6 月版データ標準化レイアウト対応業務というのは、マイナポータルにご自身の予防接種の状況などを見ることができるようにするための改修となります。 他の真ん中の部分については、総務企画課の部分とは関係ないということになります。
松本委員	総務企画課では基幹業務システム標準化事業ということで新規で上がっていて、額が大きかったので、基幹業務システムのところでは、国庫補助の部分が 3 分の 1 くらいということでしたが、今回この健康管理システムの健康カルテとかガバメントクラウド使用料に関して、予算的には国庫補助っていうのは、総務企画課とは別に福祉保健課の方で分けているのでしょうか。かなりこの項目の

発言者	発言要旨
	ところが長いので、どうなっているのか教えてください。
渡辺主査	補助金につきましては総務企画課の方と話しまして、この健康管理システム以外の総務企画課で挙げた部分で、補助金を使い切るということで、こちらの健康管理システムの改修については、ここの予算科目では補助金というのはいない形になっています。
松本委員	他の課を見てもこういったガバメントクラウドを使用しているところが見当たらないですけど、福祉保健課で他にこのガバメントクラウドを使用して何かやるという事業は、他にありますか。
渡辺主査	他の改修についてはガバメントクラウド利用料というのは計上しておりません。
工藤委員長	他にございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、福祉保健課部門の一般会計歳出部分についての質疑を終わります。 休憩します。(15:11)
工藤委員長	再開します。(15:18)
工藤委員長	休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。 診療所特別会計の歳入及び歳出部分について当局の説明を求めます。
伊藤技師	【資料に基づき説明】
工藤委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
大井委員	へき地医療施設等整備費補助金を来年度から申請しないということですけど、経緯を説明いただければと思います。

発言者	発言要旨
伊藤技師	こちらは毎年申請するものではなく、この補助金については、医療機器等を購入した場合に利用しているものです。 令和6年度については、医療機器を購入したために、計上したんですけれども、令和7年度についてはその予定がないということです。
松本委員	267 ページの診療所補改修整備事業で空調設備改修工事ということで、発熱外来のところに空調がなかったということだったので、今まではどのあたりでやっていたのでしょうか。
伊藤技師	発熱外来としては診療する側ではなくて、病室側を利用して、現在もやっているところですが、暖房設備はあるのですが、冷房設備がなく、冷房のある部屋を利用しておりました。 冷房のある部屋というのが病室なんですけれども、そこを利用していたのですが、少し入口から離れているものですから、便の良い入口に近い発熱外来の部屋に空調設備を整えたいということで計上しております。
黒瀬委員	260 ページの1 款診療収入の2 項その他診療収入の今回増えてる部分と健康診断等とありますが具体的に内訳を教えてくださいと思います。
伊藤技師	その他診療収入については、健康診断と予防接種等の保険適用外の診療収入となっております。 健康診断については、特に増加ということはないんですけれども、予防接種についてはコロナのワクチン接種と带状疱疹の予防接種について、今年度多くの方が接種されたということで、来年度もそれを見越しまして、予算の計上をしております。
工藤委員長	他にございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、診療所特別会計についての質疑を終わります。 次に、国民健康保険事業特別会計の歳入および歳出部分について当局の説明を求めます。

発言者	発言要旨
安田主事	【資料に基づき説明】
工藤委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
大井委員	297 ページに、補助事業でヘルスアップ支援事業というのが載っているということですが、これは委託料という形なんですけど、どこに委託するか、どういう風な運営をされるんでしょうか
安田主事	委託先としては、現在、株式会社データホライゾンという会社に随意契約で委託を行う予定となっております。
大井委員	データホライゾンに委託して、自分も間違ったら対象者になるんじゃないかなと思っているんですけど、どういう流れで進められるのか教えてもらえればと思ったのですが、まだ決まってないでしょうか。
安田主事	データホライゾンが所有する特許技術を用いてデータ処理を行い、対象者を抽出していただくことで、これまで保健指導が行き届かなかった特定健診の未受診者などに医療機関受診の勧奨や保健指導を行うといったものになります。
大井委員	わかりました。
黒瀬委員	同じくヘルスアップ支援事業業務についてお聞きしたいのですが、県の補助事業ということですが、これは県全体として市町村でやられる、一括してやるような形のもののなか、それとも村単独という形なのかっていうのが1点と、あと、これは今後基本的に毎年継続していくような事業になるのでしょうか。その2点を教えてください。
北嶋課長	県内全市町村が対象となっているわけではなく、先行してやっている市町村名を出せば、三種町、能代市、上小阿仁村などの周辺の市町村は既に行っているところで、村が1年遅れたような形でこの補助事業を活用して実施しようとするものです。 継続するかどうかにつきましては、後ほど報告させていただきたいですが、これまで、例えば総合健診とかで、まず糖尿病や多剤服薬の対象者と

発言者	発 言 要 旨
	なっている、そういった方々に指導ができなかったようなことが、これによって対象者を絞って指導といいますか、勧奨するというようなことは、村の方々の健康にとっても有意義なものであると思いますので、補助事業あるなしに関わらず、できれば続けていきたいなと思っているところです。
黒瀬委員	今の項目の下にあります特定健康診査等事業費ですけれども、予算（案）概要書に主要な施策として載っているんですけれども、財源の内訳が違うようで、どちらが正しいんでしょうか。
北嶋課長	ご指摘の通り、予算書の方ではその他が 136 万 6 千円、一般財源が 169 万円となっております。概要の方ではその二つが合計されて一般財源が 305 万 6 千円となっております。 大変申し訳ないですが、総務企画課で予算（案）概要を作成していますので、後ほど確認して回答させていただければと思います。
工藤委員長	他に質疑ありませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、国民健康保険事業特別会計についての質疑を終わります。 次に、介護保険事業特別会計の歳入および歳出部分について当局の説明を求めます。
佐藤主事 近藤保健師	【資料に基づき説明】
工藤委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	327 ページの在宅医療・介護連携推進事業費について、今まで 4 町村との連携事業として見ていたのですけれども、コロナ対応もあって難しくなり、村単独の事業となったという説明でした。 今までの 4 町村での連携事業としての効果、あるいは村単独でやっているときの効果の内容をどういうふうに感じておられるでしょうか。

発言者	発 言 要 旨
近藤保健師	また、コロナ対応後の今、今後も村単独で続けていかれる意向でしょうか。その辺もお聞きしたいと思います。 4 町村での連携がまた今後復活するのか、それともこのまま村単独として考えていかれるのでしょうか。 南秋 4 町村が合同で行っていたときは、4 町村の介護予防事業所や医療機関、その他関係者を集めて交流会・研修会を行っていました。 合同で行っていたことで対象が広く、たくさんの方々が集まって、情報の共有や新たな情報で効果的に行われていたと引き継いでおります。 4 町村で打ち合わせを行い、今後の事業についての見直しを行い、令和 7 年度、村としては、住民向けに啓発のための講演会を行うことを予定しています。 また、今後の連携については、4 町村と湖東病院との連携について、今後話し合い決めていくこととなっております。
菅原（ア）委員	4 町村でその情報の共有が図られ、いろんな面でいいことはあると思うんですね。 ですので、これから協議しながら、またやっていくかどうかを決めるということですが、どうか共有が図られて、村民にとっても効果があるような、そういう事業であってほしいと思います。
黒瀬委員	予算（案）概要の介護保険事業で、主要な施策の地域支援事業費というのが入っているのですが、この事業費の計算が合わなくてですね。 予算書でいうと、どの項目がこれに当たるのかを教えてくださいたいです。
佐藤主事	地域支援事業費は 3 款全体の金額になります。
黒瀬委員	3 款全体で合いますか。
佐藤主事	予算書の 308 ページの歳出の 3 款地域支援事業費の今年度予算額の数字となります。
黒瀬委員	その数字と 3 款全体の金額が合うかという確認です。

発言者	発言要旨
佐藤主事	はい。合います。
工藤委員長	他に質疑ありませんか。
	【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、介護保険事業特別会計についての質疑を終わります。
北嶋課長	先ほど国民健康保険特別会計の中で、黒瀬委員から予算（案）概要の中の18ページのところで、特定健康診査等事業費の内訳が違うのではないかというお話ですけども、予算書が正しく、予算（案）概要が修正をお願いしますということで、その他のところに136万6千円、一般財源で169万円、最初に記載されているものが305万6千円とそれを分解した形にはなるわけですが、そういうふうな形で予算（案）概要の方を修正させていただければと思います。 なお、その他の内訳につきましては、国保税を充当しているというような形になっております。 大変失礼しました。
工藤委員長	次に介護保険介護サービス事業特別会計の歳入および歳出部分について当局の説明を求めます。
小林課長補佐	【資料に基づき説明】
工藤委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	予算（案）概要で、ひだまり苑及びデイサービスセンターにおいて計画的に施設の補改修や備品の更新を実施すると書いてありますが、この中の備品というのはどういうものが備品になるのか教えていただきたいのですが、例えばほうきとか掃除機とか、それから車いすとかはどうですか。
小林課長補佐	現在、備品として新たに購入しているのは車椅子対応の体重計ですとか、あとは車椅子を近年は備品として購入しております。

発言者	発言要旨
三村委員	そうすれば、掃除機とかほうきとか、いろいろあるとは思いますが、そういう小さいものは正和会の方で購入する。 車椅子の修理が必要とか正和会の方で購入が必要だと申し出があって、村の方で購入するということでしょうか。
小林課長補佐	指定管理の中で当初から備品として指定管理者に貸与しているものの故障につきましては村で修理しております。 また、ほうきですとかそういう小さな消耗品的なものにつきましては、正和会さんの方で購入していただいていると認識しております。
菅原（ア）委員	348、349 ページの施設介護サービス事業費ですけれども、人件費とか、物価の高騰とか、そういうので前年度よりもかなりの額が増加しております。 それに対して今現在、入所されている方々への影響とか、そういう変化は何かあるのでしょうか。
小林課長補佐	入所者から新たに負担というものはありません。
菅原（ア）委員	全て正和会にお願いしているという中で、新たに給食をお願いした会社とか、そういう人たちに村として、補助というか、費用を全額村から出しているという理解でよろしいでしょうか。 人件費も、人手が足りないという中で、今の物価高とかそういうことで村がかなりの額を去年よりも負担するということですね。
小林課長補佐	入所者の方々の給食費につきましては介護報酬でも決められており、入所者も負担することにはなっているのですが、そちらの介護報酬につきましては令和 6 年度は改定がなされませんでした。これだけ物価が上がってきて、給食費の方は本当に高騰していて、実際、大潟村としての持ち出しも増えているというのは事実であります。 近年の物価や人件費の高騰ということで、実際には令和 4 年度から令和 5 年度におきましても、指定管理料で 500 万円ほどの増額を行ってききましたが、令和 5 年度から令和 6 年度に指定管理を見直したときに、あまりにも給食費が高騰するという事で正和会さんもしろいろと考えて自前で調理するなど、令和 6 年度予算につきましては、200 万円ほど下げた予算を組んでおりました。 ただ、そのときに給食の業者から提示されたのは、もう 1 千万ほど増額の

発言者	発言要旨
菅原（ア）委員	予算要求だったと聞いております。 人が集まらなかったということを見込みが間違えていたということで正和会さんの方も非常に反省しているわけですが、それに伴ってまた令和 6 年から令和 7 年に物価が上がったところで、大幅な増額になってしまったというところをご理解いただければと思います。 人件費とかなかなかそういう方々のお世話をする人が集まらないっていう中で、外国の方々とかもお願いしているという風に聞いているのですけれども、実際、正和会は、大潟村で言えばひだまり苑なのですが、日本人だけでなく、外国の方々もいらっしゃるのでしょうか。
小林課長補佐	現在、技能実習生は 3 名ほど在籍していると伺っております。 今年度も、その技能実習生が来ており、ずっといただければいいんですけれども、定着が難しいというところもありますが、正和会さんとしては、現在も 3 名の技能実習生を受け入れて、指導し、頑張ってもらっているというふうに聞いております。
川渕委員	関連質問なのですが、正和会さんをお願いをして、給食の関係です。こういう風に物価が、いわゆる 2 倍 3 倍と上がっているときには、業者にだけ無理を言わず、事業主の方も一定程度負担するといいますか、そういう形の中で給食を間違いなく出していただけるような方向でやっていただきたいと思いますけどいかがなものでしょうか。
小林課長補佐	現在、指定管理は 5 カ年の基本協定を結んでおります。正和会では毎年工夫しながら、契約している 5 年間の総額の中でやりくりをしながら事業を進めており、5 カ年のトータルでは契約金額の範囲内で事業を行っていただいております。
黒瀬委員	指定管理料の話で給食の外部委託等に伴い委託費が増になっているのですけれども、給食費の話って確か、設備を導入し自前でというお話だったと思うのですが、いつから移行されて、前の給食事業者をとする形はどのタイミングからどうやられたのか教えていただけますか。
小林課長補佐	調理器具を入れて自前で行う事としていたのは 7 月で、実際に機械は導入して調理を行うということで人材募集を行っていました。

発言者	発言要旨
	7月までは旧委託業者ですがメフォスさんでやっていただいて、7月から本格的に再加熱調理器というものを導入して自前で行うこととし、再加熱調理器を導入することによって、調理人の早出がなくなり、求人にも応募してくれるんじゃないかということで考えていたのですが、実際には、人手不足が収まらず、人が集まらなかったという現状であったため見直しを行ったものであります。
黒瀬委員	新たな給食事業者が12月からよかったですか。
小林課長補佐	新たな調理業者は12月から契約をして給食の提供を行っていただいております。
黒瀬委員	再加熱の調理の機械を入れたわけですがけれども、それは何かしら役立っているのかどうかという点が気になるのと、あともう1点、今回3,100万円ほど上がっていますが、給食以外にもいろいろコストが上がってる部分もあると思うのですが、そのあたり、厳密に分けにくいかもしれませんが、給食費の部分がどれぐらいで、それ以外に何があるかというところを教えてくださいませんか。
小林課長補佐	再加熱調理器につきましては、現在の業者も、便利な機能ですので引き続き使っていただいております。 また、給食費とその他は主に人件費なのですが、調べて後ほど回答させていただきます。
工藤委員長	他に質疑ありませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、介護サービス事業特別会計についての質疑を終わります。 次に、議案第29号「令和7年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案」について当局の説明を求めます。
佐藤主事	【資料に基づき説明】

発言者	発言要旨
工藤委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
黒瀬委員	歳入のところで、保険料の増の理由が対象者が増加したということだったのですけれども、前年と今年度が何名かがわかれば教えていただけますか。
佐藤主事	後ほど調べて回答させていただいてよろしいでしょうか。
黒瀬委員	国民健康保険事業特別会計の質疑が終わってしまったのですけれども、同じく対象者を教えていただくことはできますか。
工藤委員長	他に質疑ありませんか。
	【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、後期高齢者医療特別会計についての質疑を終わります。 以上で、福祉保健課部門についても質疑を終わります。
工藤委員長	休憩します。(16:46) 再開します。(16:47)
小林課長補佐	回答を保留にしておりました介護サービス事業特別会計の増額割合に關しまして、おおよそ人件費で 500 万円程、給食費で 2,000 万円程、そのほか 600 万円程が電気料等となっております。
工藤委員長	休憩します。(16:49) 再開します。(16:50)
工藤委員長	ここで、本日の審議を終了し、休憩といたします。 再開は、翌日（3 月 14 日）の午前 9 時とします。 (散会 16:50)

令和 7 年第 2 回（3 月）大潟村議会定例会
令和 7 年度大潟村予算特別委員会 会議記録
【 福祉保健課 】

招集年月日	令和 7 年 3 月 13 日（木）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」		
開 会 日 時	令和 7 年 3 月 13 日（木） 15:18～16:50		
出席委員 （11名）	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委 員 三村 敏子
	委 員 菅原 史夫	委 員 菅原アキ子	委 員 川渕 文雄
	委 員 松本 正明	委 員 黒瀬 友基	委 員 松橋 拓郎
	委 員 大井 圭吾	委 員 松雪 照美	オブザーバー 丹野 敏彦
欠 席 委 員 （0 名）			
出席職員 （12名）	【特別職】 副村長 工藤 敏行 【福祉保健課】 課 長 北嶋 学 主 事 角田 伸代 【保健センター】 主 査 渡辺 祥達 【監査委員】 代表監査委員 佐々木 秀樹 課長補佐 小林 豊 主 事 安田 麻鈴 【診療所】 技 師 伊藤 茂美 【議会事務局】 事務局長 近藤 綾子 主 査 進藤 三枝 主 事 佐藤 佑樹 【地域包括支援センター】 保健師 近藤 幸希		

付 託 事 件	議案第 26 号 令和7年度大潟村診療所特別会計予算案
	議案第 27 号 令和7年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
	議案第 28 号 令和7年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
	議案第 29 号 令和7年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
	議案第 30 号 令和7年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	再開します。（15:18）
工藤委員長	休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。 診療所特別会計の歳入及び歳出部分について当局の説明を求めます。
伊藤技師	【資料に基づき説明】

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。 質疑ございませんか。
大井委員	へき地医療施設等整備費補助金を来年度から申請しないということですが、経緯を説明いただければと思います。
伊藤技師	こちらは毎年申請するものではなく、この補助金については、医療機器等を購入した場合に利用しているものです。 令和6年度については、医療機器を購入したために、計上したんですけれども、令和7年度についてはその予定がないということです。
松本委員	267 ページの診療所補改修整備事業で空調設備改修工事ということで、発熱外来のところに空調がなかったということだったので、今まではどのあたりでやっていたのでしょうか。
伊藤技師	発熱外来としては診療する側ではなくて、病室側を利用して、現在もやっているところですが、暖房設備はあるのですが、冷房設備がなく、冷房のある部屋を利用しておりました。 冷房のある部屋というのが病室なんですけれども、そこを利用していたのですが、少し入口から離れているものですから、便の良い入口に近い発熱外来の部屋に空調設備を整えたいということで計上しております。
黒瀬委員	260 ページの1 款診療収入の2 項その他診療収入の今回増えてる部分と健康診断等とありますが具体的に内訳を教えてください。
伊藤技師	その他診療収入については、健康診断と予防接種等の保険適用外の診療収入となっております。 健康診断については、特に増加ということはないんですけれども、予防接種についてはコロナのワクチン接種と带状疱疹の予防接種について、今年度多くの方が接種されたということで、来年度もそれを見越しまして、予算の計上をしております。
工藤委員長	他にございませんか。 【なしの声】

発言者	発言要旨
工藤委員長	ないようですので、診療所特別会計についての質疑を終わります。 次に、国民健康保険事業特別会計の歳入および歳出部分について当局の説明を求めます。
安田主事	【資料に基づき説明】
工藤委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。 質疑ございませんか。
大井委員	297 ページに、補助事業でヘルスアップ支援事業というのが載っているということですけど、これは委託料という形なんですけど、どこに委託するか、どういう風な運営をされるんでしょうか
安田主事	委託先としては、現在、株式会社データホライゾンという会社に随意契約で委託を行う予定となっております。
大井委員	データホライゾンに委託して、自分も間違ったら対象者になるんじゃないかなと思っているんですけど、どういう流れで進められるのか教えてもらえればと思ったのですが、まだ決まってないでしょうか。
安田主事	データホライゾンが所有する特許技術を用いてデータ処理を行い、対象者を抽出していただくことで、これまで保健指導が行き届かなかった特定健診の未受診者などに医療機関受診の勧奨や保健指導を行うといったものになります。
大井委員	わかりました。
黒瀬委員	同じくヘルスアップ支援事業業務についてお聞きしたいのですが、県の補助事業ということですけども、これは県全体として市町村でやられる、一括してやるような形のものなのか、それとも村単独でという形なのかっていうのが1点と、あと、これは今後基本的に毎年継続していくような事業になるのでしょうか。その2点を教えてください。
北嶋課長	県内全市町村が対象となっているわけではなく、先行してやっている市町

発言者	発 言 要 旨
	村名を出せば、三種町、能代市、上小阿仁村などの周辺の市町村は既に行っているところで、村が1年遅れたような形でこの補助事業を活用して実施しようとするものです。 継続するかどうかにつきましては、後ほど報告させていただきたいですが、これまで、例えば総合健診とかで、まず糖尿病や多剤服薬の対象者となっていて、そういった方々に指導ができなかったようなことが、これによって対象者を絞って指導といいますか、勧奨するというようなことは、村の方々の健康にとっても有意義なものであると思いますので、補助事業あるなしに関わらず、できれば続けていきたいなと思っているところです。
黒瀬委員	今の項目の下にあります特定健康診査等事業費ですけれども、予算（案）概要書に主要な施策として載っているんですけれども、財源の内訳が違うようで、どちらが正しいんでしょうか。
北嶋課長	ご指摘の通り、予算書の方ではその他が136万6千円、一般財源が169万円となっております。概要の方ではその二つが合計されて一般財源が305万6千円となっているところです。 大変申し訳ないですが、総務企画課で予算（案）概要を作成していますので、後ほど確認して回答させていただければと思います。
工藤委員長	他に質疑ありませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、国民健康保険事業特別会計についての質疑を終わります。 次に、介護保険事業特別会計の歳入および歳出部分について当局の説明を求めます。
佐藤主事 近藤保健師	【資料に基づき説明】
工藤委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。

発言者	発 言 要 旨
菅原（ア）委員	327 ページの在宅医療・介護連携推進事業費について、今まで 4 町村との連携事業として見ていたのですけれども、コロナ対応もあって難しくなり、村単独の事業となったという説明でした。 今までの 4 町村での連携事業としての効果、あるいは村単独でやっているときの効果の内容をどういうふうに感じておられるでしょうか。 また、コロナ対応後の今、今後も村単独で続けていかれる意向でしょうか。その辺もお聞きしたいと思います。 4 町村での連携がまた今後復活するのか、それともこのまま村単独として考えていかれるのでしょうか。
近藤保健師	南秋 4 町村が合同で行っていたときは、4 町村の介護予防事業所や医療機関、その他関係者を集めて交流会・研修会を行っていました。 合同で行っていたことで対象が広く、たくさんの方々が集まって、情報の共有や新たな情報で効果的に行われていたと引き継いでおります。 4 町村で打ち合わせを行い、今後の事業についての見直しを行い、令和 7 年度、村としては、住民向けに啓発のための講演会を行うことを予定しています。 また、今後の連携については、4 町村と湖東病院との連携について、今後話し合い決めていくこととなっております。
菅原（ア）委員	4 町村でその情報の共有が図られ、いろんな面でいいことはあると思うんですね。 ですので、これから協議しながら、またやっていくかどうかを決めるということなのですけれども、どうか共有が図られて、村民にとっても効果があるような、そういう事業であってほしいと思います。
黒瀬委員	予算（案）概要の介護保険事業で、主要な施策の地域支援事業費というのが入っているのですけれども、この事業費の計算が合わなくてですね。 予算書でいうと、どの項目がこれに当たるのかを教えてくださいたいです。
佐藤主事	地域支援事業費は 3 款全体の金額になります。
黒瀬委員	3 款全体で合いますか。
佐藤主事	予算書の 308 ページの歳出の 3 款地域支援事業費の今年度予算額の数字と

発言者	発 言 要 旨
	なります。
黒瀬委員	その数字と 3 款全体の金額が合うかという確認です。
佐藤主事	はい。合います。
工藤委員長	他に質疑ありませんか。
	【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、介護保険事業特別会計についての質疑を終わります。
北嶋課長	先ほど国民健康保険特別会計の中で、黒瀬委員から予算（案）概要の中の 18 ページのところで、特定健康診査等事業費の内訳が違うのではないかというお話ですけども、予算書が正しく、予算（案）概要が修正をお願いしますということで、その他のところに 136 万 6 千円、一般財源で 169 万円、最初に記載されているものが 305 万 6 千円とそれを分解した形にはなるわけですが、そういうふうな形で予算（案）概要の方を修正させていただければと思います。 なお、その他の内訳につきましては、国保税を充当しているというような形になっております。 大変失礼しました。
工藤委員長	次に介護保険介護サービス事業特別会計の歳入および歳出部分について当局の説明を求めます。
小林課長補佐	【資料に基づき説明】
工藤委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
三村委員	予算（案）概要で、ひだまり苑及びデイサービスセンターにおいて計画的に施設の補改修や備品の更新を実施すると書いてありますが、この中の備品というのはどういうものが備品になるのか教えていただきたいのですが、例えばほうきとか掃除機とか、それから車いすとかはどうですか。

発言者	発 言 要 旨
小林課長補佐	現在、備品として新たに購入しているのは車椅子対応の体重計ですか、あとは車椅子を近年は備品として購入しております。
三村委員	そうすれば、掃除機とかほうきとか、いろいろあるとは思いますが、そういう小さいものは正和会の方で購入する。 車椅子の修理が必要とか正和会の方で購入が必要だと申し出があって、村の方で購入するということでしょうか。
小林課長補佐	指定管理の中で当初から備品として指定管理者に貸与しているものの故障につきましては村で修理しております。 また、ほうきですとかそういう小さな消耗品的なものにつきましては、正和会さんの方で購入していただいていると認識しております。
菅原（ア）委員	348、349 ページの施設介護サービス事業費ですけれども、人件費とか、物価の高騰とか、そういうので前年度よりもかなりの額が増加しております。 それに対して今現在、入所されている方々への影響とか、そういう変化は何かあるのでしょうか。
小林課長補佐	入所者から新たに負担というものはありません。
菅原（ア）委員	全て正和会にお願いしているという中で、新たに給食をお願いした会社とか、そういう人たちに村として、補助というか、費用を全額村から出しているという理解でよろしいでしょうか。 人件費も、人手が足りないという中で、今の物価高とかそういうことで村がかなりの額を去年よりも負担するということですね。
小林課長補佐	入所者の方々の給食費につきましては介護報酬でも決められており、入所者も負担することにはなっているのですが、そちらの介護報酬につきましては令和 6 年度は改定がなされませんでした。これだけ物価が上がってきて、給食費の方は本当に高騰していて、実際、大潟村としての持ち出しも増えているというのは事実であります。 近年の物価や人件費の高騰ということで、実際には令和 4 年度から令和 5 年度におきましても、指定管理料で 500 万円ほどの増額を行ってきましたが、令和 5 年度から令和 6 年度に指定管理を見直したときに、あまりにも給食費

発言者	発 言 要 旨
菅原（ア）委員	が高騰するという事で正和会さんもしろいろと考えて自前で調理するなど、令和 6 年度予算につきましては、200 万円ほど下げた予算を組んでおりました。 ただ、そのときに給食の業者から提示されたのは、もう 1 千万ほど増額の予算要求だったと聞いております。 人が集まらなかったということを見込みが間違えていたということで正和会さんの方も非常に反省しているわけですが、それに伴ってまた令和 6 年から令和 7 年に物価が上がったところで、大幅な増額になってしまったというところをご理解いただければと思います。 人件費とかなかなかそういう方々のお世話をする人が集まらないっていう中で、外国の方々とかもお願いしているという風に聞いているのですけれども、実際、正和会は、大潟村で言えばひだまり苑なのですが、日本人だけでなく、外国の方々もいらっしゃるのでしょうか。
小林課長補佐	現在、技能実習生は 3 名ほど在籍していると伺っております。 今年度も、その技能実習生が来ており、ずっといただければいいんですけれども、定着が難しいというところもありますが、正和会さんとしては、現在も 3 名の技能実習生を受け入れて、指導し、頑張ってもらっているという聞いております。
川渕委員	関連質問なのですが、正和会さんをお願いをして、給食の関係です。こういう風に物価が、いわゆる 2 倍 3 倍と上がっているときには、業者にだけ無理を言わず、事業主の方もある程度負担するといいますか、そういう形の中で給食を間違いなく出していただけるような方向でやっていただきたいと思いますけどいかがなものでしょうか。
小林課長補佐	現在、指定管理は 5 カ年の基本協定を結んでおります。正和会では毎年工夫しながら、契約している 5 年間の総額の中でやりくりをしながら事業を進めており、5 カ年のトータルでは契約金額の範囲内で事業を行っていただいております。
黒瀬委員	指定管理料の話で給食の外部委託等に伴い委託費が増になっているのですけれども、給食費の話って確か、設備を導入し自前でというお話だったと思うのですが、いつから移行されて、前の給食事業者をとする形はどのタイミ

発言者	発 言 要 旨
小林課長補佐	ングからどうやられたのか教えていただけますか。 調理器具を入れて自前で行う事としていたのは7月で、実際に機械は導入して調理を行うということで人材募集を行っていました。 7月までは旧委託業者ですがメフォスさんでやっていただいて、7月から本格的に再加熱調理器というものを導入して自前で行うこととし、再加熱調理器を導入することによって、調理人の早出がなくなり、求人にも応募してくれるんじゃないかということで考えていたのですが、実際には、人手不足が収まらず、人が集まらなかったという現状であったため見直しを行ったものであります。
黒瀬委員	新たな給食事業者が12月からでよかったですか。
小林課長補佐	新たな調理業者は12月から契約をして給食の提供を行っていただいております。
黒瀬委員	再加熱の調理の機械を入れたわけですがけれども、それは何かしら役立っているのかどうかという点が気になるのと、あともう1点、今回3,100万円ほど上がっていますけれども、給食以外にもいろいろコストが上がってる部分もあると思うのですが、そのあたり、厳密に分けにくいかもしれませんが、給食費の部分がどれぐらいで、それ以外に何があるかというところを教えてください。
小林課長補佐	再加熱調理器につきましては、現在の業者も、便利な機能ですので引き続き使っていただいております。 また、給食費とその他は主に人件費なのですが、調べて後ほど回答させていただきます。
工藤委員長	他に質疑ありませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、介護サービス事業特別会計についての質疑を終わります。 次に、議案第29号「令和7年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案」

発言者	発言要旨
	について当局の説明を求めます。
佐藤主事	【資料に基づき説明】
工藤委員長	ただ今、当局より説明のありました事について、質疑及び意見を求めます。 質疑ございませんか。
黒瀬委員	歳入のところで、保険料の増の理由が対象者が増加したということだったのですけれども、前年と今年度が何名かがわかれば教えていただけますか。
佐藤主事	後ほど調べて回答させていただいてよろしいでしょうか。
黒瀬委員	国民健康保険事業特別会計の質疑が終わってしまったのですけれども、同じく対象者を教えていただくことはできますか。
工藤委員長	他に質疑ありませんか。
	【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、後期高齢者医療特別会計についての質疑を終わります。 以上で、福祉保健課部門についても質疑を終わります。
工藤委員長	休憩します。(16:46) 再開します。(16:47)
小林課長補佐	回答を保留にしておりました介護サービス事業特別会計の増額割合に關しまして、おおよそ人件費で 500 万円程、給食費で 2,000 万円程、そのほか 600 万円程が電気料等となっております。
工藤委員長	休憩します。(16:49) 再開します。(16:50)
工藤委員長	ここで、本日の審議を終了し、休憩といたします。 再開は、翌日（3 月 14 日）の午前 9 時とします。

発言者	発言要旨
	(散会 16:50)

令和 7 年第 2 回（3 月）大潟村議会定例会
令和 7 年度大潟村予算特別委員会 会議記録
【 生活環境課 】

招集年月日	令和 7 年 3 月 13 日（木）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」		
開 会 日 時	令和 7 年 3 月 14 日（金）8:59～～14:50		
出席委員 (11 名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委 員 松本 正明
	委 員 菅原 アキ子	委 員 川渕 文雄	委 員 黒瀬 友基
	委 員 松橋 拓郎	委 員 菅原 史夫	委 員 松雪 照美
	委 員 三村 敏子	(9:30～12:00 退室)	
	委 員 大井 圭吾	オブザーバー 丹野 敏彦	
欠 席 委 員 (0 名)			
出席職員 (13 名)	【特別職】 副村長 工藤 敏行 【福祉保健課】 主 査 渡辺 祥達 【生活環境課】 課 長 薄井 伯征 主 査 佐藤 洋平 主 事 三浦 紳		
	【監査委員】 代表監査委員 佐々木 秀樹 【議会事務局】 事務局長 近藤 綾子 主 事 安田 麻鈴 主 査 荒関 智彦 主 事 小野 舜		
	主 事 佐藤 佑樹 主 査 平ノ内 亮 主 事 穴戸朱希子		

付 託 事 件	議案第 25 号 令和 7 年度大潟村一般会計予算案
	議案第 26 号 令和 7 年度大潟村診療所特別会計予算案
	議案第 27 号 令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
	議案第 28 号 令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
	議案第 29 号 令和 7 年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
	議案第 30 号 令和 7 年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
	議案第 31 号 令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計予算案
	議案第 32 号 令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計予算案

発言者	発 言 要 旨
	(開会 8:59)

発言者	発言要旨
工藤委員長	おはようございます。 それでは、昨日に引き続き令和7年度大潟村歳入歳出予算特別委員会を再開いたします。 ただいまの出席委員数は、11名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 本委員会の会議録の作成については当局にお願いいたします。 それでは昨日の審議の中で説明を保留していた項目について、当局の方から説明があればお願いいたします。
渡辺主査	回答を保留しておりました、一般会計のネウボラ事業の参加状況と国民健康保険事業特別会計のヘルスアップ事業の令和8年度以降の計画についてご回答いたします。 まず、ネウボラ事業の参加状況ですけれども、令和5年度の状況がまとまっておりますので、令和5年度の数字で回答させていただきます。 まず、パパママ教室ですが、対象12名に対し、6組10名の参加がありました。 また、乳児相談については、対象12名に対して12名全員の参加がありました。 乳児健診ですが、対象46名に対して43名参加率で93.5%となっております。 1歳半健診につきましては、対象11名に対し参加11名参加率100%でした。 3歳児健診につきましては、対象13名に対し参加12名、92%の参加状況です。 また、潟っこ広場といいまして、乳幼児の遊び場の提供でしたり、保護者同士の交流・情報交換の場も提供しております。こちらは、様々な事業を行っておりますが、アロマクリーム作りというのもやっております、これが4組4名の参加でした。 フリーマーケットと絵本の読み聞かせは16組22名の参加でした。 ベビーマッサージが4組8名の参加です。 アルバムカフェとお昼寝アートという事業もやっておりますが、5組12名の参加でした。 フリーマーケットと助産師相談会。こちら2回行っておりますが、1回目が12組19名、2回目が10組15名の参加でした。 また、離乳食・幼児食作りが4組7名の参加。骨盤ケアが6組11名の参

発言者	発言要旨
	加となっております。 ネウボラ事業の参加状況については以上です。 次に、国保事業のヘルスアップ事業の８年度以降についてですが、令和７年度は１００％補助事業となっております。 令和８年度以降の補助事業の状況ですが、確認したところ未定とのことでした。そのため、令和８年度以降は補助事業が続くのであれば、この事業を継続したいと考えております。 補助事業がなくなるというのであれば、令和８年度予算の査定の際に検討してまいりたいと考えております。
黒瀬委員	確か他の自治体は去年もやられていたという話でしたよね。 令和６年度７年度は補助事業があるという考え方なのか、それとも初年度だけあるというのか、わかりますでしょうか。
渡辺主査	基本的には毎年ある事業になります。 ただ、令和８年度以降については確約できるものではありませんので、先ほど回答したようになります。
安田主事	同じく、回答を保留にしておりました国民健康保険事業特別会計に関しまして、国保の加入者の減少数についてお答えいたします。 なお、人数の比較については、国保税の賦課のタイミングである６月時点の人数の比較をお答えさせていただきます。令和５年６月時点での国保加入者数は１,５８５名であり、それに対し、令和６年６月の国保加入者数は１,４８５名で、１００名の減少となっております。
佐藤主事	同じく昨日回答を保留しておりました、後期高齢者医療特別会計の後期高齢者医療保険料の算定の根拠となった被保険者数についてお答えいたします。 令和６年度は６６９人、令和７年度は６９５人となっております。
工藤委員長	それでは生活環境課部門の審査を行います、初めに一般会計の審査を行い、その後、企業会計の審査を行います。 それでは、一般会計の歳入部分について当局の説明を求めます。
荒関主査	【資料に基づき説明】

発言者	発言要旨
工藤委員長	それでは当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。 質疑ございませんか。
三村委員	25 ページの墓地管理手数料ですが墓じまいをされる方がいたのですか。
宍戸主事	墓地を返却される方は、ここ数年は年間 2、3 件ほどございます。
三村議員	墓じまいをされた場合はその場所はどんなふうになるのですか。
宍戸主事	墓地の下のお骨を入れる部分であるカロートを撤去し、更地にしてから村に返還となります。
松橋委員	39 ページのエネルギー輸出イニシアティブ補助金は、こういった条件で交付されるのですか。
佐藤主査	この補助金は令和 5 年度から令和 7 年度までの継続事業に対する補助となっており、令和 5 年度にデンマークを訪問した際にも活用した補助金になります。令和 6 年度はデンマーク側から訪問団が来る予定であり、海外と年度がずれていることもあって、今年の 5 月か 6 月に、デンマーク側からソーレン氏とサムソ市の市議が来る予定となっております。 令和 7 年度については、時期はまだ未確定ですが、こちらから再度訪問する計画で、サムソエネルギーアカデミーを中心としたプロジェクトに参画することとしております。
松橋委員	最後のサムソエネルギーアカデミーに何をすると言ったのか教えてください。
佐藤主査	サムソエネルギーアカデミー、デンマーク大使館、オーリス、大潟村で、エネルギー関係の連携協定を結んでおり、その中で補助金を活用してプロジェクトを実施していくものです。
松橋委員	この補助金は、デンマークの定める条件を大潟村単独でクリアしたから下りているものではなく、そのプロジェクトの中に、デンマークの事業者がいたので、デンマークのエネルギー庁から、そのプロジェクトに対する補助金

発言者	発言要旨
	が下りているという認識で合っていますか。
佐藤主査	そのとおりです。補足しますと、プロジェクトの中心はサムソエエネルギーアカデミーで、我々は、サムソエエネルギーアカデミーが実施するプロジェクトの中に協定で参加しているということになっています。デンマークエネルギー庁からの補助金は、サムソエエネルギーアカデミーが受領し、それが村にも振り分けられる流れになっています。
松橋委員	分かりました、ありがとうございます。
黒瀬委員	歳出でエネルギー輸出イニシアティブ補助金が具体的に使われる事業が出てくるということによろしいですか。
佐藤主査	デンマーク訪問の特別旅費等を歳出に計上しているところです。
川渕委員	39 ページに太陽光発電設備余剰電力の収入とありますが、今は 1kWh あたり何円で販売しているのですか。
佐藤主査	現在は 1kWh あたり 9 円で販売しています。令和 4 年 4 月に FIT が終了して、それ以降は 9 円という単価で売電しています。
川渕委員	はい、ありがとうございました。
菅原(史)委員	25 ページの定住化促進住宅使用料について、予算を構成する上で、定住化促進住宅と集合型村営住宅の充足率はどの程度を想定しているのですか。また、39 ページの村営住宅等ハウスクリーニング入居者負担金について、どのようなものなのですか。
平ノ内主査	定住化促進住宅と集合型住宅の充足率ですが、退居ロス分を暫定的に計算しています。 空室がどの程度発生するか正確に予想することはできないのですが、退居ロス分としてある程度減額する形で計算しており、定住化促進住宅では、3 万 2,000 円の家賃で 4 戸×2 ヶ月分、2 万 8,000 円の家賃で 4 戸×2 ヶ月分を退居ロス分として、合計 48 万円を計算しています。 集合型住宅に関しては項目がたくさんあり全部申し上げることは難しい

発言者	発言要旨
	のですが、今回新たに提供が始まる令和6年度建設分については、4万円×2戸×2ヶ月分の16万円を退居ロス分として計算し、その他の住宅も2戸×2ヶ月分という考え方で退居ロス分を計算しています。その結果、集合型住宅は1,938万8千円の歳入を見込んでいます。 令和6年度の住宅使用料の実績はほぼ満室で推移していたので、歳入は3月に補正をしました。令和7年度においても、最終的に予算額を上回るだろうと考えております。 ハウスクリーニング入居者負担金ですけれども、歳出も同額の45万円を計上しています。定住化促進住宅および集合型住宅に退居者が出た場合、所有者の積和不動産並びに友愛ビルサービスに連絡をし、ハウスクリーニングをしていただいています。現在は直接退居者に請求書を送っていただき、請求元に支払ってもらう形なのですが、直接所有者が入居者と対面する機会がないので、十分な意思疎通ができていません。そこで今回、実績を踏まえハウスクリーニング料を一戸4万5,000円とし、10戸分として雑入に45万円を計上しています。お金の流れは、役場が一旦ハウスクリーニング代を住宅所有者に支払い、のちに退居者からハウスクリーニング代を役場に入れる流れです。クリーニング費用4万5,000円に関しては、敷金を預かっていますので、退去時には敷金からクリーニング費用を役場に入金していただく旨の説明を入居時にしていますので、回収の懸念は生じないと考えております。
菅原(史)委員	分かりました。以前まで、定住化促進住宅のハウスクリーニング代の取り扱いが不適切であったと聞いているのですが、その辺の代金の取り扱いはどのようなになっているのでしょうか。また、村営住宅のハウスクリーニング代に関してはどのような取り扱いをしているのでしょうか。
平ノ内主査	令和5年度までは、入居者から敷金10万円を歳計外で預かり管理しており、退居時に役場から直接業者へ歳計外からハウスクリーニング代を支出していたのですが、この形が適切でない上、予算化していませんでしたので、令和6年度は入居者に説明をし、直接ハウスクリーニングを行った業者に支払ってもらう暫定的な形になっています。 令和7年度からは歳入歳出に予算計上し、村がハウスクリーニング代の支出をし、退去者に同額を負担してもらう形になります。 村営住宅の方のハウスクリーニングに関しては、現状復旧がメインで、畳、ふすま、障子の復旧に関しては入居者に行っていただいています。村営住宅は敷金の設定がないため、入居者に畳、ふすま、障子等に限定して直してい

発言者	発言要旨
	たきます。実際に退居の場合は、次の入居者に影響が出ることを考えられるので、村から業者に依頼しクリーニングをしています。
菅原(史)委員	分かりました。定住化促進住宅と集合型住宅は、入居時に 10 万円を納めているといったことでよろしいですか。
平ノ内主査	入居時に 10 万円を納めていただいております。
菅原(史)委員	7 年度以降に住宅から退去する場合は、その差額を返す形になるのですか。
平ノ内主査	これからも入居者には 10 万円の敷金を納めていただきます。退去時にハウスクリーニング代がかかるという趣旨で説明し、その金額やお金の流れ等について詳しく入居者の方に説明する必要があると考えています。クリーニング代は実績から 4 万 5,000 円程度であり、それ以上かかる場合もあります。その代金を役場で一旦負担するので、預かっている敷金から、クリーニング代を振替し、残りの 5 万 5,000 円を退去者へ返す、という説明をします。
菅原(史)委員	入居時これからも 10 万円は敷金としていただくということになると、10 万円は予算に出てくるのですか。
平ノ内主査	敷金の 10 万円は、歳計外の方で管理しています。これからも敷金は歳計外に入れ、退居時にハウスクリーニング費用を雑入に入れ、残りを入居者に返すかたちで考えております。
工藤委員長	休憩します。(9:30) 再開します。(9:35)
大井委員	ハウスクリーニング入居者負担金ですが、クリーニング代の 4 万 5,000 円は目安で、実際はかかった金額で徴収するという理解でいいですか。
平ノ内主査	おっしゃる通りです。これまで定住化住宅と集合型住宅ともにクリーニングの請求額が 4 万 5,000 円という金額が多いので、その金額を単価とし予算計上しています。退去時の汚れ具合によってはそれ以上の額になるケースもあるので、その場合はかかった額で退去者の方に請求することになります。

発言者	発言要旨
大井委員	そうすると、基本的にクリーニング代は全額、退居者の負担という理解でいいですか。
平ノ内主査	はい。そのとおりです。
工藤委員長	他に質疑ございませんか。
	【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、生活環境課部門の一般会計歳入部分についての質疑を終わります。次に生活環境課部門の一般会計歳出部分について当局の説明を求めます。
荒関主査 平ノ内主査 佐藤主査 小野主事 宍戸主事 三浦主事	【資料に基づき説明】
工藤委員長	それでは当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。 質疑ございませんか。
菅原(ア)委員	131 ページの家庭用発電設備等導入費補助金は、1 億 83 万 3 千円とかなり高額な補助金となっておりますが、導入にあたっての見込みや金額、1 件当たりどのくらいの補助を見込んでいますか。
佐藤主査	1 件当たり約 200 万円が 50 件の積算で予算計上しておりますが、要望調査等の実態から、実際には 1 件当たり 300 万円弱になるとみています。
菅原(ア)委員	200 万円の積算に対し、場合によっては 300 万円になると考えられるということですが、100 万円の差額はどのように考えていますか。
佐藤主査	要望調査を踏まえると、令和 7 年度は 30 件ほどの申請を想定しています

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員	ので、予算内に収まると考えています。 初年度の補助金としては大変高額ですが、需要があれば、来年度以降も継続する可能性もあると思いますが、要件等はどのような内容ですか。
佐藤主査	補助金の要件は国の要件をそのまま採用しています。太陽光パネルは、最大容量が消防法において家庭用に位置づけられる 10kW 未満が要件です。蓄電池は、消防法上で家庭用と位置づけられる 4800Ah であり、容量として約 17kWh が上限です。補助率は、太陽光パネルが税抜き価格の 3 分の 2、蓄電池は税抜き価格の 4 分の 3 です。
菅原(ア)委員	各家庭に応じた発電設備によって、補助金額が変わってくるという理解でよろしいですか。
佐藤主査	お見込みの通りです。
菅原(ア)委員	181 ページの防災行政無線保守点検業務委託料として 430 万 5 千円で前年より額が上がっているのですが、音声の間延びして聞き取りにくいという意見も寄せられているところです。戸別受信機に対する保守も業務内容に含まれるということでしょうか。
薄井課長	防災行政無線保守点検の業務委託料ですが、家庭に配っている戸別受信機の保守点検ではなく、役場庁舎の防災行政無線の設備等も含めたすべての機器類の保守点検になります。この点検は年に 1 度、機器が非常時も含めて正常に動くかどうか点検するものです。あわせて、機器に不備があった場合、すぐに対応するオンコール対応の委託費用も含んでいます。 音声の間延びして聞き取りにくいというご意見は以前も承ったところですが、この防災行政無線は平成 27 年にアナログ方式からデジタル方式に更新し、10 年近く経過し様々な機器の更新が必要になってきています。予算書 181 ページに防災行政無線設備更新事業を予算計上していますが、この事業により、大潟村にあった新しい防災行政無線のあり方を検討します。菅原委員おっしゃるような聞き取りやすさも含め、検討します。
菅原(ア)委員	ぜひ更新に向けて検討をお願いします。戸別受信機の音声を聞き取りやすいときはありますが、聞き取りにくく、乱れた音声はもう聞きたくないといっ

発言者	発言要旨
薄井課長	た状況にもなっています。今しばらくは現状が続くといった理解でよろしいですか。 保守点検業務委託の結果を見るに、機器は正常に稼働しており、防災無線行政無線の放送も特段異常はありません。 ただし、風の動きや、障害物などの影響で、聞き取りやすいときもあれば、音声に違和感を感じる場合も出てくる事はやむを得ないと思っております。いざというときに聞き取りができなければ戸別受信機の意味がないわけですので、そのような点をどう改善していくのかということも含め、先進地の事例の調査を行い、更新内容を検討して次の防災行政無線の更新に役立てたいと思っております。
菅原(ア)委員	ほかにも戸別受信機が聞き取りにくい家庭はあるかと思えます。更新を行う前に、今の聞き取り状況をアンケートしたり、聞き取りにくい方に対して報告をお願いしたりするなどのことは考えておりますでしょうか。
薄井課長	実際、聞き取りにくいといった声は届いて来ますが、数十人が毎月のようにといった多い状況ではなく、年間に数件あるかないかという状況ですので、今の時点で調査やヒアリングは考えてはおりません。 ただ、何かあったときに肝心の情報が住宅に届かないというのは、非常に問題ですので、少しでも改善できるよう戸別受信機もあわせて検討を進めていく予定です。
菅原(ア)委員	私の方に何件か聞こえないという方の声がありました。中には戸別受信機による受信を諦めているところもあります。だからうちに限らず、そういうところもあると胸に刻み込んでいただければありがたいです。
黒瀬委員	防災行政無線の設備更新事業について今後の更新に向けてということでしたが、前は平成 27 年頃の更新ということで、次の更新をいつごろに見込んでいるかということと、同報系、移動系の方も含めて全体見直しになると思うのですが、聞こえにくいという問題以外に現状の防災行政無線として何か課題を具体的に把握されているのかを教えてくださいたいと思います。
薄井課長	更新の時期は、早ければ令和 8 年度に実施したいと考えております。Jアラートの機能が強化され、これまでは情報は非常に広いエリアの情報が多か

発言者	発言要旨
	ったのですが、機能強化後は細分化された細かいエリアでの情報が得られる仕組みになります。先日、消防庁から J アラート受信機の更新を令和 8 年度までにするようにとの連絡があり、令和 7 年度に今の防災行政無線のまま、J アラート受信機だけ新しくしても、防災行政無線が抱えている様々な課題の解決にはならないので、来年度は調査を行い、それをもとに具体的な仕様を絞り込んで、令和 8 年度に防災行政無線の更新等を検討しているところです。その際、同報系の防災行政無線は必要ですが、移動系はどこまで必要なのかというのをゼロベースで検討する必要はあると思います。特に移動系の無線機数は、今の台数ほど必要なのかということも含め、検討したいと思っています。 防災行政無線の課題ですが、一部のエリアで聞き取りにくいという声が寄せられていることが 1 点目です。また、防災行政無線の保守点検委託料が毎年約 400 万円と非常にコストがかかっており、その部分をもう少し抑えるようにしたいことが 2 点目です。3 点目ですが、現在の防災行政無線の機能が全て必要なのかといったところです。例えば、村独自で気象データを収集していますが、アメダスが村内にあり、そちらでも気象データを収集し公開されています。また災害時に必要な情報を庁内で共有するような仕組みを作るのもいいのではと個人的に思っているところです。これらのことを含めて、来年度に他市町村で先進事例を勉強させていただき、それを新たな防災行政無線の更新の仕様として検討いたします。
菅原(ア)委員	私は、自身が受け取った防災行政無線の情報を聞き取りにくい家庭に、「こういうふうに無線が入った」と伝えております。去年はそれで情報が手に入り助かったという状況もあります。
薄井課長	戸別受信機が聞き取りにくいあるいは聞こえないといった案件があれば教えていただければ、個別に対応させていただいております。実際に今年も数件、機器の入れ替えをしたり修理をしたりといった対応をしており、遠慮なさらずに連絡していただければ、すぐに対応したいと思っております。
菅原(ア)委員	中には受信を諦めたと言っている人もいましたので、そのような方に伝えたいと思います。
松橋議員	2 つあるのですが、一つ目が 131 ページの先ほどの家庭用発電設備等導入費補助金について、村から支出する補助金が仮に足りなくなった場合、実績

発言者	発言要旨
佐藤主査	に依じて補正を行うのか、それとも金額が超えると打ち切るものなのか確認したいのが一点です。 もう一つが 169 ページの南の池入植記念公園管理事業について、例えば委託している業者が違うなど、管理業務と清掃業務の委託料を分けている理由を教えていただきたいです。 補助金の実績に応じた変更等についてですが、今年度、地域脱炭移行・再エネ推進交付金として、村に 10 億 2,183 万 9 千円歳入予算計上しているところ。同じ年度内であれば、その枠の中で事業間調整ということで、使う見込みがある事業に増やしたり、もしくは減らしたりと調整できると考えており、補正や節内流用で対応可能と考えています。 仮に要望が多く、歳出予算が不足する場合には、オーリスへ支出予定の補助金額から流用し、追加で増やすという手続きになると思います。仮に太陽光設備補助金の方が余った場合については、太陽光設備補助金を減らし、逆にオーリスへの補助金を増やし、繰越明許などの対応をして翌年度にまた活用できる対応を考えております。
荒関主査	南の池入植記念公園管理事業に委託料が 2 つありますが、管理業務委託料は、主に景観維持に関することで、樹木の選定や草刈り、加えてトイレ管理などの業務委託料です。清掃業務委託料は、キャンプ場としてゴミが散らかることがあり、主にゴミ拾いや異常の点検の見回りの委託料です。 2 つに分けている理由は、業務実施頻度の関係上、樹木の剪定業務等は 1 回やれば一定期間やらなくてもよく、見回りの頻度が少なくなることから、ゴミが散らかったままという状況が懸念されるので、別途委託を設けているところ。です。
松橋委員	一つ目の家庭用発電設備等導入費補助金について、繰越明許も含めて柔軟に対応できるということであれば、内示額が決定し内示があった補助金の金額がもうベースになって、その中でやりくりするのですか。その金額の範囲の中でいろいろ流用するということですか。仮に、家庭用の設置の需要が多い場合でも、基本的に補助金は優先して他で調整する考え方になりますか。
佐藤主査	一般住宅への補助は直接住民の方々の利益になる部分ですので、優先していきたいと考えています。

発言者	発言要旨
松橋委員	分かりました。南の池入植記念公園管理事業ですが、委託業務は定期的に行っていただく業務と日常の見回りのイメージでよろしいでしょうか。
荒関主査	おっしゃる通りになります。
大井委員	南の池公園について、どれぐらいの利用を把握していますか。また、利用申請は、一応電話で届出すればいいと僕は聞いているのですが、届出が届いてない人もいないのではないかと思います。どのような感じですか。
荒関主査	キャンプ場の利用方法は今年度から改め、大潟村公式ホームページからの申込フォームによる申込を主としています。どうしてもそのやり方が分からない方もいらっしゃいますので、そういう方には道の駅に申込用紙があるアナウンスを電話で行っています。 利用者数の傾向は、数年前までコロナの影響がありまして一概な上昇傾向、下方傾向は取れないのですが、延べ人数で毎年 2,000 人いかない程度の利用者数で、首都圏や秋田県の利用者が比較的多い印象を受けております。
大井委員	分かりました。南の池公園のキャンプ場は当面今のまま維持した状態でやっていくという理解でよろしいですか。
荒関主査	今の状態で続けていければと考えております。
大井委員	135 ページの八郎湖周辺清掃事務組合負担金が 1,400 万円増えたということですが、参考までに他の市町村はどれぐらいの増額になったのか教えてください。
宍戸主事	八郎湖クリーンセンターでは 5 年の計画修繕計画を策定しており、残り期間が 3 年となっています。八郎湖周辺清掃事務組合の構成市町村において、この 3 年間で 6 億円程度の負担増があります。それを市町村のゴミの量や人口で構成比割合を出して負担していますが、大潟村は 8.7%の割合を負担することになっています。
薄井課長	他市町村の負担割合ですが、男鹿市が 50.3%、五城目町が 17.5%、八郎潟町が 12.5%、井川町が 11%です。

発言者	発言要旨
大井委員	ありがとうございました。その割合が分かれば大丈夫です。
齋藤副委員長	169 ページの土木管理費における電子入札導入事業ですが、これは新しく機器を入れるような事業と理解してよろしいですか。
小野主事	はい現状秋田県のシステムを利用されており、電子入札協議会の中に村も加入し、システムを導入するような形になります。
齋藤副委員長	この費用は今後も続いていくと理解していいですか。
小野主事	今年度は協議会に入り、村が使える電子入札のシステムを導入する必要があり、230 万円程予算計上しています。次年度以降は、現時点で約 10 万円程度の負担金が発生すると考えています。システムの改修などにより負担金は変動しますが、大体 10 万円程度と認識していただければと思います。
松本委員	129 ページの工事請負費の倉庫棟建設工事、既存倉庫解体撤去工事について、この倉庫は物置小屋か何かでしょうか。
佐藤主査	スポーツラインのスタート地点付近の倉庫の劣化が激しく、一部倉庫は歪んで窓が完全に閉められない状態です。倉庫を一棟撤去し、既存の土間を生かし、パイプハウス倉庫を建てる工事となっています。既存と同等のもので実施すると 1,000 万円近くかかってしまい、そこまで費用はかけられないので、このような工事で予算計上しています。
松本委員	次に 135 ページの廃棄物処理事業ですが、昨年の予算と比べて、ごみ収集運搬業務委託料等が減額になっているのですが、昨今、村営アパートが増えたり、住宅地分譲したりするとゴミの運搬量が増えると思うのですが、この減額した理由を教えてください。
宍戸主事	減額の理由につきましては、人件費は増額しております。ゴミ収集に当たるパッカー車の減価償却費分を、これまで 6 年間負担しておりましたが、期間が終わりましたので、総額で減額となったものです。
松本委員	171 ページの道路橋りょう維持費の工事場所について、後で、資料で上げてもらいたいのですが、砂利道保守管理事業の拡幅工事や橋梁補修事業の西

発言者	発言要旨
小野主事	2丁目1号橋補修工事と一級幹線排水路、村道の南北東線、南4号線路側帯について、場所を教えてください。 初めに砂利道の拡幅ですが、村から八郎潟の方に向かい御幸橋の手前を左側に入った村道の約1,000mの区間を幅1m程度に拡幅するものです。村道の両側に雑木が繁茂していますので、雑木を処理した上で拡幅を予定しております。 西2丁目1号橋は、干拓通りを男鹿八竜線の方に進み、ガソリンスタンドの手前の交差点を西2丁目の方に進むとすぐ水路があり、その水路にかかっている橋になります。 南北東線の箇所ですが、こちらは、東西に走っている北2丁目と東3丁目の間の村道を、東から西方向に工事を進めています。来年度は約100mの延長を予定しており、体育館前の十字路の辺りまでが施工区間となります。 南4号線につきましては、神社前の十字路の部分から県立大学に向かい、次の十字路までの区間約270mについて、西側に路側帯を整備するものです。
松本議員	今詳しく説明を受けて場所が大体わかったのですが、後でこの延長区間等の資料を上げてもらえれば分かりやすいと思います。先ほど、村道の拡幅で御幸橋から八郎潟に向かって左側に入った方ですが、脇のところの雑木が至るところから出てきて、車や機械に当たったりする苦情があったので、今後は、砂利道を通る人が多くなってくるので、そういったことを注意して今後計画を立てていただきたいと思います。
小野主事	今後、村道の現場を確認した上で必要に応じて対応します。
工藤委員長	今の村道の砂利の拡幅のことで、御幸橋の手前を右側に入ったところで、その入口が鋭角で県道に出る際に車が見えづらいため、そこら辺を少し検討していただければと思います。
小野主事	現場を確認し、その上で必要に応じて対応いたします。
三村委員	今の御幸橋から左に曲がる道路は以前、経緯度交会点へ向かう観光バスに枝があたると要望のあった事を受けての実施になりますでしょうか。また、南4号線の大学方面の道路の拡幅ですが、令和7年度は途中まで行い、令和8年度に引き続き工事を実施するのでしょうか。

発言者	発言要旨
小野主事	直接、観光バスに枝が当たる理由の要望はありません。現場を確認したときに車両のすれ違いが難しいと感じたため、拡幅について予算計上したものです。ほかの村道についても狭い箇所があると思いますが、この場所は雑木が生い茂り車両がすれ違う際に路肩に車を寄せることが難しいため、優先的に工事を行うものです。 また南４号線に関しましては、今回工事する区間が住宅街に近いといったことや周辺の現場状況を考えて、路線の中でも一番交通量が多い区間と考えています。今後の路側帯の整備については、交通状況等をみながら検討いたします。
三村委員	路側帯は特に秋の収穫時期にダンプが通るときに、大学生が歩いていたリ、自転車で走っていると非常に危ないことがあるので、引き続き大学まで路側帯を広げるように検討していただければと思います。
小野主事	再度検討させていただきます。また、工事の時期に関しましても農繁期等と重なることはなるべく避けたいと考えていますが、必要に応じて誘導員を配置する等、道路利用者に迷惑がかからないように工事を実施したいと考えております。
松橋議員	127 ページの無代播き栽培等補助金は、村単独の補助金でしょうか。それとも県から充当する歳入があるのでしょうか。
佐藤主査	予算計上分は村の協調助成分です。流れとしては、県に直接申請をして、県の実績が確定したのに対し村で協調助成をするかたちです。予算額の900万円は今年度に県で計上している予算額と同額です。昨年度は単価調整が入ってしまい、想定より面積が多くなったので、県では915円程度の単価になっております。村としては、県補助金の実績を受けて、対象者に案内し、申請書を上げてもらって支払うという手続きを取っているところです。
松橋委員	実績の状況は年々増えているとか横ばい、あるいは減っているとかあると思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。
佐藤主査	令和４年度から無落水が追加になっています。また、GPS 基地局の整備等が進んだ関係で、GPS 田植機等が大きく普及し、ここ３年で無落水による面

発言者	発言要旨
	積はどんどん増えている状況です。しかし、この補助金は3年間限定であり、来年以降は補助金の交付期間が終わる方も増えていくので、面積としては今年度がピークではないかと見ております。
松橋委員	無落水が増えているといった話ではあったのですが、無代掻きの方はどうなっているのでしょうか。
佐藤主査	人によっては単価が同じため無代掻きができず、無落水で実績報告される方もいるので、変動要素がありますが、傾向としては横ばいだと思います。昨年度から直播き面積が少し増えてきている感じはしますが、無落水の申請が8割から9割というような傾向にあります。
黒瀬委員	この無代掻き栽培等補助金事業は、水質改善が目的の事業だと思うのですが、補助事業として3年で終わっているのですが、その先の動向について何か調査されているのかが1点です。また、協調助成で、県は予算があり、そこで頭打ちになるのも分かりますが、村単独で金額の上限値を増やすことは考えられないのでしょうか。
佐藤主査	今後の傾向は県八郎湖環境対策室で推計値として押さえているところですが、実際に辞める人がどのくらいいるかの調査は行っていないと思われます。単価の調整方法については検討する余地はあると思いますので、今年度は、まだ面積が確定していませんが、2月の受付の感覚だと900haに届くか超えるかという面積になっていますので、実績が確定した際に相談したり補正したりする等の対応を考えております。
黒瀬委員	水質改善という点では県とも相談していただき、アンケートや追跡調査等を検討していただいて、それを今後、水質改善の対策について県と相談していただければと思います。
工藤委員長	休憩します。(10:50) 再開します。(10:55)
黒瀬委員	97 ページからの交通安全防犯対策費のところですが、交通指導隊員、防犯指導隊員の、定員数に対する今の隊員数等を教えてください。また 98 ページの工事請負費のカラー舗装工事の詳細を教えてください。

発言者	発言要旨
三浦主事	定員数は交通指導隊、防犯指導隊の要綱で定められており、交通指導隊員は15名、防犯指導隊は5名です。現在の隊員数は、交通指導隊員が14名で防犯指導隊員は5名です。
小野主事	カラー舗装工事は、東1丁目と東2丁目の間、東の格納庫に向かっていく十字路の部分、東2丁目と東3丁目の十字路の部分、東3丁目と北2丁目の十字路の部分の計3箇所を予定しています。これらの交差点は事故が多発している箇所であり、交通事故防止対策ということで、外側線とセンターラインの間にドットラインを引き、視覚的に運転者に訴えてスピードを減速させる効果をもたらす舗装工事を実施するものです。
黒瀬委員	分かりました。場所としては、住宅街からの東の格納庫に抜ける3ヶ所ということでもいいのですよね。
小野主事	おっしゃる通りです。
黒瀬委員	173ページの南4号線路側帯整備事業ですが、ローソンに向かうところから西1-2に向かう部分には必要性は感じられてないのか教えてください。もう一点、消防団員に関しても、定員数と報酬被服費等を見直した経緯を教えてください。
小野主事	路側帯についてですが、今まで大学生を中心にコンビニを利用する方が、多いといったことを受け、街頭や路側帯を整備しており、大学側に向かう村道の路側帯工事を予算計上しています。西1丁目2番地に向かう神社前の箇所に関しましては、神社の方向よりはコンビニの方が利用頻度は高いと判断しており、神社前の村道への路側帯設置に関しましては、交通状況を踏まえ検討いたします。
黒瀬委員	外から村の中に来る大学生を見ると、広がって歩いている人をよく見かけます。免許を持ってないと、運転している側のイメージがわいていないため、車に近寄っても大丈夫だろうと思っているでしょうが、運転をしている側だと歩行者が近くにいると怖いと思います。そのため、交通安全対策等も必要と思いますが、その点いかがでしょうか。

発言者	発 言 要 旨
薄井課長	私も神社の前を通ったときに、複数人横になって歩いており、少し危ないなと思ったところでございます。大型車両の通りが多い農繁期もあることから、大学に交通安全の周知をしたいと思います。
三浦主事	消防団の定員数についてですが、67 名であり、現在の実員数は 46 名です。その内訳は、正副団長、第 1、2、3 分団が合わせて 35 名、機能別分団 11 名です。報酬等の減額理由は、これまでは定員数 67 名をベースに報酬を計上していましたが、例年、相当な金額を減額補正しており、来年度からは実員数をベースに 1、2 名の入団を見越した額で予算を計上したものです。
黒瀬委員	分かりました。先ほどの学生の方に関しては、服装等も黒い服装が多いものですから、その辺りも含めて何かしら啓発や反射板等を用いて啓発する等の検討していただければというふうに思います。 あと、消防団に関しては、予算としては、それがいいのかなと思う部分もあるのですが、増やすのが望ましいといっても、成り手がいない状況で、定数を変える等のそういう考えはないということでしょうか。
薄井課長	消防団の定数ですが、当面は現状維持でいく考えです。議員おっしゃるように消防団のなり手がいない、団員数が少ないといった問題は犬伏村だけでなく、全国的な問題になっているところです。いざというときに様々な消火活動や啓発活動をやっていただいておりますが、なかなか定員の充足に達していないという状況ですので、他の自治体あるいは県の方と協議や情報共有をしながら、消防団をこれからどういうふうに進むべきなのかという検討を進めたいと思っております。
黒瀬委員	171 ページの砂利道の保守管理事業で先ほど拡幅等の話もありましたが、こちら債務負担行為等で、春先から始められるようなお話になっていたかと思います。今年度いつぐらいからこういった形で始められるのでしょうか。やはりこの時期、田んぼに向かうとひどい状況ですので、その辺りを教えていただければと思います。
小野主事	砂利道の保守管理に関しましては、4 月 1 日から来年の 3 月 31 日までの契約となっております。来年度に関しましてもその予定であります。なお、補修に関しては現状道路利用者の方からもご要望いただいております。保守の対応をしているところであります。

発言者	発言要旨
黒瀬委員	そうすると、今の段階では、砂利道の保守管理については、今年度の予算の中でまだやられているという理解でよろしいですね。
小野主事	おっしゃる通りです。
黒瀬委員	想定であれば今年度の予算でまだ継続しつつ 4 月 1 日からは新年度の予算で継続して、切れ目なくやっていただけるということですね。 107 ページの村民センター費の管理運営事業のところ、維持補修費が上がっていますが、具体的に何かあるのかそれとも経年によってある程度見積もっておきたいということなのか、どのような内容でしょうか。
荒関主査	村民センターの維持補修費の上昇分ですが、修繕しなければならない部分があるので予算計上したものです。具体的には、駐車場の側溝やホールの外階段のアスファルト割れ等であり、毎年の経常的な維持補修費に加える形で対応したものになります。
黒瀬委員	131 ページの自然エネルギー100%の村づくり推進事業で、6 年度の繰越で公共施設のメガソーラー等の事業を行うと思うのですが、繰越も含めた事業の内容を説明していただきたいのと、先ほどの歳入でありましたデンマークへの特別旅費のそのあたりの詳細な計画等を教えてください。
佐藤主査	繰越含めた事業内容ですが、繰越部分は、ひだまり苑、こども園、小中学校、診療所、保健センター、役場、村民センター等の公共施設への完全自家消費型の太陽光パネルおよび蓄電池の設置事業となります。 今回、当初予算に計上している部分に現年度分につきましては、計画上、農協、秋田銀行、土地改良区、博物館、道の駅の分の金額で計画を上げています。しかしながら、それぞれの事業者等においては建物の耐震係数が補助要件を満たすのか、構造計算書からの計算がまだ実施できていませので、この部分を見極めながら実施することになります。 メガソーラー施設については、メガソーラーから地域内に電力供給する際に電力の小売の免許が必要です。現状オーリスでは電力の小売に必要な技術者を抱えておらず、そういった資格を取るのは非常に困難ということで、どこか小売の事業者を介して供給するというかたちを想定しており、この部分を見極めながら実施していくという計画としております。

発言者	発言要旨
	その他になりますが、公用車の導入等が繰越しに含まれております。 デンマークへの旅費ですが、特別旅費として 120 万円を計上し、また、その補助金は食糧費にも充てられますので、食糧費としても 20 万円計上しています。訪問団を何人にするのか等の詳細は決まっていますが、村分としては 2 名分を計上しています。なお、オーリスにも補助金が出ますので、オーリスから誰が行くのかと何の目的で、最終的にどう決着するのか等は、ソーレン氏が来日した際に詳細を詰めたいと考えているところです。
黒瀬委員	そうするとこのデンマークからのエネルギー輸出イニシアティブ補助金というのは、村に対しての 140 万円とは別にオーリスに対しても出ているということですか。
佐藤主査	オーリスにも入っております。前回訪問した際は、オーリスに 2 名分の予算がついておりました。
黒瀬委員	メガソーラーや民間施設等を含めて、なかなか 7 年度に実施できるのかどうか怪しい部分があるのですが、その点はどのように考えていますか。
佐藤主査	現状、全てを来年度実施するのは非常に困難であると考えておりますが、今年度ルーラルの太陽光パネルと蓄電池を設置でき、自家消費型について、太陽光パネルや蓄電池に関する知見も増えてきました。各施設について、耐震等において法令違反にならないことが確認できれば、実施できるのではないかと考えています。
黒瀬委員	168 ページの南の池入植記念公園管理事業があり、来年度から生態系公園も入ってくると思うのですが、生態系公園は基本的に課として分けて管理されていくのですか。
工藤副村長	生態系公園は、今まで県の指定管理でかなりの経費が投じられているという実績があります。令和 7 年度については、県のように多額の予算計上はできませんので、必要最小限で維持できる業務委託でそれぞれ管理していきたいところです。今までのように専門業者が管理すればよろしいでしょうけども、そこまではお金をかけると財政的に大変だろうということで、試験的なことも踏まえて、そのような業務委託で草刈や伐採を実施していきたいと考えています。そうすると村に適した樹木草花、そういったものが自然的に洗い

発言者	発言要旨
	出しできるのではないかと考えております。生態系公園は条例化しましたけれども、入植記念公園は条例化していませんので、将来的には、そういったことも踏まえて整備していければと考えております。
黒瀬委員	分かりました。最初の段階では、どう今後活用していくかも含めてそういった整備をしながら、最終的には、両方合わせて管理という感じにも検討されるということでよろしいでしょうか。
工藤副村長	黒瀬委員のおっしゃる通りです。ただ、その面では、予算的に財政負担をあまりかけないように意識していきたいことが基本的な考えであります。
黒瀬委員	175 ページの住宅管理費で住宅借上料が約 7,000 万円入っていますが、定住化促進住宅と集合型村営住宅の歳入の合算が利用者からいただいている金額で、その差額は村が負担しているという理解でよろしいですか。
平ノ内主査	そのとおりです。
黒瀬委員	何年かに分かれて契約され、何棟かずつ建てていると思うので、それまでの村が負担する部分と実際に徴収できている費用を今後出すことは可能ですか。
平ノ内主査	決算時点で参考資料として提出いたします。
黒瀬委員	建築当初からの感じである程度ずっと毎年上がっていくような感じで毎回参考資料としていただければと思いますのでよろしくお願いします。
三村委員	ローソンへ行く道路で、路側帯は広がっているのですが、その路側帯の部分が除雪されてないように感じましたが、そのあたりを注意されて除雪していたのかということをお聞きしたいです。
小野主事	その箇所については確認不足の点もありましたので、来年度除雪委託業者と打ち合わせをした上で適切な除雪を行っていきたいと考えております。
工藤委員長	他に質疑ございませんか。

発言者	発言要旨
	【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、生活環境課部門の一般会計歳出部分についての質疑を終わります。 次に企業会計の審査に移りますが、企業会計は予算書の内容を一括で審査してまいります。それでは簡易水道事業会計について当局の説明を求めます。
平ノ内主査	【資料に基づき説明】
工藤委員長	休憩します。(12:00) 再開します。(13:30)
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
松橋委員	381 ページの遠隔検針の実証実験は、将来的にうまくいくと、何らかの効率化ができたり、費用が減ったりすることは発生してくるのでしょうか。
平ノ内主査	費用に関しては、現在シルバー人材センターに委託している検針委託料が減ることになります。全体的なメリットは、これからシルバー人材センターが高齢化等で検針員の確保も難しくなってくるので、役場にいながら使用量が分かるようなシステムを導入できれば、検針員の確保の心配はしなくても良くなるということです。 ただ、通信料が発生する関係で、従来の検針と比較して高額になるため、自治体で導入が進まない原因となっております。村の場合は、検針を行う範囲がある程度集約されているところもあり、自動検針を導入しやすい環境であるので、無料期間というタイミングもあり、今回この取り組みをさせていただいているところです。
松橋委員	長期前受金とは何のことでしょうか。
平ノ内主査	長期前受金は、減価償却費と対になるものであります。減価償却費は、例えば耐用年数 20 年のものを 1,000 万円で購入した場合、その 1,000 万円を 20 年間で費用化していくものです。長期前受金は、その 1,000 万円に 500 万円の補助金が入っていた場合、その 500 万円も 20 年間で収益化する予算に

発言者	発言要旨
	なります。仮に減価償却費だけになってしまうと、費用の方が増えてしまうので、その対になるものを長期前受金として計上し、費用の増額を抑えるために設定するものです。
松橋委員	今の説明を受けて読んでみると、長期前受金国庫補助と書かれているので、これは基本的に補助金のことだと思って間違いはないですね。
平ノ内主査	その理解で大丈夫です。
松橋委員	そうしますと、減価償却費と一緒に、この長期前受金の残高も、実際にそこにキャッシュがあるわけではないと考えればいいですか。
平ノ内主査	長期前受金は、予算書上は収益の方に記載されていますが、貸借対照表上は負債の方に入ってきています。これは、現金が先に入ってきておりますので、現金を前受けしていることになるため、負債の勘定科目として扱われます。
松橋委員	そうしますと、393 ページの貸借対照表の中で長期前受金の残高の 7 億 337 万 7,000 円がこれまでに受け取った補助金の累積額と考えればいいですか。
平ノ内主査	はい、その理解で大丈夫です。
松橋委員	そうしますと、391 ページの損益計算書が令和 6 年度のもので、黒字報告がされていますが、一般会計から繰入の部分は、予算上では 378、379 ページの一般会計補助金 487 万 1 千円、基準内繰入基準が決まっているとの説明だったと思うのですが、これあと基本的収入の部分と出資の 2 つが一般会計からの繰入との考えであっていますか。
平ノ内主査	はい、その理解であっています。
松橋委員	そうしますと、損益計算書の実績の中で、先ほどの二つの繰入がないと、単年度で黒字にならないような計算になります。
平ノ内主査	現状は、繰入がなくても、黒字となる見込みとなっております。

発言者	発言要旨
松橋委員	そうした黒字見込みの中でも、限度額いっぱい繰入するのは、企業会計に移行したばかりで、財務状況を強化するために限度額まで繰入をする考え方なのか。
平ノ内主査	企業会計の場合は、黒字の確保とあわせて現金の確保も重要な要素になります。 仮に収益で黒字になったとしても、支払いのタイミングで通帳に現金が入っていないければ、支払いができません。民間企業であればそれで不渡りや、場合によっては倒産になります。企業会計の場合、支払い等のタイミングを遅らせる等の措置は考えられますが、このような事態とならないよう、黒字の確保と現金の確保という二重の側面を気にする必要があります。当面の間は移行期間でもあるということを含め、基準外にならないところで一般会計から入れられる金額であれば、上限の中で繰入を行っていく予定です。内部留保をある程度厚くし、その中で黒字が今後も確保できるようでしたら、減額も視野に入ってくることが考えられます。
松橋委員	そうしますと、この企業会計の場合、自己資本比率よりも現預金残高が大事であるという考え方で合っていますか。
平ノ内主査	資金が枯渇しないように注意する必要がありますのでそこは重要な要素になってくると思います。民間企業では自己資本比率がありますが、公営企業会計の貸借対照表で気を付けなければならないのは債務超過にならないことであり、そこに関して注意して見ていく必要があります。
松橋委員	そうしますと、現預金残高を積み増しし内部留保を進めていった結果、一般会計からの繰入がなしになる可能性があります。それで現預金残高内部留保が積み上がっていったあかつきに、利用料金の見直しをし、減額する判断基準と、それを検討する可能性があるのか、教えていただきたいです。
平ノ内主査	一般論として、内部留保が積み上がっていけば、当然一般会計からの繰入、補助金出資金というのはなくす議論にはなると思います。 来年度に関しては予算書通りですが、再来年度以降に関しては、起債の残高も今増えている状態で、支払利息が大幅に増える見通しとなっています。支払利息の財源となるのは収益的収支の方に計上され、料金収入が柱になりますので、起債の増加に伴ってそのような費用が増えてくると一般会計から

発言者	発言要旨
	の対応を取らざるを得ないのが今現状の状況です。 2点目の料金の見直しについては、一般論としては、収益も上がり負債もなく、現金も十分な状態が長年にわたって続くようであればそういったことも検討すべきですが、管路更新等の将来の投資財源の確保も考えていかなければならないので、利用料金の減額というのは難しいのが現状です。
松橋議員	ありがとうございます。先ほどの質問とは逆に会計状況がよくない場合に一般会計からの繰入と利用料金の値上げとでは、どちらを優先されるかという考えはありますか。
平ノ内主査	一般会計からの繰入は、収入と支出の状況を考慮して行っていく必要があります。利用料金の値上げは最終手段で、その前段として一般会計からの繰入を増やすのが最初の選択肢になると考えています。ただ、企業会計では料金収入で会計を回していくというのが大原則になりますので、支出の削減等にも当然取り組む必要があると思います。
松橋委員	よく分かりました。ありがとうございました。
齋藤副委員長	383ページの貸倒引当金繰入額は、未納者が払えない場合に充当するお金を引き当てていると理解しておりますが、この金額どのように決めているのか教えてください。
平ノ内主査	令和5年度以前の滞納額の想定で挙げております。これは暫定的な金額を計上しているものです。この後、金額が確定していきますので、一概にこの金額が正しいというわけではありません。令和6年度分は、先ほど説明した50万円の未収金の部分でカバーをして、それ以前の滞納者の額は貸倒引当金という整理で計上しております。
齋藤副議長	実際、貸倒引当金の金額は毎年どれくらい発生しているのですか。
平ノ内主査	およそ20万円だと思います。
黒瀬委員	4点ほど教えていただきたいのですが、1点目は遠隔検針について、試験的にうまくいった場合、一気に拡大する予定は今のところないのか、2点目はそれに関連して、遠隔検針を導入するにあたって、メーター検針、メータ

発言者	発言要旨
平ノ内主査	一側等で何か設備投資や更新が必要になってくるものなのか、3点目は無人監視システムの運用状況と設置施設管理等の委託の状況はどうなるのか、4点目は配水および給水費は、どこを配水・給水するのか、これらのことを教えてください。 遠隔検針の全部の切り替えですが、今のところは難しいと思っております。遠隔検針は使用量が1時間ごとに上がってきて非常に分かりやすいのですが、検針票を郵送しなければいけません。今は検針時に検針票を置きますが、遠隔検針ではこちらの方で郵送しなければならず、作業が増えることから、今のところは30箇所を設置し実証実験を行い、その先は状況を見ながらと考えております。 メーターへの投資ですが、通常毎年購入しているメーターに東北電力のシステムを使うためには、遠隔端末を取り付ける必要があります、1ヶ所あたり、税込9,900円となります。従来取り付けられている隔測器が今後いなくなる可能性もありますので、不必要なものなのかはこれから調べていくことになります。 昨年の4月からタブレットによる操作監視を行っておりますが、まだ1年目ということもあり、慣れないところも多く、タブレットの確認頻度や、具体的な運用法を模索している状態です。今後、整備をしなければならない箇所や課題等が明らかにきていくところです。併せて、シルバー人材センターへの委託ですが、現在は深夜の委託は完全に無くし、平日は午後5時から8時まで、水量等を見ていただいております。日祝日に関しては午前中と午後それぞれ下水道関連施設の見回り等もありますので、各3時間程度来ていただいて見回りをメインで委託をかけている状況です。 配水、給水費に関しては、他市町村の目の名称に準じて、予算の方に載せております。村の場合は配水池から高架水槽に上がって給水する部分を配水というかたちで整理しており、不具合等があれば、その修繕料をこちらの予算から支出する想定で予算を作っているものです。
黒瀬委員	配水・給水は用語上明確に分かれているものなのですか。もう1点、387ページで揚水ポンプの更新について、これは更新とともに少し大きいものを付けるという考え方なのですか。
平ノ内主査	配水は本管の中で水が動く状態で、本管からその先に各家庭等のメーターまでのところが給水ととらえています。

発言者	発言要旨
	揚水ポンプは、今現状 5.5kVA の揚水ポンプが入っており、これを 7.0kVA の揚水ポンプに更新することを考えております。水源として第 2 取水場や予備水源を整備しており、春先を含め、取水場に水さえあれば、十分に送ることができますし、取水体制も強化されておりますので、それに合わせて揚水ポンプも大きくします。
松橋委員	先ほどの長期前受金の減価償却費について、基本的に耐用年数で決まると思うのですが、長期前受金を収益化するときのルールはどういうものなのか。
平ノ内主査	例えば先ほどのとおり、1,000 万円の設備の導入にあたってその設備の耐用年数が 20 年として、それに対応する国庫補助金を 500 万円受けたとすれば、その 500 万円を 20 年で収益化するかたちとなります。
松橋委員	長期前受金も同様に耐用年数で、ただ割り算するだけってことですか。
平ノ内主査	そのような会計処理となります。
松橋委員	当年度の収益化する金額は、様々なタイミングで始まった設備投資及び取得した設備の耐用年数に則って計算した累積額が貸借対照表に載っている、当年の収益化する金額と考えればいいですか。
平ノ内主査	企業会計への移行に当たり、固定資産登録システムで登録を行っています。その際に財源となった国庫補助金も合わせて登録しているので、そのシステムから出てくる数字で、予算化する減価償却費と長期前受金を登録する流れになっています。
菅原（史）委員	先ほどの揚水ポンプの更新の件で、今までのポンプだと、1 日当たり約 1,800 m ³ の送水能力であり、そのため水が不足した場合は対応できない場面があったように感じているのですが、今回の更新でどのくらいアップするものなのでしょうか。
平ノ内主任	今年度の予算で、取水ポンプ場の地下プールから浄水場へ水を送るための送水ポンプを更新した結果、今まで以上に送れるようになりましたが、送水ポンプをフル稼働すると、地下プールの水が少なくなり、渇水の警報が出る

発言者	発言要旨
	ようになりました。 昨年8月、9月ぐらいいもそういったことがあり、地下プールの水を増やすには、揚水ポンプで上げないと間に合わないことから、今回揚水ポンプを更新する予算を計上させていただいたものです。
菅原（史）委員	そうするとどのくらい送れるようになったのでしょうか。
平ノ内主査	2,100 m³ほどです。以前は1,800 m³から1,900 m³でしたが、現在は送水量も多く、2,000 m³から2,100 m³程度は可能であると考えております。
菅原（史）委員	ちなみにピーク時、1日あたり何m³ぐらい使っているのでしょうか。
平ノ内主査	昨年の春先に関しては一番多かった日で、2,150 m³程であり、それが何日か続きました。昨年の傾向として、全体的に使用される水量が分散した傾向にありました。さらにその前の年は2,200 m³や2,300 m³という日がありました。
菅原（史）委員	分かりました。それで、今年作った貯水池で何とか余裕ができるということですね。 長期前受金は、国の補助というお話だったのですが、補助のやり方って基本的には補助金で来るのと、交付税算入のかたちで来るのとあると思うのですが、交付税算入の場合も、ここに出てくるのでしょうか。
平ノ内主査	先ほど、収益的支出、資本的支出で50%が基準内と説明をさせていただきましたが、それが交付税の数字とリンクしております。一般会計の方に交付税が入ってくるので、交付税算入率が対象経費100%で参入率55%等のケースがあり、この基準内の数値が簡易水道の場合は繰入基準とリンクしてくる形となっております。この長期前受金には交付税措置の部分は入らず、あくまでも国庫補助金や県補助金のみという形です。
工藤委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、簡易水道事業会計についての質疑を終わります

発言者	発言要旨
	次に公共下水道事業会計について、当局の説明を求めます。
荒関主査	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
菅原（ア）委員	413 ページの一般会計の出資金として流域下水道の建設に要する経費として 333 万 1 千円となっており、先ほど役場が負担できるものという説明でした。この内容は、どのようなものを負担しているのですか。また、この企業会計のメリットみたいなものを感じているのか教えて欲しいと思います。
荒関主査	413 ページの一般会計出資金の計算方法についてですが、総務省から毎年 4 月の頭に繰出基準といった通知があり、その通知に記載されている計上基準を元にした概算の数字を記載しております。 中身につきましては、主に対象となる起債のパーセンテージでの計算方法になるのですが、想定される基準の額を予算としています。 企業会計になったことによるメリットなのですが、財務諸表というのが作られることになりました。官公庁会計はどうしても単年度しか見ないため、負債や資産の長期展望計画ができるようになったのがメリットと思います。
菅原（ア）委員	かつて単独の下水道事業として特別会計を持っていたときの金額と今現在の企業会計になった金額は、どのような違いで見えていますか。概略や感じ方でも結構です。
荒関主査	特別会計のときは一時的な赤字を気にする必要はありませんでした。企業会計では、今回の予算でもわかる通り、現金を 2,000 万台しか持っていない状態になります。そのため、ここに 1 億円の工事をもし突発的にやとなった場合、その業務の内容として、資金繰りのためどこから借りてくるかといった面も出てくることになります。一般会計からの繰入は、補助、出資と分かれ、金額も上がりますが、下水道会計としての当面の課題は現金保有を突発的な工事に耐えられる部分まで引き上げることが当面の目標と思っております。
菅原（ア）委員	先ほどの一般会計の出資金は総務省から示されることが分かりましたが、これには当然、人口率も出資金の算定基準になっているのでしょうか。

発言者	発言要旨
荒関主査	こちらの出資額の算定について、人口は特にその基準になっていません。
松橋委員	409 ページのこの委託料について、これはどういうスパンで委託を実施しどのくらいの費用がかかっている計算なのでしょうか。
荒関主査	委託料の下水道経営戦略更新業務委託料ですが、これは5年ごとの更新となります。ただし、5年ごとにこの費用がかかるものではなく、経営に問題がなければ5年後は期間の延伸のみという判断もあると思います。下水道事業計画更新業務委託料については基本的には7年ごとの更新ですが、状況によっては途中で変更をかける場合もあります。
松橋委員	委託については、どういった業者と委託されているのでしょうか、企業会計の移行に当たり専門的に支援される方なのか、それとも下水道経営全般に関わる業者なのか、どういったことを専門にされている業者なのでしょうか。
荒関主査	経営戦略委託について、まだ想定段階なのですが、株式会社ワン・アキタとって、秋田県と市町村、民間で合同出資している会社に業務委託する予定です。ワン・アキタでは他市町村の経営戦略も策定しており、ワン・アキタで作った経営戦略が秋田県内で増えてくれば、経営比較がかなり容易になり、今後の課題等の把握もできるようになると思います。また、県が関係しているので、県の各種計画を踏まえた戦略を齟齬なく打ち出すことができます。 事業計画更新委託については、県内設計業者での指名入札で委託事業者を決める予定です。
菅原（史）委員	401 ページの、2 条のところにある、雄物川流域へ流す汚水量の契約の上限はどのくらいですか。
荒関主査	こちら業務の予定量と書いているのですが、(2)と(3)に関しては、認可の数字を使っております。ただし、この量を超えて流域下水道に流してはいけないかというところではなくて、流域下水道に流した分は1 トン当たり 45 円での積算となり、単価は何年かで変わる場合もあります。予定量を基準として、流したら流した分だけかかるという内容になっています。

発言者	発言要旨
菅原（史）委員	流す分の上限はなく、45 円払えば流せるという理解でよろしいですか。
荒関主査	予定量の上限になったので、それ以上は流さないで自分たちで処理するといったことにはなりません。
菅原（史）委員	今年、埼玉県で下水道の大きな陥没事故があつて、それを受けて、国の方で全国的な調査を指示しており、これを受けて、大潟村ではどのような感じで今回の予算に反映しているのか、教えてください。
荒関主査	国から県を通して緊急調査が出たのは、管の直径が 4m 近くと非常に大きなものに対する緊急調査で、県内はもとより東北管内にも直径 4m クラスの下水道管はないとの旨の連絡が来ておりました。大潟村でも下水道の大きな陥没事故が起こる可能性はあるのかについて、村下水道管本管は直径が 25cm と非常に小さいものが主ですので、管に穴が開いて、自動車が飲み込まれるなど可能性は、非常に考えづらいものになります。 その予防やそういった危険性を把握する手段ですが、予算書の 409 ページの管路施設清掃委託料により、毎年マンホールや管渠の清掃事業をおこなっています。メインは清掃ですが、不具合等があれば委託事業者から、村へ連絡をするようにしているため、村内管渠を少なくとも 2 年に 1 回のペースで、簡易的な点検ができていますと考えています。 陥没事故等起こることがないように、また起こっても迅速に対応できるようにこういった内容で現状を把握しているところです。
菅原（史）委員	安心しました。この管渠の掃除清掃は、マンホールに入って高圧洗浄等をするということなのでしょうか。
荒関主査	おっしゃる通り、村の中でも、そういった作業となる場合もあります。昨今事故もありましたので、契約時に硫化水素の計測器の持ち込みなど、作業の安全確保についてよくお話をしていきたいと思います。
菅原（史）委員	ぜひその辺はお願いしたいと思います。マンホールに入ってその作業する場合に、こういった事故が起こったから、改めて国や県から具体的な通知は来ていないのですか。

発言者	発言要旨
荒関主査	県からのメール連絡になりますが、「更なる安全管理の徹底」という通知が来ております。
黒瀬委員	409 ページの管渠費の下水道管路包括管理事業負担金ですが、これは、村内の本管の修繕も含めてしていただけるという理解でよいですか。また、市町村独自のものとのかき分けを教えてくださいたいのと、どこに対する負担金なのか。
荒関主査	この負担金は、ポンプの点検、法定定期点検と休日のトラブルと小破修繕、これら全部をまとめた村の負担分ということになります。棲み分けについては、この予算は今年から始めるもので、小破壊修繕の対象になるかについてはケースバイケースな面もあります。 対応できない例としては、民地の塀を壊さなければならないとか、下水道のますを直すのに、人の物を壊さなければならないといった場合はこの負担金の対象外になり、市町村独自で行うことになります。その場合は予算内の維持補修費で、村と住民とで話しながらやることになります。本当にケースバイケースですので明確な棲み分けというのは、やりながらものによって判断していくようなかたちになるかと思います。
黒瀬委員	これは、どこに対して負担するのですか。
荒関主査	村が保有する管路に対するものです。公設ますまでがこの小破修繕の対象で、例えば、公設ますが壊れた場合、県に連絡して直したとなったら、請求が村に来るといった形になる負担金です。
黒瀬委員	そうすると、これは県が事業を全部行うということでいいですか。
荒関主査	県と協定を結んだ市町村で行っているものです。県がリーダーシップを取って行っている事業であります。
黒瀬委員	この負担金で金額上がっていますが、固定費としてこの金額が毎回毎年1年間で出ていくということではなくて、その作業によって変動するということなのか。
荒関主査	おっしゃるとおりです。

発言者	発言要旨
黒瀬委員	この負担金は基本的には村独自でやるのがいいのか、費用感についてそのあたり分かりますか。
荒関主査	費用に関しては、小破修繕に乗っている市町村が、他にもあり、全体の件数で見ないとどうしても分からない部分があります。ただこの取り組みは、下水道の先々を考えたもので、地域から下水道業者がいなくなりつつある現状を支えていく側面があります。 特に大潟村の場合は、下水道業者がいない状態で、昨年度は、周辺から呼ぼうにも、忙しいから来れない、何か月も待ってくれと言われたこともあり、そういった部分を解決していくという面では、大潟村において必要な事業であると考えております。
工藤委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、公共下水道事業会計についての質疑を終わります。 先ほど工事実施予定箇所のことと保留しておりましたので、小野主事の方から説明をお願いします。
小野主事	お手元の資料について説明をさせていただきます。1 ページ目になりますが、こちらが総合中心地内において工事実施予定している箇所を図面に落としたものになります。 青く丸で囲ってある 3 箇所が防犯対策事業の中で実施するカラー舗装工事の工事箇所となります。 その他、緑色の線に関しましては南北東線の社会資本の事業、赤い丸に関しましては橋梁補修事業、黄色い線に関しましては南 4 号線の路側帯整備工事で、一番下の方にあります紫色ピンク色の線は南 1 丁目地内の排水路保全工事となっております。 続きまして 2 ページ目について説明をさせていただきます。こちらは総合中心地外の主な事業の実施内容ですが、赤く線を引っ張っているところが砂利道の補修事業でしてここを拡幅するものとなっております。 青く丸で囲ってある場所は、橋梁補修事業でして、こちらに関しましては、予算書にも記載がありますが、今年度設計を予定しているものとなっております。

発言者	発言要旨
工藤委員長	ます。 この件に関して、他に質疑ございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、生活環境課部門についての質疑を終わります。 休憩します。(14:50)

令和 7 年第 2 回（3 月）大潟村議会定例会
令和 7 年度大潟村予算特別委員会 会議記録
【 農業委員会・産業振興課 】

招集年月日	令和 7 年 3 月 13 日（木）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」		
開 会 日 時	令和 7 年 3 月 14 日（金） 15:00～17:16		
出席委員 (11 名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委 員 松本 正明
	委 員 菅原アキ子	委 員 川渕 文雄	委 員 黒瀬 友基
	委 員 松橋 拓郎	委 員 菅原 史夫	委 員 松雪 照美
	委 員 三村 敏子	委 員 大井 圭吾	オブザーバー 丹野 敏彦
欠 席 委 員 (0 名)			
出席職員 (10 名)	【特別職】 【監査委員】 【議会事務局】 副村長 工藤 敏行 代表監査委員 佐々木 秀樹 事務局長 近藤 綾子 【産業振興課】 課 長 伊東 寛 主 査 小形谷 範子 主 任 工藤 修功 主 任 佐藤 真悟 主 任 宮田 征大 主 事 佐藤 文美 主 事 岡部 勇将		

付 託 事 件	議案第 25 号 令和 7 年度大潟村一般会計予算案
	議案第 26 号 令和 7 年度大潟村診療所特別会計予算案
	議案第 27 号 令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
	議案第 28 号 令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
	議案第 29 号 令和 7 年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
	議案第 30 号 令和 7 年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
	議案第 31 号 令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計予算案
	議案第 32 号 令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計予算案

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	再開します。(15:00) 休憩前に引き続き会議を進めてまいります。 これより農業委員会・産業振興課部門の審査を行います。農業委員会・産業振興課部門の一般会計歳入部分について当局の説明を求めます。

発言者	発言要旨
佐藤主任	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
松雪委員	安全・安心な森整備事業費補助金の内容と、どこからはいつてくるのか教えてください。
工藤主任	安全・安心な森整備事業費補助金は、マツ林・ナラ林等景観向上事業に対するもので、枯れ松の伐採の費用になります。県の補助金でございまして100%の補助となっております。
黒瀬委員	36、37 ページの雑入ですが産業の担当は下から二つ目だけになりますか。
佐藤主任	産業振興課・農業委員会の担当部分としまして、39 ページの下から 8 番目の農業者年金業務委託手数料、こちらから技術指導体制強化事業費負担金、チャレンジ農場運営費等負担金、農業公社特例事業等業務委託金、農地中間管理事業業務委託金、経営継承・発展等支援事業費補助金、そして先ほど説明しました道の駅急速充電器電力量料金補充金が担当部門部分になります。
菅原（ア）委員	29 ページの農業振興費負担金の環境保全型農業直接支払交付金について、かなりの増額になっていますが、先ほどの説明では、制度設計変更のためとありました。歳出でも説明されると思いますが、その内容と、大体何名くらいを見込んで増額になっているのかを教えてください。
宮田主任	環境保全型農業直接支援対策事業の内容につきましては令和 7 年度より制度の第 3 期目がスタートいたします。これまで秋田県の地域特認でありました各取組が全て全国共通取組へ移行される予定です。変更内容の要点といたしましては、例えば有機農業の取組の単価が上がること、有機農業加算措置の取組として、緑肥や堆肥の施用がありますが、この他に炭の投入が新たに加わることになります。 そして総合防除の取組というものが新設され、IPM、総合的病虫害防除のことで、この取組と畦畔除草の取組に合わせて、メタン抑制の取組として秋耕、もしくは長期中干しを行うというものです。 それに、地域特認から全国共通取組への移行に伴い、これまで行っていた IPM と畦畔除草に無代かきを行う取組と長期中干し単体の取組は廃止

発言者	発言要旨
	されることになります。 また、積算に関しては、今回大幅な増額をさせていただいており、大きな要因は炭の投入への取組です。10a 当たり 5,000 円の取り組みになりますが、令和 5 年度から始まった事業でございます。近年、申請者が増加傾向であることから令和 7 年度における申請予定面積を把握するために、令和 6 年の 8 月下旬頃に要望調査をさせていただきました。その結果を予算に反映させたために今回の歳入歳出ともに増額となっております。積算につきましては、人数ではなく、近年の取組面積の実績から算出しております。 こちらに関して、国・県と合わせて、4 分の 3 補助ということで、歳入に記載の内容の金額が入ってきます。
菅原（ア）委員	まさに制度が変わったと感じました。 大潟村でも脱炭素ということで燐炭がこれから出るので利用を広めたいという意向だと思っているのですが、炭の投入ということは燐炭もこの対象になるのでしょうか。
宮田主任	炭の投入につきましては、粃殻燐炭も視野に入れて進めているところでございます。
工藤委員長	他にございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、農業委員会・産業振興課部門の一般会計歳入部分についての質疑を終わります。 次に、一般会計の歳出部分について、当局の説明を求めます。
佐藤主任 工藤主任 小形谷主査	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので、歳出部分について質疑に入ります。 質疑ございませんか。
黒瀬委員	140 ページから農業振興費の欄ですが、結構ページ数が多いのですが、説

発言者	発言要旨
	明が当初予算概要の 3 項目ぐらいしかなかったと思います。事業数多い中で、丁寧に説明していただきたかったのですが再度お願いできますか。 前年から変更のある部分などを含めてお願いします。
工藤委員長	暫時休憩します。(15:40) 再開します。(15:44)
佐藤主任 宮田主任 岡部主事 佐藤主事	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。 質疑ございませんか。
三村委員	155 ページの防災林地内整備事業の中のトドマツ処理業務委託料ですが、このトドマツはどこかの団体が記念樹として植えたトドマツのことなのか。そうであれば、処分費用の予算はその団体も負担することになっているのか、それとも全て村が負担するのか、どちらでしょうか。
工藤主任	トドマツ処理業務は 20 周年記念で耕心会が植樹し、その後村へ寄贈されているので、村が処分するものです。
松橋委員	まず 143 ページの下から 3 番目、大規模農家経営実態調査事業、この事業の詳細を教えてくださいたいのが一つです。 もう一つが 151 ページ経営継承・発展等支援事業費補助金は国が半額、村が半額とのことですが、この補助金自体は以前からあったのでしょうか、それとも新しく始まったようなものなのでしょうか。村としては新規でしょうか、補助事業自体は以前からあったのか、お伺いしたいです。
宮田主任	まず一点目の、大規模農家経営実態調査事業は昭和 46 年から継続している事業であり、大潟村農家経営の実態を調査して、農家経営の改善を図るという内容でございます。 詳細としては、法人を含む約 30 経営体ほどの農家を抽出させていただき、令和 7 年度の事業では令和 6 年度における農業経営の実態について調査を

発言者	発 言 要 旨
	実施し、報告書としてまとめています。こちらは秋田県立大学に事業費 152 万円のうち、村 76 万、JA76 万の負担で事業を実施しているものです。最近 は、農業人材育成事業の一コマを使い、事業の報告をさせていただいています。 続きまして、経営継承・発展支援事業に関することですが、国で令和 5 年 度からの事業として動き出ししているものでございます。この度、経営移譲 に関して、何か活用できる補助金はないかという産業振興課への問合せがあ り、経営継承・発展支援事業の助成金を今回予算計上させていただきました。 事業内容につきましては先ほどの歳出の説明でさせていただいたとおりにな りますので、よろしくお願いいたします。
松橋委員	151 ページの経営継承・発展支援事業は農業に限った補助事業ですか。大 潟村としては産業振興課が窓口なので農家に限った話だと思いますが、この 補助事業自体は中小企業に使えるものなのか農業に使うものなのかという こと、また計 100 万円ということで、機械の購入や販路開拓などはイメージ が湧くのですが、法人化に対する支援となると、税理士の派遣費用というよ うな形になるのですか。
宮田主任	あくまでも農業経営に関する事業となります。対象の経費としましては、 法人化に関することや新たな品種等の導入、認証取得、経営管理の高度化、 外部研修の受講で、販路を開拓するための計画を策定していただければ、幅 広く使えるような内容となっております。
松橋委員	法人化の支援というところが、具体的にどういうことなのかなという趣旨 の質問だったのですが、税理士、会計士、中小企業診断士等々そういった方々 に相談するときの費用ということですか。
宮田主任	具体的な例として、法人化の取組では、登記費用に活用できます。
松橋委員	今の想定ですと、手続き上必要な費用を助成しますと聞こえますが、発展 の支援ということなので、何かをするために本来は使うべき事業ということ だと思いますが、ある程度計画を立て、提出する中で、もし事業に申し込む 人がこんなことをしたいと提出したときに、幅を持たせ、色々なことを経営 継承、およびその発展に伴うことに対して計画が承認されれば幅広く適用さ れるイメージでしょうか。

発言者	発 言 要 旨
宮田主任	おっしゃるとおりです。後継者の経営発展に向けた取組を計画の中に盛り込んでいただければ、広くカバーできるような助成制度となっております。
松橋委員	ありがとうございます。こんな支援が欲しいということを明確に思い描いて、申し込んでくる人ばかりだといいいのですが、漠然と発展させていきたいが、どうしていいかわからないところに対して、アドバイスや機会というものはあるのですか。あくまでも何がしたいか聞いてそれに対してこのお金使えますという支援になるのですか。
佐藤主任	要望調査を行う際に、産業振興課の職員と申請に来ていただいた方とどういったことをやっていきたいか、どういうことに使えるのかというのを個別に相談し、具体的に事業に使えるのかどうかというのを一つ一つ見ていきながら、よりこの支援をフルに活用できるように進めてまいります。
大井委員	経営継承・発展支援事業に関して、法人化とか機械購入とか色々な部分で使えるという話で、6名を想定しているとのことですが、経営継承する人であれば誰でも大概申請できるものなのですか。認定農業者等枠があったり、例えば米以外のものを作付したり等の要件はあるのですか。
宮田主任	事業要件につきましては、年齢や所得の要件は設けられてございません。ただ地域の中心経営体であるということが一つ求められております。 地域計画のうち目標地図に位置づけられている方、実質化された人・農地プランの中心となる経営体として位置づけられている方、村で認定農業者または認定農業者に準ずると認定を受けている方が対象の要件になっております。この中心経営体のうち地域計画につきましては、今現在、公告案を提示しているものでございます。産業振興課から農家の方に通知させていただいたアンケートに回答されている方であれば、位置づけられるように動いております。また、人・農地プランについては、このあと地域計画に移行されますので、まずは地域計画に位置づけられていないと事業を活用できないことをご承知置きしていただければと思います。
大井委員	そういう部分については役場の方から色々と指導してもらえるとということだと思うのですが、例えば家に帰って来て継ぐということで何年以内に申請する必要があるのでしょうか。

発言者	発 言 要 旨
宮田主任	何年以内に継承しなければいけないかということについては後ほど回答させていただきます。
大井委員	先ほど海外研修の助成が 55 万円で希望者が出た場合は補正で対応するという話でしたが、この対象は大潟村の農家の後継者がいなくて、大学生、県立大学の学生、大潟村に住所がある学生でも対象にはなるのでしょうか。
宮田主任	最終の目標としまして、村に就農するということが前提になっていますので、村に就農することを確認できる方を想定しています。
大井委員	163 ページのふるさと交流施設整備事業ですが、ふるさと交流施設の場所がはっきりしてないので、どこの場所を修繕するのか説明していただければと思います。
小形谷主査	ご承知のとおりホテルサンルーラルは秋田県との合築ですので、県の部分と村の部分とございます。そのうち村の部分がふるさと交流施設部分と呼ばれる場所ですが、説明しづらいので、図面を後ほどお配りしたいと思います。いずれホテルサンルーラルの入口を入り左側、温泉側と理解していただければと思います。 そのうち今回工事する部分としまして、非常照明はもちろんですが研修館のエアコン設置の場所につきましては、シャトーが入っている 1 階の廊下ロビーのエアコンの設置になります。またタイルのカーペットにつきましても、ロビーより温泉側全てという形です。
大井委員	165 ページの温泉保養センターの冷温水発生機が 13 年経過で、入れ交換ということなのですが、これは 2 号機ということですが、1 号機はもう既に交換しているのかということと、何基あるのか、近々また交換はするのでしょうか。
小形谷主査	冷温水発生機につきましては全部で 2 基ございます。 そのうちの今回交換の 2 号機については、平成 23 年度に設置いたしました。1 号機は平成 25 年度に設置しております。 大井委員のおっしゃるとおり両方とも交換の推奨運転時間を超えておりまして、故障等の頻度が今現在多くなっているということで館内の冷暖

発言者	発 言 要 旨
宮田主任	房に今後支障をきたす恐れがあり、このたび2号機の方の交換を実施したいということで予算計上させていただきました。 なお1号機につきましては、令和8年度に交換したいと考えております。 先ほどの大井委員の経営継承・発展等支援事業の回答させていただきます。経営継承をしてから何年以内に申請しなければということですが、対象となる方は令和7年度事業ですと令和6年の1月1日以降に経営継承をされた方が対象になりますので、経営継承してから何年ということではございません。 また、松橋委員より、何年度に開設されたかということで質問ありましたが、誤った回答をしてしまいましたので訂正をさせていただきます。 こちらの事業につきましては、国で令和3年度から事業化されておりますので、訂正とお詫びいたします。
大井委員	経営継承・発展等支援事業は令和6年1月1日以降に経営移譲した人が対象ということですか。それまで家の手伝いのみで令和6年の1月1日に経営移譲すれば該当するということですか。
宮田主任	経営の主宰権が完全に移譲されていることを確認する必要がありますので、お手伝い等で経営上の一端を賄っているということでは対象にはなりませんので、よろしくお願いいたします。
齋藤副委員長	159ページのものづくりチャレンジ支援事業について、大湊村の物産を使って何か新しい商品等を作るものと思っていましたが、この金額は何件分ぐらいいくことを想定しているものか教えてください。
小形谷主査	ものづくりチャレンジ支援事業につきましては、平成26年度から事業名が変更になりながらも事業を進めております。村の特産品、また名産品としてもものづくりに取り組む方を対象に、必要経費を助成する事業でございます。条件の上限が50万円ですので今回3件分みております。補助率は2分の1です。決算委員会、監査等でもご質問ある事業でございますが、令和2年度に湊工房の実績以降実績がないということで、名称を変える等、色々行っているのですが、来年度からは、要件の方を一部拡大する予定です。これまで特産品や名産品ということで、食べ物、お土産のような商品のイメージに重きを置いていましたが、村をイメージできる地域活性化や観光資源の

発言者	発言要旨
	進展に資する商品というものも対象にしたいということです。例えば、村の葉書、手ぬぐい等村をイメージできるような商品開発をした方にも支援をしていきたいと考えております。ホームページ、広報等での周知がこれまで足りなかった部分でございますので、新年度早々に広報、ホームページの方で広く周知して行きたいと考えているところですのでよろしくお願いいたします。
齋藤副委員長	開発費について補助するというものでありますが、商品が本当にできるかどうかは問わないですか。
小形谷主査	おっしゃるとおりです。必ず販売しなければならないというものではございません。開発に取り組む方を応援したいということです。まずはチャレンジしていただきたいと考えているところです。
黒瀬委員	対象事業者というのは村内に事業所があればいいということになるのですか。
小形谷主査	村内に住所を有する方、村内に事業所を有する方が対象となっております。
松本委員	159 ページの商工振興費の起業支援事業についてですが、先ほど大井委員が質問していた、経営継承・発展等支援事業は農家の方、こちらの商工振興費の方だとこれは別に農家ではなくても個人で起業するということで一応すみ分けできているのか、被るのか教えていただきたいです。
小形谷主査	起業支援事業につきましては、県で実施しております起業支援事業の補助金の交付決定を受けた方に対して協調助成するものでございまして、農業に限らず村内で新たな起業促進するためのものですので、すみ分けと言われればすみ分けなのですが、事業内容としては、異なるものでございます。
松本委員	起業支援として、法人化した場合、両方使用可能ということになりますか。農家の人が法人化したという農業法人や株式会社のような場合です。
小形谷主査	繰り返しになりますが、こちら県の新規起業支援事業の協調助成の部分でございまして、農業の法人化といったものではなく、新たに秋田県内で起業

発言者	発 言 要 旨
黒瀬委員	する方、法人化に限らず、個人事業主でも何かカフェを開きたい、新たな事業を興したいという方が申請、活用できる補助金ですので、個人の農業経営者が法人化するというものに活用できる補助金ではないです。 145 ページの排水対策事業はもみ殻暗きょ等と思いますが、去年より予算が増えていると思いますが、今年度の実績や要望から増額しているのか教えていただきたいのが一点、続いて新米まつりは、おそらく予算としては変わっていないと思いますが今年度と何か内容的に変わるものがあるかというのが一点、あともう一点、次の 147 ページ認定農業者協議会事業、こちらの補助の内容を教えてください。それともう一点、農業後継者育成活動推進事業は団体への支援でしたか。内容を教えていただければと思います。
岡部主事	排水対策事業について予算額増となった根拠といたしましては、令和 6 年度の実績をもとに算出しております。実績を基に前年度よりも 160 万増が見込まれることから増額となっております。 続けて、認定農業者協議会事業について説明させていただきます。事業の概要といたしましては、認定農業者連絡協議会に対しての活動費の補助金を村としては 200 万、補助しておりまして JA でも 20 万円補助しておりまして、合計で 220 万円の補助を連絡協議会に対して行っている事業となっております。
佐藤主任	新米まつりから説明させていただきます。現段階では、具体的に令和 6 年度と比較して、変更点はまだ決まっていないので、令和 7 年度の実行委員会の中で、昨年度までの反省点等を踏まえて、改善すべきところは改善していき、また新しいところは、これからの実行委員会、決めていくこととなりますので、現今時点では特に決まった変更点はございません。 岡部主事の説明の補足になりますが、認定農業者協議会事業の 200 万円ですが、内訳としまして、村の 200 万円は各 1 から 7 までの認定協議会の方に 20 万円ずつ合計 140 万円、残りの 60 万円が各 1 から 7 までの会長・副会長で組織される認定農業者連絡協議会の活動費となっております。具体的にはそれぞれ認定協議会の方で研修費等の活動費に充てられております。
宮田主任	最後の質問の 147 ページの農業後継者育成活動推進事業につきましては、大潟村農業近代化ゼミナールへの団体支援となっております。こちらゼミの圃場巡回でしたり、ひまわりロードの栽培管理等々の活動に対する支援と

発言者	発 言 要 旨
黒瀬委員	なっております。 排水対策事業は去年も多かったということで、それに対して増額していただけたということありがとうございます。 農業後継者育成活動推進事業は、なぜ農近ゼミへの補助という表現じゃないのかと思ってしまして、大体、団体助成の場合はそういう表記ですが、他の名前もありますとか、他の団体もあってという経緯があれば分かりますが、農近ゼミへの補助金、活動補助でいいと思うのですがいかがでしょうか。 認定協議会の補助金ですが、前年の決算でお願いしましたが、各団体にばらまかなくても、各団体で参加人数も行く場所も多分事業費として変わっていると思うので、その実態に合わせて見直してはいかがかという話をしたのですが、今年も同じ撒き方でいくつもりなのでしょうか。前回も言って、その前も言ったかもしれないですが見直すべきだと思うのですがいかがでしょうか。
宮田主任	一点目の質問の回答になりますが団体実施主体につきましては、確かに大潟村農業近代化ゼミナール一つのみとなっております。 他の団体の事業名等も考慮いたしまして令和 8 年度以降わかりやすいような事業名を検討して参ります。
佐藤主任	認定農業者協議会の補助金については、総額 200 万円の助成ということを見込んでの予算計上となっております。補助金に関しましては、大潟村認定農業者連絡協議会に助成しまして、そこから各 1 から 7 まで振り分けられます。議会の方でも活動のあり方や平等性等の面について疑問視や指摘されているということを、連絡協議会、各認定協議会の会長・副会長にも相談しており、合併や今後のあり方について、現在検討しているところです。具体的に 1 から 7 までどのように振り分けるのかについては、今のところは変わらず、均等に助成する予定になると思いますが、具体的に参加人数や各認定協議会の参加率を算出するのにも、どのように算出するのか、単純に名簿に名前が載っていれば、参加したことになるのか、各研修で名簿のうち、例えば 30 名のうち 15 名の参加であれば、ポイント制のように差をつけていくのか、というように分け方にも課題がありますので、まず現状は差をつけて実態を考慮しての分け方というのは、まだ具体化はできない状態であります。
黒瀬委員	先ほどの農近ゼミの補助金ですが、今まで後継者支援という事業がなかつ

発言者	発 言 要 旨
	たので気にならなかったのですが、経営移譲の補助事業が出ている中でわかりにくいので、やはり整理していただければと思いますのでよろしくお願いします。 認定農業者に関しては、認定農業者という枠組みもできて、だいぶ経ってきており、こういう形でプロの農家の方に支援するというよりは、もっと後継者や新たに入ってきた人たち、その中にも認定協議会の方がいると思いますが、そういう方への支援をやった方がいいと思うので、個人的には止めてもいいと思っているところを去年 9 月に話をさせていただいて検討していただけたという中で、今年同じ予算が出てきているというのは個人的に本当に納得いきません。今年度この内容ならば、一旦 200 万という総額はいいのですが、今年度どのような形に使うかを見て、やめて他に使うということになるのではないかと思います。今、あり方、合併等含めて早急に検討していただければと思いますがいかがでしょうか。 佐藤主任 先ほども説明しましたとおり、各認定協議会へ長い間助成を行っており、あり方について検討する段階にきていることについてお話をしました。そこで各認定協議会の総会にも、職員が参加して会長・副会長だけでなく、各会員の方々にも意見を伺いながら現状について説明しているのですが、会員の方からは、農林水産省への研修の機会や、貴重な勉強の機会の場でもありますので継続して、助成してほしいという意見はいただいております。しかしながら黒瀬委員のおっしゃるとおり、今後の農業振興の予算の枠組みとしてどういうところに振り分けていくのが適切であるか、今後検討させていただきたいと思います。 黒瀬委員 状況はわかりました。認定農業者の方が研修行くなどとは言ってないので、自腹でいけばいいと個人的に思っている部分なので、研修の行き先だとかそういうサポートは全然構わないと思いますが、ここまですべて予算をかけ続ける必要ないと思いますのでぜひ考えていただければと思います。答弁要らないです。 大井委員 認定農業者の会員で役員とかも勤めていましたが、認定農業者の集まりでしか会わない、意見交換しないメンバーがいるということがあります。認定農業者で集まる機会というのは会員にとって非常に有意義だと思っている人も多いので、継続してほしいと思います。補助金だけでは全然活動には足りず、参加者全員それぞれ自己負担はかなり出して活動しているものですか

発言者	発 言 要 旨
	ら、研修旅行に行くにしても会員はほぼ自己負担の割合が多いですし、研修や情報交換する機会は非常に重要だと私は思っています。認定協議会に入っていない人も結構いらっしゃるの、私は入ってほしいと個人的に思っております。
黒瀬委員	149 ページの有機農業推進事業の中で負担金補助および交付金の中に有機転換継続推進事業費補助金というのは、去年なかったと思いますが、この内容を説明いただきたいです。もう一点、商工費の 161 ページの情報発信強化事業について内容を教えていただければと思います。
宮田主任	一つ目の質問にお答えします。令和 6 年度に国のみどりの交付金事業を活用した有機転換推進事業に沿って、新たに有機農業を始める方のかつ転換初年度の取り組みをされる方を対象に助成するものであります。国の事業は初年度限りですので、国の支援が終わった後の転換期間中も継続して有機農業の生産開始にあたり必要な経費について、伴走支援していきたいという趣旨のもと予算計上したものでございます。
小形谷主査	二つ目の情報発信強化事業についてお答えいたします。こちらの事業につきましては、各種媒体等活用し情報発信を行うことで、村に訪れる方のきっかけを作り新規の誘客、交流人口の拡大を目指すといった事業となります。事業の内容としましては大きく 4 つございます。観光 PR ということでパンフレットの作成、公式ブログ等の更新がまず一つでございます。二つ目が観光看板でございます。各種観光看板ございますが、今回 1 カ所の更新を予定しております。場所は船越線と桜・菜の花ロードがぶつかる丁字路にある案内看板にで、そちらの大潟村のマークが 50 周年のマークになっておりますので、今回は 60 周年も迎えておりますので、新規で貼り直しを行う予定でございます。 三つ目は、ふるさと CM の制作ということで AAB 秋田朝日放送で行っております秋田ふるさと CM の作成に係る経費でございます。 最後に新規になりますが、令和 7 年度に観光モニターツアーを現在検討中です。地域おこし協力隊が今 6 人おりますが、それぞれの活動も活用しながら、観光モニターツアーを年 3 回、予定しており、オーガニックビレッジに関連する農業体験、野鳥観察関係、ボートや生態系公園のツアー等です。生態系公園やボートにつきましては、カメラを趣味としているインフルエンサーと呼ばれるような方にも来ていただければと考えております。そのような

発言者	発 言 要 旨
	人たちの情報発信力も活用しながら、村から発信するだけではなく、インフルエンサーを活用して情報発信を広くできると考えております。 なお、こちらについて上手くいったから来年度もやるということではなく、令和7年度新規事業でございますので、多くの方との関係も繋がっていきたいと思っておりますので、まず交流人口から関係人口へということをゴールとして行いたいという4本立ての事業でございます。
黒瀬委員	村の有機転換継続推進事業、国のみどりの食料システム戦略について事業要件がわかりませんので、補助率や上限といったところを国の交付金も踏まえて教えてください。
宮田主任	国のみどり交付金の補助事業につきましては、10aあたり2万円の補助金額となっており、新たに転換する面積に対して、2万円の交付単価が交付されるという仕組みでございます。令和6年度につきましては、対象者1名、対象面積217a分を新たに有機に取り組むということで申請がございました。国の交付金については、初年度限定になっておりますので、村として転換期間中の2年目も継続して支援するために、国の補助事業にならない、対象面積217a分の補助金額を計上しております。
黒瀬委員	そうすると転換1年目は国の補助金を活用し、村から補助されていて、令和6年度の実績面積に応じた金額を令和7年度予算計上しているという理解でよろしいですか。
宮田主任	はい、そのとおりでございます。
黒瀬委員	情報発信強化事業のパンフレットと観光PRパンフレットについて、情報発信事業があって、強化事業があるのではなくて、情報発信強化事業に基本的な観光パンフレットが全部入っているということによろしいでしょうか。それ以外にパンフレットや一般的な観光関係のものは予算の中に他にあるのでしょうか。
小形谷主査	黒瀬委員のご質問についてですが、観光パンフレット関係、PR関係につきましては、こちらの情報発信強化事業のみで計上でございます。
黒瀬委員	はい、わかりました。ありがとうございます。

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	ここで、あらかじめ会議を1時間延長したいと思います、よろしくお願いいたします。 他にございませんか。
菅原（史）委員	145 ページの戦略作物生産拡大事業について先ほどご説明いただいたのですが、麦・大豆に村単で補助するということですが、ご存知のとおり今年、米価が大幅に上がって、作付計画も第1回目はまとめていると思います。麦は秋まきしたかどうかわかりませんが、大豆は減る傾向にあると推察します。面積が今回の予算の面積からかなり減った場合、先ほど話された補助単価についての調整は考えられるのかお聞かせ願いたいです。全体の予算でこの畑作のための予算というのは、令和7年度はないという村長のお話だったのですが、それで予算の中で仕方がないことかもしれませんけれども、調整により、今年度はという一つのメッセージにもなると思いますが、考え方やどのようにできるのか教えてください。
佐藤主任	菅原(史)委員のご質問にお答えいたします。初めに、先日皆様からの受付の集計で小麦に関しましては、令和6年度から4～5haの微減で149ha、大豆に関しましては、約20ha減で約310haとなっております。交付単価については、菅原(史)委員おっしゃるように、まず畑作を継続していच्छる方、転作に励んだ方が損をするような状況は望ましくないと思いますが、助成単価については現在のところは、据え置きを考えており、状況に応じて今後検討してまいりたいと思います。
菅原（史）委員	転作云々ではなく、いわゆる戦略作物ですので、まずはこれを拡大するという取組をしている方もかなりおりますので、今回の米価急騰によってモチベーションが下がって、1回止めるとなかなか戻れないものです。そういうことも含めて全体的な面積が想定より少なかったら、フレキシブルに検討していただきたいと思います。いずれ実際に作付けする時期は田植えが終わってからのはっきりするはずですが、このままでいけば、実際の2月の受付よりはまた変わってくるような感じがするので、私の感覚ではありますけれども検討していただければと思います。 また、149 ページの高収益作物生産促進事業について、こちらの方も今年も事業を行うということで、私自身は喜んでいるのですが、ただ去年と比べて予算規模が若干減っているということで、何か理由があつてこの数字にな

発言者	発 言 要 旨
宮田主任	ったのかをお聞かせください。 高収益作物生産促進事業につきましては、高収益作物資材補助の部分で大きく減額をさせていただいております。減額の理由としましては、近年の実績と傾向を踏まえ積算しました。資材補助につきましては、令和5年度から事業が始まり、実績が約150万円、令和6年度は現在の見込みで約200万円程度と金額が上昇傾向にありますが、新年度予算の300万円の範囲内で対応可能であると想定しております。
菅原（史）委員	実績に応じてというお話なのですが、これは高収益作物を扱っている各団体があると思いますが、各団体との情報を合わせて考慮してこの金額になったという理解でよろしいですか。
宮田主任	こちらの予算の積算につきましては、団体の意見等は考慮されておりません。ただ、事業の内容につきましては例年ブラッシュアップをかけておりまして、対象資材についての要望を各団体に聞き取りをさせていただいております。要望を受け対象資材を拡大した実績もありますので、そういうところで予算をうまく活用できるように支援しているところでございます。
菅原（史）委員	予算組みは年に一度のことなので、対象となる生産組織・グループ等から今後の情報というのは、聞くことが必要だと思います。実際に来年度から新しい生産資材の使用を考えている生産組合もありますので、情報収集を事前にしておくことをお願いしたいです。 次に、温泉保養センターの施設整備事業の工事請負費の源泉2号井揚湯ポンプ改修工事について、ポンプ自体は確か先ほど説明あったように令和4年に壊れて、ポンプ自体もすごく高く、確か予備で一つポンプがあったという記憶があるのですが、それを使ってもこれだけの金額になるのでしょうか。
小形谷主査	菅原(史)委員おっしゃるとおり、予備のポンプがございます。 今回、現在使用している水中ポンプを引き上げて、そちらは引き上げ後にメンテナンスを行い、また予備として保管しておき、今現在予備としてあるものをまた水中ポンプとして使用する、入れ替えを行うといった工事になります。金額的な話ですが、ポンプを購入するものではなく、あくまでも改修、点検修理というものでございまして、クレーン作業等の労務費でしたり機材の高騰等も見込んで工事費を計上しているところでございます。

発言者	発言要旨
松本委員	林業費について、5,000万円近く昨年に比べて減っており、県の予算がだいぶ減ったということを踏まえてお聞きしますが、これまでだいぶ枯れたところを切ったと思うのですが、昨年、大学の先生と木の選定など色々と関係をしたと思うのですが、切った後に新しく植樹するのか検討されていますか。 次に、今後予算を減らされたとしても、マツ枯れが進んでいくと思いますに限られた予算の中でやってくとしたら、大分時間延びていくのかもしれませんが、どのあたりで終わるのかという点が一つ、また枯れた木を切った後、ほぼなくなったというところも見受けられるのですが、今後新しく植樹していく予定はあるのかどうかというのをお聞きします。
工藤主任	今後の伐採の終わりの見込みですが、今の時点では何とも言えないところであります。また、植樹に関しても、現時点では考えるまで至っていない状況です。
松本委員	今は植樹を考えてないとのことですが、どのような木を植えていくかといった選定の話し合いはしているのでしょうか。また松を植えていくのか、このことについて東京農業大学の先生と話をしていませんでしたでしょうか。
伊東課長	松本委員のご質問にお答えします。令和5年度に、東京農業大学の先生たちと協議しまして、村の植樹に適している樹種について色々と話し合っております。その段階では、ハルニレやヤチダモなどを植えたらどうかという提言を受けております。また、八竜線沿いの松を抜根したところに現在、県でそのような樹種を植樹しておりますので、今後環状線沿いなどで植えるとすれば、そういう樹種を植えていきたいと考えております。また、枯れている松がある一方で、松枯れに抗体を持つ強い松も出てきていますので、今後そういうものも検討はしていくものとしておりますのでよろしくお願いいたします。
松本委員	そうすると、植樹についてはまだまだ先ということで、新年度は極端に倒れて事故を起こさないようなところを見つけて切っていくのが精一杯という予算組みでしょうか。
伊東課長	はい、今回は県の補助事業ですが、県としても、先ほど担当がお話した

発言者	発言要旨
	ように、他の自治体でも松枯れが被害拡大されていますし、県で使っている財源としてするものの一つには、クマの駆除においてクマが出没しないように下刈りをする費用の方にも財源を充てているということもありまして、各市町村への配分が少しずつ減ってきている状況ではあります。まず昨年から比べると大幅に減っておりますけども、一般財源も今回つけていただき予算要求しまして、松本議員がおっしゃったように枯れているところは切っていきますけれども、それとは別に、人に被害が及ぶであろうというところは、やらなければならないということで今回、予算の方を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。
松橋委員	159 ページの先ほどもあったのですが、ものづくりチャレンジ支援事業費補助金について、これ実績が少なく、特産品としてというところは気になっていまして、この事業の目的というのは、事業をとおして、何か大湊村全体、公に利益のあるようなものづくりを支援するものなのか、それとも村内在住、あるいは村内に事業し村内にある事業所が、商品開発等をして、利益を上げていくことが目的なのか、どういうイメージで捉えればいいですか。
小形谷主査	目的としましては、新たなものづくりにチャレンジしていただきたいということです。ゴールとしましては、意欲的な方の活動を支援することで地域の商工振興を図りたいという目的がございますので、特産品を開発して、現在の中小企業の活性化はもちろんですが、商工振興かつ、地域経済の活性化視野に入れた事業ということでございます。
松橋委員	特産品という表現があまりしっくりきていませんが、パンプキンパイみたいなものを作る人を応援しますというような話なのか、それとも自分のところで栽培している野菜に付加価値をつけて売るための加工を後押しするような話なのか、前者の場合は大湊村の知名度を上げるようなものづくりをしてくださいというような印象受けますが、そういうことではないということでしょうか。
小形谷主査	イメージとしては、両方あってよいと思っております。村のパンプキンパイのように代表する特産品はもちろんですし、農家の方たちが生産するものを自分の物に高付加価値をつけて、それが村の特産品って言葉使うのもどうかとは思いますが、商品として魅力あるものを開発していただきたいという両者かなということです。

発言者	発 言 要 旨
松橋委員	わかりました。特産品という言葉にハードルを感じてチャレンジしていないという印象を受けまして、実績が少ないので、要件を緩和して食品以外にもって話がありましたが、どちらかというとなんか緩和すべき要件はなくて、特産品というイメージ、表現を緩和し、チャレンジするハードルを下げていくような方向がいいのではないかなと思います、その点についてはいかがですか。
小形谷主査	松橋委員のおっしゃるとおりでございます、最初に始まったときは、地場産品開発支援事業という名前でしたが、その後商品開発という開発に重きを置いているような、特産品を開発しなければならないというイメージのものでしたので、令和6年度から新たなものづくりにチャレンジしてもらいたいという特産品に限らず、広く捉えていただきたいということでものづくりという言葉を使っております。先ほども周知の方は強化していきたいという説明をさせていただきましたが、広報やホームページに記載する際は、親しみやすく、堅くない、何か地域資源を活用するような特産品を開発する方といったような表現はなるべく避けるような、もうちょっと写真も見やすいような表現で周知していければと思いますのでよろしくお願いします。
松橋委員	事業の内容としては決して堅苦しいものでもなく、ハードルも高くないということで、その伝わり方の問題と捉えておきます。
小形谷主査	松橋委員のご意見参考に堅くない表現で周知を行っていききたいと思います。
黒瀬委員	商工振興費について、補助および交付金に商工振興会の補助が昨年に引き続きない気がするのですが、どういう捉え方なのかが一点と、今のものづくりチャレンジも起業支援もそうですが、商工振興会のような商工振興をサポートする機関というのは重要になってくるのではないかと思います、それは商工振興会の活動を活性化するという方法もありますし、他の商工会に加わるという方法もあると思いますが、何か考えておられるでしょうか。その二点教えてください。
小形谷主査	黒瀬委員のおっしゃるとおり、商工振興会につきましては、令和3年度より活動を休止している状態でございます。令和5年度にアンケートを実施し

発言者	発 言 要 旨
	まして、活動の存続、また湖東 3 町商工会の方法も含めて検討するといった内容で関係機関と協議したという経緯がございます。それを受けて、商工振興会として、これまでどおり、維持していく方向になっているというところまでで今ストップしている状態です。令和 6 年度は役員の方も含めて、更なる話し合いの場というのが、設けられなかったところがございますので、令和 7 年度に入りましたら、役員の方はじめ、役員の方といっても、ずっと休止状態ですので、どのように話し合いの場を設けていくか検討になりますが、何かしらこの商工振興会の今後については話し合っていかなければならないなと考えているところです。
工藤委員長	他にございませんか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので農業委員会産業振興課部門の一般会計歳出部門についての質疑を終わります。 以上で農業委員会・産業振興課部門についての質疑を終わります。
工藤委員長	暫時休憩します（17：15） 再開します。（17：16）
工藤委員長	本日は審議をこれまでとし、3 月 17 日午前 9 時から委員会を開きます。 本日はこれにて散会いたします。 お疲れ様でした。 （散会 17:16）

令和 7 年第 2 回（3 月）大潟村議会定例会
令和 6 年度大潟村予算特別委員会 会議記録
【 教育委員会部門 】

招集年月日	令和 7 年 3 月 13 日（木）			
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」			
開 会 日 時	令和 7 年 3 月 17 日（月） 9:00～12:12			
出席委員 (11 名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委 員 松本 正明	
	委 員 菅原アキ子	委 員 川渕 文雄	委 員 黒瀬 友基	
	委 員 松橋 拓郎	委 員 菅原 史夫	委 員 松雪 照美	
	委 員 三村 敏子	委 員 大井 圭吾	オブザーバー 丹野 敏彦	
欠 席 委 員 (0 名)				
出席職員 (11 名)	【監査委員】 【議会事務局】 代表監査委員 佐々木秀樹 事務局長 近藤 綾子 【教育委員会】 教育長 三浦 智 教育次長 宮田 雅人 主席次長補佐 後藤 克司 主 査 菅原 美子 主 任 佐藤 純子 主 任 薄田 穰 主 任 高橋 真也 主 任 太田 翼 主 事 竹田 美輝			

付 託 事 件	議案第 25 号 令和 7 年度大潟村一般会計予算案について
	議案第 26 号 令和 7 年度大潟村診療所特別会計予算案について
	議案第 27 号 令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案について
	議案第 28 号 令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計予算案について
	議案第 29 号 令和 7 年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案について
	議案第 30 号 令和 7 年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案について
	議案第 31 号 令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計予算案について
	議案第 32 号 令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計予算案について

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	再開します。(9:00)
工藤委員長	ただいまの出席委員数は 11 名であります。

発言者	発 言 要 旨
	定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 それでは教育委員会の一般会計歳入部分について、当局の説明を求めます。
佐藤主任	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
菅原（史）委員	23 ページの給食費負担金ですが、こちらについては、こども園の方は、副食費の負担も利用家族はなくなるという理解でよろしいですか。
佐藤主任	菅原議員のおっしゃるとおりでございます。
菅原（史）委員	少子化対策の中の経済的支援ということで、各自治体もその動きが最近顕著になっているとニュースでも取り上げられていますので、できる限りやっていったらいいかなとは思っていました。 つぎに、25 ページのこども園の使用料について、これは0 歳児から2 歳児の使用料ということだと思いますが、これについて、以前から経済的支援ということで、保育料の無償化ということをいろいろお話させていただいておりました。前回の議会のときにも、この予算については検討していくというお言葉をもらったと思うのですが、今回計上されたということは、できなかったということですけど、その検討した内容や経緯を教えていただければと思います。
宮田教育次長	予算編成の中で検討した結果、子育て支援という面では、先ほど出ました給食費の無償化のほか、放課後児童クラブの時間の延長、子育て支援センターの時間延長といったところを今年度実施することとしました。 こども園の使用料、いわゆる保育料については検討しましたが、今回の選択の中では外させてもらい、保護者からの要望の中にもあった給食費の無償化を選ばせていただいたということでございます。
菅原（史）委員	簡単な金額ではないのは確かにそうですが、男鹿市、鹿角市、にかほ市、横手市、他にも美郷町、三種町、八峰町と県内の各市町村は完全無償化という形で、経済的支援や少子化対策にかなり力を入れて取り組んでおります。そのような中で移住定住を村の方針として掲げているとしたら、子育て支援

発言者	発 言 要 旨
宮田教育次長	というのが移住の大きな要件の一つになってくると思っています。 予算というのは、どこかを増やせばどこかを減らさなければならないというように教育委員会だけの問題ではないと思いますが、村長部局とも相談し、いろいろと検討して、年度の途中からでも実施するのはいいと思うので、引き続き前向きな検討をぜひお願いしたいのですが、いかがですか。 おっしゃるとおりです。子育て支援については、今後も継続して考えていかなければいけないですし、対策を講じていかなければいけないものだと思います。今おっしゃられたことも含めて、今後も検討してまいりたいと思います。
菅原（史）委員	まず、できるためにどうしたらいいかという前提で検討していただきたいです。私としてみれば年度の途中でも実施していただきたいというのが希望ですが、それも含めてよろしくお願いします。
黒瀬委員	25 ページの保健体育使用料ですが、体育館や野球場、テニスコートそれぞれ何件分を見ているのか、それを見込んだ理由を教えてください。 また、テニスコートに関してですが、現状の利用者数、または利用回数のうち有償はどのぐらいの割合になっているのか教えてください。
菅原主査	件数の積算はしておらず、過去 3 年間の実績の平均という形を取らせていただいております。また、村民・村外の割合については昨年から統計を取り始めたのですが、体育館の使用は 7 割が村民で 3 割が村外、野球場につきましては 8 割が村民、2 割が村外、テニスコートにつきましては、反対に 8 割は村外、2 割が村民となっております。
黒瀬委員	体育館の例だと 7 割が村民で 3 割が村外とのことですが、その村外が全部有償となるのではないのでしょうか。
菅原主査	基本的には個人、村外の方は有償となりますが、例えば村外団体の方でも村の後援を受けて体育館を使用するということもございますし、村民団体の方と一緒に競技をするということで無償となっている方も含まれております。

発言者	発言要旨
黒瀬委員	例えば 1 団体 100 人の団体が来て、8 割 9 割は村民ということで無償であっても残りの 1 割は村外としてカウントしているということですね。
菅原主査	そのとおりです。
黒瀬委員	今まで利用者の内訳について統計をとっていなかったとのことなので、この動向は引き続き確認していただければと思います。
工藤委員長	他にございませんか。
	【なしの声】
工藤委員長	ないようですので一般会計の歳入部分についての質疑を終わります。 次に、一般会計の歳出部分について、当局の説明を求めます。
菅原主査 佐藤主任 高橋主任 太田主任 竹田主事	【資料に基づき説明】
工藤委員長	当局の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	新しい事業として、大潟村教育留学事業を始めるとのことですが、大潟村の特色としては専業農家が多い村という位置づけだと思います。この事業を新たに考えた大きな要因をお聞かせいただけますか。
三浦教育長	大潟村では、園小中連携教育、さらにはこの大潟の環境を生かした教育を実施しております。 また秋田県は教育立県としても全国的に有名であります。そこで大潟村の教育を多少短い時間でも経験していただければ、村の PR にもなるし、もしかするとその教育留学がきっかけで、こちらの方に移住してくるという可能性も考えられるということでこのような事業を始めようと思いました。
菅原(ア)委員	よくテレビなどでも教育留学での子どもたちの楽しそうな様子を見る機会

発言者	発 言 要 旨
三浦教育長	はありました。まず今の教育長のお言葉で、そのようなことなのだと思います。 全国にはいつから募集をされるものでしょうか。それと、宿泊先はどこを想定しているのでしょうか。また期間はどのように考えているのでしょうか。受け入れ先は申し込みされる子供の人数にもよると思いますが、この事業に対して、今現在で村が考えていることをお聞かせいただければと思います。 形が整い次第、早めに募集していきたいと思います。 まずイメージしているのは、例えば、1 学期の終業の時期が関東圏と東北でずれている部分を活用して、在-school が休みの期間にこちらの教育も経験してもらおうということがあるかと思います。そのため、なるべく早めに宣伝していければと考えております。 宿泊についてですが、当初は村に住まわれている祖父母宅ということで考えていました。つまり、村から都会の方に行って生活されている方の子どもたちがこちらに戻ってきて、その祖父母のうちから学校の方に通って大潟村の教育を体験してもらおうというようなことを想定していました。しかし一部の村営住宅の条例が改正され、それが旧村営住宅になればそこも活用できるので、対象を村に祖父母がいる人に限定せず、旧村営住宅も宿泊場所として想定しています。 また、ルールにも宿泊はできますが、そちらは費用がかかりますので、今のところ考えているのは祖父母宅か旧村営住宅かというところです。 期間ですが、そこは希望に沿いたいところです。イメージとしては、やはり短期と考えています。1 週間から 2 週間程度で長くても 2 週間ではないかと想定しているところです。 こちらに留学してくる人数の想定は、これはやってみないとわからないのが正直なところで、現在まだ想定しておりません。
菅原（ア）委員	先ほどの祖父母宅とか、こちらの方に地縁があるとか、縁故関係があるというところは大変よろしいかと思います。 以前、自分の身内ですけれども、子どもを出産されることで、こちらに長期滞在していたときにも、子どもさんがいましたので半年ぐらいこちらの学校でお世話になったということもありました。 そのため、その祖父母に限らず、父母など大潟村でどのように育ったかを自分の子どもたちに学ばせることもまた必要だし大事なことかなと思います。ぜひたくさん応募される方が増えて、少しでも多くの子どもたちに伝わ

発言者	発 言 要 旨
大井委員	ってもらえかと思います。大変いい事業だと思いますので頑張ってくださいとしか言いようがないですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。 191 ページの子ども海外交流事業について、台湾との交流事業が今年から始まるということだと思ひのですが、この事業の概要書があれば欲しいと思ひます。 それと派遣する子どもの数と学年、またどのように選考するのか、そこを教へていただきたいです。
太田主任	募集の対象については、大湊中学校の1年生から3年生とし、15名を上限として募集をかけたいと思ひております。
大井委員	その15名はどうやって選考するのかということと、先ほどお聞きした概要はいただけるでしょうか。
太田主任	選考の仕方ですが、予算が限られていますので、15名を超えた場合は抽選という形をとりたいと思ひております。 7年度に関しましては1年生から3年生までを対象に募集をしたいと思ひます。 ただ派遣の時期が1月ということで、3年生は受験を控えておりますので、できるだけ3年生はやめてほしいという話が出ています。 そのため、8年度以降に関しましては、1年生と2年生の募集に変えたいと思ひております。 今回は1年目ということで、3年生が交流する機会がなかったということで、3年生も手を挙げられるように、今回は3年生も含めての募集と考えております。 やはりチャンスがなくなる2年生と3年生につきましては優先して選考したいと思ひております。 ただ、あくまで人数が15名というルールがありますので、そこを超えた分については、子どもたちや保護者もいる前で、厳正な抽選を行うことをご理解いただければと思ひております。 概要書については現時点ではできておらず、お出しできるような資料はないためご了承くださいたいと思ひます。
大井委員	その資料がまとまりましたら、いただきたいと思ひますのでよろしくお願

発言者	発 言 要 旨
三浦教育長	いします。 それと先ほどの教育留学の件で、このような事業はどのように宣伝されるものでしょうか。 宣伝の仕方ということですが、まずは先ほど申し上げたように、祖父母宅ということであれば、村内の方の皆さんにお知らせして、もし興味がある方がいれば、その祖父母から息子、娘世代の方に宣伝していただくことも一つと考えております。 また、一般的に本当に大潟村に興味のある方を呼び込むということであれば、まずはホームページで紹介して、興味のある方を募集するという形になると思っております。 そこで実績を得ることによって、そこからの口コミなどで宣伝につながると思います。
大井委員	まだ宣伝方法もよく決まっていないとのことですが、事業をやるからには宣伝方法や応募があったときの対応が大事になると思いますので十分に準備していただきたいと思います。 もう一点、227 ページのふるさと教育資料作成事業を新しく行うということですが、生物の写真の収集はどこに委託しますか。
高橋主任	こちらは大潟の自然を愛する会という団体に委託することで進めてまいりたいと思います。 なお、資料作成の主な担当は現在の干拓博物館長です。
松橋委員	193 ページの特色ある学校・園づくり事業費補助金はどのようなことに活用を想定されていますか。
太田主任	こちらは新規事業になっておりますが、現時点では具体的には決まっておりません。 例えばですが、既存事業に合わせて追加で別の関係の講師を呼んだり、今までの事業に加えて、追加で新しいことをやるというのも一つの案だとは思っております。 ただ具体的に現時点でどういうことに活用するということころまでは決まっておりません。

発言者	発 言 要 旨
松橋委員	この事業が始まったからということで、学校や園として全く新しいことを何かやらなければいけないってわけでもなくて、既存のものにも少し充当していけるという理解でよろしいですか。
三浦教育長	先ほど太田から答弁がありましたが、まず園長や校長は自分の教育目標を年度当初に立てて、1年間を通して教育課程で実施していくわけですが、時期をへてというか、そのときにこの人を呼んで、子供たちにぜひこの話を聞かせたり話し合ったりすると、すごい教育効果があるんじゃないかなっていうときに、次年度に予算を組んで計画するよりは、そのときにやれるように補助金として措置したものであります。 また、中学校であれば、例えば生徒会の活動として、自分たちが企画していますが、その中で予算を持って企画できるというようなものを校長の方で認めれば使っていいという補助金となります。これについては3月議会で正式に決まりましたら、園長、小中校長の方と、教育委員会の方でしっかり話合ってこの趣旨を理解していただき、子どもたちのために教育効果が期待できるものを企画していただければと考えています。
松橋委員	確認ですが、その生徒会が予算を持って自分たちで使い道を考えて承認を得た上で使っていくことはこれまでやってなかったことであり、これを機にそのようなことを提案していくという意味ですか。
三浦教育長	そのとおりでございます。自分たちで考えたことを実際に実現するという経験をするのは子どもたちにとっても非常に有意義な体験になるのではないかと考えて事業を計画をしたところです。
松橋委員	大潟村教育留学事業は予算1万円ということで、消耗品以外には何も支出できないということだと思いますが、宿泊する場合、それが例えば祖父母宅だとしても、食費のほか、旧村営住宅の使用料等は基本的に自己負担ということでしょうか。
三浦教育長	おっしゃるとおりです。 現段階では食費、住宅使用料の補助は考えておりません。 令和7年度に事業を実施してみて、その必要経費について補助できるものか検討は重ねていきます。

発言者	発 言 要 旨
松橋委員	奨学金貸与事業は無利子ということで、返済期間等々も確認したのですが、免除という規定があり、村長が認めた場合、特別な事情があると認められた場合は免除されるということがありましたが、これはどのようなことを想定されていますか。
太田主任	松橋委員のおっしゃるとおり、規則上は免除できる規定は設けてあります。ただ現時点では、どのような内容で免除するかは想定しておらず、基本的には免除しないものとして考えております。 返済していただく前提で対応を行っております。
松橋委員	男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会の負担金が 120 万円と負担金としてはちょっと大きい金額という印象も受けるのですが、これは再認定の年に関わらず毎年かかってくるような負担金なのでしょうか。
高橋主任	この負担金はここ数年間 120 万円で計上しております。令和 7 年度は再認定の年であり、再認定審査にはそのための費用がかかりますが、その分は毎年おこなっている事業を削り、その分を充てることを考えております。なお、男鹿半島・大潟ジオパーク推進協議会の予算は男鹿市が 7 割、大潟村が 3 割の負担となっているので、合計にすると 400 万円の予算で進めております。 再認定に係る費用は例年どおりですと大体 120 万円を想定しており、400 万円の中から 120 万円を支出しますが、その分は研修に係る費用や貸し切りバスの費用を削減して再認定審査の費用に充てる形になっております。
松橋委員	事業全体で 400 万円でいろいろな事業をされているとのことですが、そのうち村負担の 120 万円という金額に対して、費用対効果も考えざるを得ないと思います。 大潟村の知名度や教育の機会と考えると、なかなか効果が測れない部分もあるかとは思いますが、負担金だけではなくていろんな費用がかかっています。その費用対効果についてはどのようにお考えですか。
高橋主任	ジオパークの推進事業は確かに費用対効果については数字ではなかなか測れないところはあります。しかし、例えば令和 6 年度は県内と県外合わせて 3 回、子どもをターゲットとした周知イベントを行っております。 その他に今年度の 8 月には公民館で行われたきらきら塾では、講師の生涯学習奨励員からジオパークについて簡単に解説をいただきながら工作教室を

発言者	発言要旨
	行いました。また、大潟中学校では、男鹿半島のジオサイトを巡り、それを地層観察のレポートにまとめて発表していただいたこともございます。その他にも毎年大潟小学校が来館して、大潟村の地層を勉強するというものも行っており、この干拓地はどのようにできたかというのを学習していただいているところでもあります。 このように少しずつですが、ジオパークというものが年々浸透してきているように感じられます。 大潟村は、この干拓地そのものをジオパークとしているため、博物館を訪れて見学していただけるだけでもジオパークを知っていただくことになると考えております。 これからも継続して県内の学校等に多く来館いただけるように、新しい対応を行いたいと考えております。
松雪委員	227 ページの大潟村文化財保護事業についてですが、この予算は東 2 丁目 1 番地の三角屋根の住宅に係るものと捉えてよろしいですか。
高橋主任	この文化財保護事業の予算には東 2 丁目の三角屋根の住宅に係るものも含まれていますが、それ以外に今後大潟村の指定文化財を選定するにあたって、その審議会委員に支払う謝礼、また申請に関わる書類などを作る際には外部の方に協力をいただくため、その謝礼等も含まれております。 三角屋根の住宅以外に、これから指定するものや国に登録を申請するものも含めての予算となっております。
松雪委員	そうすると、他にも登録しようとしているものがあるということでしょうか。
高橋主任	文化財には、大きく分けて村指定文化財と国登録文化財の二つがありますが、村指定文化財については現在検討中で具体的には決まっていますが、国指定の登録有形文化財としては、三角屋根の住宅に引き続いて公民館を登録申請するよう準備を進めているところです。具体的にいつ登録になるのかは未定ですが、今後も引き続き進めてまいりたいと思います。
黒瀬委員	189 ページの英語教育推進事業の予算が増となっている理由を教えてください。また、去年まであった連携教育推進等の費用が見当たらないですが、そのあたりはどのようにされたかという点、また子ども海外交流事業に

発言者	発 言 要 旨
後藤主席次長補佐	について派遣する方はわかりましたが、具体的に先方からどの程度来るのか教えていただければと思います。 連携教育推進事業は令和 6 年度をもって会長を務めておられました秋田大学の教授の方が退官となり、連携が始まってからちょうど 10 年ということもあり一つの区切りとしました。 また、コミュニティスクールと合わせる形が、先生たちの負担も大きいところがありましたので、こちらも分けました。 令和 7 年度は連携教育を、学校や園の先生を中心に進めるということでありますので、会議費等の予算を計上していないものであります。 また、英語教育推進事業の増額の部分につきましては、ALT の給料が上がった関係で、それらに関係する分も含めて増額となったものであります。 さらに現 ALT が 1 年間で帰国するということがわかりましたので、その帰国旅費や新たな方が渡航する旅費も含めて予算措置しております。この点がこれまでと少し違う形での予算措置となっております。
太田主任	子ども海外交流事業についてご説明いたします。先方でもまだ募集をかけておらず、説明段階ということなので来る人数については具体的には決まっておりません。しかし、やはり 15 名程度で行きたい旨を伺っております。 そして、来たときのこちらの対応ですが、学校で実際に関われるのは半日程度と考えており、午前中から給食を食べるくらいまでと考えております。 その他に予算としましては、歓迎交流会というものを実施したいと思っております。どこまでの範囲を参集できるかはまだ確定はできていませんが、可能であれば今度台湾に向かう中学生も呼んで実施したいと考えております。
黒瀬委員	連携教育に関しては、予算から落ちているということですが、大潟村の特色としては大きい部分だと思います。これ自体は継続されるものだと思うのですが、その確認が一点と、この連携教育推進事業がどれだけ寄与していたのかはわかりませんが、例えばそれがこれまでブラッシュアップされてきたのか、または今は現状維持というか止まってしまうのであれば残念な部分があるので、そこ辺りはどのようにされていくのかなというのが、もう 1 点です。 ALT に関しては、帰国するということで、ご本人の都合もあると思いますが、やはり最近、短い傾向がある気がします。何が原因なのかというのを探りながら、できれば子供たちも継続して同じ方がいいというものもあると思

発言者	発 言 要 旨
三浦教育長	ますので、その辺り何かしらヒントがあるのであれば改善していただきたいと思います。 子ども海外交流事業について、来年の1月ということで、そこまでの状況によってどうなるかわからない部分も出てくると思います。 今は3分の1補助で10万円という上限になっていますが、例えば大幅に物価等の上昇があった場合は補正をかけられるのか、それとも行く人数を減らすのか、その辺りどのように想定されるか、もし考えておられたら教えていただければと思います。 連携教育の方ですが、先ほどおっしゃってくださったように大湊村の教育は非常に特色ある教育であり、今後も重点を置きたい部分であります。 これまで連携教育推進協議会等のほかに、学校運営協議会という、一般の村民の方または有識者が入って学校運営に寄与するところとも一緒に行われていました。そのため、学校と事務局両方で非常に作業が煩雑になっていた部分があります。そのため、先ほど後藤の方から説明があったように10年を機にこの部分を整理したというところもあります。 今年度は小学校とこども園が架け橋プログラムという繋ぎの部分を強化するプログラムを作りましたので、そこも含めて、この後も連携教育については、園・学校と教育委員会で進めていきたいということで、今回特別な予算はなくても大丈夫だということです。 また、ALT についてですが、継続できればいいというのは私どもも願っているところですが、募集そのものが1年間ということで応募してきています。例えば今年のエレインですが、非常に大湊村は好きだと答えているのですが、期間は1年だけと考えてきているところがあります。 これを2年3年と伸ばす手立てですが、私もそこについては十分に方策がないというのが正直なところですが、教育委員会の方でもALT 本人に村の良さなりもっと理解していただいて、英語教育に関わっていただけるようにしていきたいとは思いますが、基本はまず1年であるということであります。
太田主任	子ども海外交流事業について、人数と予算の関係ですが、現在組んでいる予算につきましては、円安の影響がかなり大きく出ていますので、実際に行くのが1月ということで時期が先ということも考え、今の為替レートよりも少し高く見積もっております。 ただ募集時期が6月から7月くらいを想定しており、その時点で15名と考えております。そのあと金額が高くなって予算が足りなくなったという場合

発言者	発 言 要 旨
黒瀬委員	には、人数を減らすことはしたくないと考えており、補正をお願いしたいと考えております。 ALT の件に関して、事業自体が 1 年単位とのことですが、他で 1 年単位が多いのでしょうか。やはり何年か継続していただきたいことを考えると募集の段階から、複数年が前提で進めていけばいいと思うのですが、いかがでしょうか。
後藤主席次長補佐	JET の方で 1 年が基本であり、それに合わせて来る方はキャリアアップを目的にしている方が多いようです。ALT として働くというより一つのステップとしているため、そのような方の複数年継続は難しい状況です。 今後の募集にあたっては記載事項を検討しながら進めたいと思います。
黒瀬委員	193 ページ大潟村教育留学事業に関して、今年は試験的にということで 1 万円の予算ですが、新しい子が入ってきて、そことの繋がりができるというメリットもあると思いますので、ぜひこのような機会が増えてくれればいいと思います。その意味では例えば PR や、先進事例を視察するなど、今後しっかり進めていくようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 また、地域によっては、例えば長期留学を受け入れることもあると思いますが、そのようなことを考えられているのか、それとこれを打ち出していくのであればやはり、先ほどの連携教育の話にあったとおり、大潟村の教育の特色が何かというのを明確にメリットとして出すことを来年度以降に向けて整理していただければと思います。 奨学金貸与事業に関しては、先ほど基金の方に積み出していくということで、この先ずっと毎年このぐらいの予算規模で、ある程度の金の規模になるまでは続けていくということでしたが、今現状での実績だと見込みはどのようなのか教えていただければと思います
三浦教育長	教育留学の方について、PR の仕方または先進事例を視察するなどについては今後考えていきたいと思います。また、大潟村の教育の特色については PR する時点で明らかにしていきたいと思います。大潟村の特徴として、この自然と園小中の施設の立地条件など、非常に恵まれた教育環境にあることを打ち出していききたいと思っています。また、英語教育についても昔からずっと継続してきており、実績も上がっているところですので、そこもアピールしていければと考えています。

発言者	発 言 要 旨
	長期留学に関してですが、制度上の問題があり、転入転出の手続きが必要になるかと思います。現在考えているのは短期であり、子どもが在籍している学校に籍を置いたまま、こちらの方に 2 週間程度来るという形を考えています。ゆくゆくは長期留学してくれれば一番ありがたいですし、そうなった場合は住む場所というのでも考えていかなければいけないと考えています。
太田主任	奨学金について、現在までの実績というところですが、令和 5 年度に申請があり 6 年度から対応を開始している人が 3 名いらっしゃいます。内訳としましては大学生相当が 2 名、高校生相当が 1 名です。令和 7 年度に向けての申請をされている方が 6 名いらっしゃいます。こちらは大学相当が 6 名となっております。9 名の貸与総額の合計でいきますと、1,864 万円となっております。
黒瀬委員	教育振興費で小学校、中学校の施設等整備事業がいろいろと変わっている部分ありますが、これは特段大きな事業があるというよりは、毎年学校側からの要望がある中で変わってくるというようなものではないでしょうか。それとも特に重点的に何か新しいものをおこなうのでしょうか。
太田主任	小学校、中学校費について、基本的には学校から要望を上げていただきまして、そちらを教育委員会内そして財政部局と相談してできるものを精査していくというような状況であります。 来年度につきましては、学校照明の LED 化事業は村の方針によるものですが、それ以外につきましては基本的には現場の方から意見をいただきましてそれを精査して予算要求となっております。
黒瀬委員	221 ページの干拓博物館費の受付業務委託料はどのような内容かということと、委託になっている理由を教えてくださいと思います。
高橋主任	博物館には正職員 1 名の他に会計年度職員が配属されています。会計年度任用職員はシフト制で勤務しており、博物館の受付窓口に入って入館券を発行したり、入館者数を管理したりします。このような業務のためシフト制となっておりますが、シフトに不足が出る日は、外部の方に委託契約を結んだアルバイトというような形で受付を担当していただきます。そのように 1 日 7 時間勤務していただくという内容の委託となっております。

発言者	発 言 要 旨
松雪委員	子ども海外交流事業について再度お尋ねします。以前は韓国と交流しており、そのときは秋田空港から韓国への直行便がありました。そこで今回も台湾への直行便があるから交流しているともとられかねないと思います。教育長が見据える本来の交流の意義について教えてください。
三浦教育長	子ども海外交流事業の教育的な私の方の考えということですが、やはり相互交流をしたいというところが一点あります。 お互いの交流によって、または実際に来てもらう、行ってみることで子どもたちにとって様々な教育的効果があるのではないかと考えております。今回は台湾への直行便があるからというよりは、海外との交流を探した上で、子ども海外交流実行委員会の方でツテがあったというところから台湾との交流に繋がったというのが実際のところであります。 海外と交流することによって、子供たちには国際的な視野の広がりが増え、実生活の中で英語を活用する場面での効果が期待されます。また、日本とは違った文化に触れることによって得るものがあるのではないかと考えられます。この後、成長していく上でいい方向になっていくのではないかと期待しており、こども海外交流実行委員会に対して補助金を交付しています。
松雪委員	今回は実行委員の中に交流のある方がいらっしゃったということだったのですが、羽田乗り継ぎでもいいので、英語学習に特化したところをきちんと決めた上で、この金額というものを設定してもらいたいです。
宮田教育次長	確かに韓国の交流のときは韓国直行便、現在では台湾直行便があります。実行委員会の主体でやっている事業であり、村も協力しておりますので、同じ立場ということでお答えいたします。韓国のときは、やはり韓国直行便があり、韓流ブームも要因にはありました。この度の台湾に関しては村内にツテがあったことと、台湾直行便があることが重なってはいます。しかし、台湾直行便はスケジュール的にも厳しいものがありますので、今回の予算で考えているのは、羽田経由で予算取りしています。 台湾から来られる虎尾国民中の皆さんも、当初は秋田便を検討していたようですが、今のところ考えているのは仙台空港発着で考えているようです。 いずれにせよ交流を主体に、生徒が海外を経験する機会というのを重視して、それぞれの場所でこういったプログラムが有効なのかということ考えた結果としては、どちらも秋田便を使わない予算組みになってしまいました。

発言者	発 言 要 旨
松雪委員	そこは子どものことを優先した内容で考えていければと思っております。 交流を深めるための事業ですので、きちんと子どもたち同士のコミュニケーションを図れるような内容にさせていただきたいです。 バスでの観光よりもレクリエーションや学校行事に参加させてもらうなど、子どもたち同士のコミュニケーションを図れるような事業にしてもらえればと思います。
宮田教育次長	実行委員会等ともそのあたりを踏まえながら相談して、コミュニケーションはしっかり取るように考えていただいております。今のアドバイスも頭に入れながらスケジュールを組んでいきたいと思っております。
三村委員	以前あった地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業が予算書に記載されていないのですが、その理由は何ですか。また、191 ページの国際教育推進事業は国際教養大の生徒の皆さんに来ていただいていた事業かと思いますが、これが減額になっています。以前、来る方が少なくなっているとお話を聞いていました。今回、台湾との交流が始まるということであれば、もし国際教養大に台湾出身の学生の方がいらっしゃったら、事前の学習として学生さんに来ていただくようなことは考えられないでしょうか。
太田主任	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業は令和 6 年度までの実施となっており、令和 7 年度は予算書から記載がなくなっております。 内容としましてはスクールガードリーダーを委嘱しまして、通学路や校内の安全点検、巡回等を目的とした事業となっております。 本来は防犯に長けた警察 OB などがスクールガードリーダーの適任者となっておりますが、大潟村においては人材不足という観点で、民生委員の OB や生涯学習奨励員の OB などをスクールガードリーダーとして委嘱してきた経緯があります。防犯という観点からの点検というよりは、通学中の見守りという性質の事業になっておりました。 現在、委嘱している方から、本年度で退任したい旨の連絡があり、来年度からのスクールガードリーダー適任者を探したところですが、残念ながら見つからなかったということと、見守りという観点では、既にコミュニティスクールや、安全安心ネットワークなど様々な団体が担っており、体制は十分できていると考えております。 そういった観点からスクールガードリーダーの令和 7 年度の委嘱は不要で

発言者	発 言 要 旨
後藤主席次長補佐	あると判断し、地域ぐるみの学校安全体制整備事業は令和 6 年度をもって終了するという事といたしました。 国際教育推進事業について、こちらの回数はそれぞれ小学校、中学校ともに大学への訪問回数を 1 回としております。 こちらの方はこれまでの実績を鑑みると、どうしても学校行事の方が忙しくなっており、なかなか行くタイミングがつかめないということで、まず学校の方と協議して、それぞれ小中学校 1 回にしたところであり、その分減額となっているものであります。 台湾の学生の件については、学校とも相談して対応可能か検討したいと思っております。
三村委員	地域ぐるみの学校安全体制整備事業ですが、不審者が出た場合の対応はどのように考えられていますか。また、国際教育推進事業について、台湾の方と交流するときもおそらく英語だと思います。この事業は学校訪問と国際教養大の方から来ていただくというものでしょうか。
太田主任	不審者が出たときの対応ですが、スクールガードリーダーは現在委嘱している方が、防犯の知識に長けた方ではありませんでした。そのため、もし不審者が出たときは、巡回を強化するくらいの対応しかできないのが現状でありました。 そういった点からも、もし今後不審者が出たという場合には、例えば、教育委員会の事務局で人手を使って巡回を強化するような体制を行っていただくと考えております。
後藤主席次長補佐	国際教育推進事業ですが、小学校と中学校それぞれ 1 回派遣、もしくは 1 回来てもらおうということとしているため、どちらか 1 回のみの対応となっております。
工藤委員長	休憩します。(11:00) 再開します。(11:07)
菅原（史）委員	209 ページの放課後児童クラブ事業の中のプレイルーム空調設備調査業務委託料について、今回は調査業務委託料となっておりますが、今後はこの他に設計を行うのですか。普通ならば設計の委託を先に行い、その後工事という

発言者	発 言 要 旨
宮田教育次長	形になると思いますが、調査とはどのような意味ですか。 また、プレイルームは建物が大きいこともあり、エアコンを数台入れるという考えもあると思うのですが、そうせずにこのような事業にした理由は何ですか。 放課後児童クラブの建物自体はこども園の建設と併せてリフォームして綺麗にはしてありますが、そもそも旧幼稚園の建物であるため中身はかなり古いものでございます。 エアコン設置の要望があった際に現場を見たところ、建物は昭和 50 年代のものであり、利用頻度や熱効率などを考慮して、どのようなものを設置すればいいのか検討する必要性がありました。建物の構造上、単にエアコンを設置しても、効果が現れないだろうということも考えられたため、一旦調査をおこなうための予算措置でございます。
菅原（史）委員	となりますと、今後の調査の結果次第ではかなりの金額になってくる可能性があるということですね。 建築から 50 年となると、その古い建物に対して大がかりな工事をするということを見ると果たしてどうなのか、ということも判断しなければいけません。それについてはどうお考えですか。
宮田教育次長	菅原議員お見込みのとおりです。 今は暖房用のストーブが 4 台あるくらいですけども、それもちょうど古くなっています。その入れ替えや躯体の壁面も関わってくるので、そこまで修繕するとなるとかなり大きい金額になります。今後の事業化に向けた対応は、そこで変わってくると思いますし、金額によってはいろいろな判断があると考えております。
菅原（史）委員	確認ですが、今回の調査をした結果によって、そのプレイルームに空調設備を設置するのか、それとも根本的に考え直すのかということ判断するという理解でよろしいですか。
宮田教育次長	おっしゃるとおりです。
菅原（史）委員	調査の時期ですが、寒さはこれから和らいできて、今後は暑い時期になってきます。その対策も併せて考えていかなければなりません、それについて

発言者	発言要旨
宮田教育次長	ではどのように考えていますか。 現時点ではこの建物にはエアコンはありませんので、夏場の暑い時期は窓を開放して風を入れる以外は扇風機程度のものしか対応できないので、今年度に関してもそこを改善するということはできませんが、小学校にある冷風機を夏休みの使わない時期があるのであれば、移動して使うということは考えられるかと思います。
菅原（史）委員	例えば臨時的ですが、業務用のエアコンのようなものをリースで応急的に考えるのも一つの手だと思います。熱中症が一番怖いので、そのあたりを検討してください。 あと、先ほど申し上げたとおり、調査結果によっては大きな判断をする必要があるとのことなので、その結果についても、今後ご報告いただければと思いますのでお願いします。 また、217 ページの社会教育団体・スポーツ団体等活動支援事業については、前回の全員協議会でご説明いただいて、バス研修支援事業からの代わりということで理解しております。具体的にどのように変わったのか、またどのような事業に対しての補助か、その補助割合は事業ごとに変わってくるのかをお聞きしたいです。また、昨年度の事業ではバス研修支援事業で 300 万円予算だったんですけど、今回 370 万円ということで増額していますが、その理由もお聞かせください。
薄田主任	社会教育団体・スポーツ団体等活動支援事業でございますが、令和 6 年度まではバスの補助事業ということで、村内団体が、バスを利用した際にそのバス代に対して補助するという事業を行っておりました。 近年議会の方から、村内の団体に対して、行政としてもっと活動を補助するような取り組みをするべきではないかというようなご指摘も受けておりました。そういった中で、今回このバスに特化した事業を廃止いたしまして、村内の教育団体が何か自主的に事業を行うという際に、バスの代金に関わらず補助するという事業を新たに計上しました。 補助割合につきましては 2 分の 1 としたいと思っております。また、事業の対象となる経費でございますが、既存のバス代はもちろんのこと、ある程度要件を定め、その要件に合致する項目については補助したいと考えております。 具体的には、例えば講師を呼んで何か講習のようなものを開催した際の講

発言者	発 言 要 旨
菅原（史）委員	師の謝礼であるとか、また先ほど申し上げている移動手段については、スポーツ大会やそういったものに参加する際の JR などバス以外のものも対象にしていきたいと考えております。 これは教育委員会に関連する団体への補助ということですよ。
薄田主任	そのとおりでございます。 あくまでも教育委員会が行う補助事業ですので、社会教育団体、スポーツ団体を対象とした事業となっております。
菅原（史）委員	237 ページの体育館の整備事業の補助内容をもう一度お聞かせください。
菅原主査	村民体育館整備事業につきましては、大潟村予算概要の 15 ページを見ていただければ一番わかりやすいと思います。15 ページの一番下 5 番村民体育館整備事業に今回予算計上させていただいております。 体育館の実施設計業務委託は事業費として 5,122 万 5 千円で、財源内訳は、国庫支出金が 2 分の 1 で 2,561 万 2 千円、残りを地方債で 2,300 万円、一般財源が 261 万 3 千円となっております。
菅原（史）委員	今回は設計委託料の内訳ですが、実際の工事になってもこの割合の予定ですか。
菅原主査	国には 3 年間で 20 億円規模の計画で申請をしております。これは実際にそのぐらいかかるということではなく、交付金を満額もらえるように、今のうちに申請しておくというものでございます。 3 年間計画に上げたものについては、同じ割合で交付を受けることになります。
菅原（史）委員	教育委員会ではもしかするとわからないかもしれませんが、この地方債の交付税算入は何%かわかりますか。
宮田教育次長	国の補助を除いた金額の 9 割が起債充当可能額で、そのうちの交付税算入できるのは 7 割となっております。したがって今回は残りの部分の約 9 割の 2,300 万円が地方債で、これの 7 割ですので約 1,400 万円が交付税算入になります。

発言者	発言要旨
齋藤副委員長	207 ページのこども園保育業務支援システム導入事業に関してですが、これで職員の業務多忙化を解消するという効果があるということですが、どれぐらい解消できるか試算はございますか。
佐藤主任	どれくらいの時間が軽減されるかということは、具体的にはまだ申し上げられないのですが、登校園管理、指導案作成等の業務につきましては、園児の情報を引用しながら入力時間や園児の状況を把握する時間について、子供たちが登園してきたときに親が入力するので、何時に子供たちが登園してきて、もう全員揃っているとか、子どもたちの降園状況がシステムで一気に見ることができます。そのため、子どもたちの把握をすることができるという面では時間の短縮になっていくと思います。 また、職員の勤務のシフトですが、総勢 30 名おりますので、その職員の早番、8 時番、普通番や遅番というようなシフトがあります。そして、そのシフトを組むのに多くの労力を使っております。それに AI のシステムを入れることによって、自動的にシステムがシフトを組むことができるというので、ここは大きく負担の減になっていくと思っています。 またインターネットの環境を整えて、全館インターネットを使えるようになることで、子どもたちがお昼寝している間に職員がパソコン持って見守りをしながら指導案や日誌等の作成をすることができます。そのような点でも時間の短縮や隙間時間を使った作業を進めることができると思っています。 また保護者との連絡アプリに関しては、保護者の方が今日子どもがお休みしますという連絡は今までは必ず電話対応で行っていましたが、それが保護者も自分の好きな時間に入力ができたり、こちらの方でも入力を確認することが時間を選ばずにできることで負担軽減や時間の削減ができると考えております。
齋藤副委員長	令和 7 年度にシステムを導入し、以降は毎年この使用料を負担していく形であるという理解でよろしいでしょうか。
佐藤主任	そのように考えております。 ただ来年度以降も子どもの見守りシステムや、寝ている子どもたちを見守るシステムなどいろいろなシステムがありますので、今後保育の業務を見ながら検討していくことは考えております。

発言者	発 言 要 旨
齋藤副委員長	職員の方の負担が軽減されていくということで、まだこの他にもいろいろな機能が世の中にはあって、それを今後も様子を見ながら適宜入れていき、改善していくという事業であるということですね。
工藤委員長	休憩します。(11:28) 再開します。(11:35)
松本委員	237 ページ、学校給食費の賄材料費は昨今の食材の高騰で昨年度から上がっているのに対し、給食業務委託事業は昨年とほぼ変わってないのですが、何年契約のうちの何年目ですか。
太田主任	学校給食業務委託に関しましては令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年の契約を締結しております。 現在 1 年目が終わるところで、来年度は 2 年目となっております。契約期間内においては基本的には同じ額となっておりますのでご了承いただければと思います。
松橋委員	191 ページの教育ローン利子補給費補助金というのがあり、その教育ローンの利子補給と村単独での奨学金はもちろん限度額等も違うため、違うものだと思います。この村単独での無利子の奨学金貸与と、民間等の金融機関の教育ローンに対する利子補給は今後も 2 本立てでやっていく予定なのか、それとも順次集約していく予定ですか。
宮田教育次長	2 本立てでしばらく続けていくことになるかと思います。現在の利用状況をみましても一定数需要はあると思いますので、もうしばらくは続けることを考えております。
黒瀬委員	233 ページの保健体育費の中の部活動地域展開事業ですが、8 年度から全面的に地域に落とすという中で、果たして本当に 8 年度に展開できるだろうかというぐらいの予算規模ですが大丈夫でしょうか。先ほどお話だと県の会議等への参加費等のみとのことでしたので、確認させていただきたいのが 1 点です。 あともう 1 点、村民体育館の整備事業ですが、先ほどのお話で工事の規模が 12 億円ぐらいというお話でした。前回の全員協議会のお話のときはざっくり 10 億円規模というところから徐々に増えていく印象があります。今回の国

発言者	発言要旨
菅原主査	の交付金事業の中で最大限の 20 億円規模まで取るというお話ですが、今の物価が高騰している中でどこまで許容範囲としてこの先事業計画を見ているのか。今回 5,000 万円かけて設計し、蓋を開けたら 20 億マックスですと言われても、それは受け入れるものとして考えておられるのか、そこあたりを教えてください。 あと今回の整備事業の国の交付金事業以外に、建物を建てた場合の外構や、中の機器類についてはどのように見込んでいるのか、それら全部含めての 12 億の他設計費 5,000 万円と考えておられるのか、もう一度教えていただければと思います。 1 点目の部活動地域展開事業の予算のことについて、まずは令和 8 年度に向け地域移行可能なものから始めていくということで進めておりますが、令和 6 年度に部活動地域展開推進協議会を立ち上げてございます。 現在のところは、今のスケジュールや、どのようなことに取り組んでいくのかは正直見えてないところもございます。 今回は研修に職員が参加するときの旅費と委員会の会議にかかる経費を見込んでおります。状況によっては補正等をお願いすることもあるかと思しますので、今現在見えている部分と考えていただければと思います。 続いて 2 点目の村民体育館整備事業の事業費について、以前に説明をさせていただいたときは、まだこちらの想定といいますか、このぐらいに抑えたいというところで説明させていただいたところです。その後、村の方で実施したい仕様を詰めていった結果、現状のところでは 12 億円ということになりました。この中には既存体育館の床の張替え、壁、階段のフロアやフローリングなど諸々現場を見ていただいて改修が必要だろうと思うところを全て見込んでおります。 今後、物価高騰によってそれがどうなっていくのかは正直わからないところではありますが、もう少し細かい設計につきましては、令和 7 年度に実施していきますので、財政負担も鑑みながら設計していきたいと考えております。 3 点目の、この 12 億円の中にどの程度の施設の改修を見ているかということですが、委員がおっしゃられた備品等についてはこの中には入ってございません。 基本設計では、1,000 m²規模の改修でトレーニングルーム、冷房設備を入れるなど、そういったものの大枠を見て、12 億円という金額が出てきてございます。この後の細かい仕様や施設を整備した後の備品等につきましては、

発言者	発言要旨
黒瀬委員	交付金の申請の中には組み込んでおりますので、この後も採択されて事業を進めていく際は、12 億円の他に施設ができた後は備品等の予算計上もお願いすることにはなるかと思います。 部活動の地域展開ですが、当初は令和 8 年度から全て展開するということを目指して聞いていましたが、先ほどのお話だと可能なところから行うということでした。そこで、地域展開のタイミングを説明いただければと思います。 体育館の整備に関して、今の段階での 12 億の建設費以外に、備品やトレーニングルームなど含めて体育館整備の全体のボリューム感が分からないといけないと思いますがいかかでしょうか。
三浦教育長	部活動の地域展開に関しましては、今ある部活がそのまま地域展開になるというような形にはならないということをまず前提にお話したいです。村で行える地域クラブを作り上げるというようなイメージで持っていただければと思います。しかし現在は、実際に活動しているわけですから子どもたちの現在の活動はなるべく保証したいというような考え方で行っていきたいと思っています。 したがって、令和 8 年度に今ある、例えば中学校であれば野球部、バレー部、卓球部、剣道部がそのまま地域にできるかということ、もしかするとできない部活動も出てくるのかというところは検討しているところです。 今行っている子どもの活動は必ず保証しながら、地域展開できるクラブ活動を十分に作れるよう 7 年度に考えていきたいと思っています。 また、移行可能な部活動については、7 年度から試行的にクラブ的運営もお願いしてみようという計画でいます。
宮田教育次長	体育館の工事の件について、金額を全体のボリュームというお話でしたが、まず設備については、どれくらいのものが入るのがまだ決まっておりませんので、現時点では何も積み上げたものはございません。 今、固まっているのは基本設計だけですので、今後、実施設計に移ればそのまま具体化して設計を作るわけではなく、再度検討してレイアウトも変わります。そこを確定してからトレーニング施設、会議室、事務室など、こういったものを導入していくのかという検討になります。全体としてどれくらいなのかはその設備の部分や外構もありますので、全く答えられる材料がないというのが正直な回答でございます。

発言者	発 言 要 旨
黒瀬委員	実施設計をしないと詳細がわからないというのも理解はできなくはないです。しかし今回 5,000 万円かけてやる中で、当初 10 億円規模を見込んでいたが、今の物価上昇の中で 12 億円程度になっている現状からすると、その予算が最初の想定をある程度超えてもやらざるを得ないということのように思います。しかし、それだとこの事業を理解しづらい部分があります。 これは例えば、一気にここから金額が上がった場合には、基本的に今示しているぐらいの設備等を入れながらやっていくというお考えでしょうか。それとも例えばそこは一気に諦めるということも考えられるのか教えていただければと思います。
宮田教育次長	我々もそのお気持ちは重々わかりますが、上限が大体これぐらいかなみたいなことは申し上げられません。今後積み上がった金額を見て、ここからはもう財政との相談も入ってきますが、さすがに無理だろうということになればきっぱり落としていくとか、既存のものを使うとか、そのような話になるかと思います。
黒瀬委員	今回この事業自体が国の交付金を活用する前提でというお話でしたが、例えばこの設計をした結果、大幅に予算額が上回り、村の一般財源で負担する部分が大きくなってやめるとなった場合に、この設計のみでやめるということは可能ですか。
宮田次長	先ほど菅原の最初の説明でもあったとおり、国の交付金の内示が出てから着手する予定ですので、交付金が出なければ設計にも着手はしないというスタンスです。内示がなければこの事業の今年度予算は落とすことになって、次年度以降の交付金の申請にまた挑戦して、できることをまずは考えていくという段階です。自前の一般財源というのは全く考えてないので、こういった補助事業や起債があるのか、また相談になってくると思います。
黒瀬委員	こちらの質問が悪くて申し訳ないですが、この実施設計が始まったとして、その結果、明らかに自分たちが想定した額を大幅に上回り、やりたいことができないというのがわかった場合、もしくは 20 億円で申請した結果、20 億円では収まらないという話も含めてですが、そうなった場合にその実施設計の今年度の 5,000 万円採択を受けた交付金等で措置したうえで、最終的には事業を中止するだとか、あとは村民体育館整備事業をその計画に当てはまら

発言者	発 言 要 旨
宮田教育次長	ないような形に変えていくというのは可能なものでしょうか。 内示をもらって実施設計をおこなった段階でやめるという判断はなかなかないと思います。 実施設計の内容についても、設計業者と話をしながらできる範囲内の上限額で設計をしてもらうという想定で我々は考えております。
黒瀬委員	今回のこの実施設計業務委託料の予算を議会として承認するにも、総額がある程度わからないと判断しづらい部分があるのではないかなと思うのですが、そこはやはり手を出しようがないということなのではないでしょうか。例えばその設計が出て、その後の設備にこれぐらいかかる、さらに 12 億円以外にこれぐらいかかるのがわかってきて、そこでこの建設費は議会としては承認できませんという判断ができるのであればいいですが、基本的にはそうではないということなので、ある程度そこがわからないと難しいのではないのかと思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。
宮田教育次長	仮に、過去の他の事例を見て大体いくらぐらいというのは出せなくはないですが、やはり数字を出すのには慎重になってしまうところが正直ございます。正確に設計した上でしっかりとした根拠のある数字というものを出していかなければいけないと思います。
黒瀬委員	概算を出したところで、それが当てはまるかわからないので出せないという説明もわかりますし、一方でこちらとしてもそれを判断する上で数字が出てこないとなかなか判断しづらいというのはご理解いただいていると思うので、これに関してはわかりました。 もう一点、スポーツ施設維持管理事業の中で、村民球場整地事業について、村民の方から毎年要望がいろいろ出ているかと思うのですが、その中でどの程度補修できるのか、これで大体皆さんが言われている要望に応えられるのか、それとも暫定的なものなのか教えていただければと思います。
菅原主査	こちらの村民球場整地工事の内容について、今回は内野を全て整地するものになっています。 前は令和 4 年度、また令和 3 年度に溝が深くなっているところや、ベース、ピッチャーマウンドの周りなど、一部は改修してきておりました。まずは 1 度全体をならしてリセットしたいということで、今回は内野の土を入れ

発言者	発 言 要 旨
	替えて整地することを想定してございます。
黒瀬委員	それで要望されていた部分はある程度応えられるだろうということでしょうか。
菅原主査	村民から要望があったものはまだ他にもあります。すべての要望に応えるとするとは困難であるため、まずは内野の整地に関する予算計上となっております。
菅原（ア）委員	今の村民体育館に関連した質問です。この間の全員協議会で私達に示された図面ですが、例えば今の事務室を左側の方に設けて会議室を二つ設けるなどを示されました。それに基づいての設計委託料ということになりますか。 それと先ほどの次長のお話ですと、国からの補助事業にのっとった形で有効にそれを使いたいという意味合いもあって、今年度の事業を進めているという理解でよろしいでしょうか。
宮田教育次長	基本設計でこの前お示ししました、あの図面をベースに議論をし、実施設計の議論を進めていくということになります。内容について、新年度になってから体育館の検討委員会の方々と具体的な話をして、要望等を確認しながら進めてまいります。あの図面をたたき台にして議論を重ねて、実施設計に反映させていきたいと考えております。
菅原（ア）委員	国の補助を活用していきたいということもあって、今回そのような申請であるとの理解でよろしいでしょうか。
宮田教育次長	お見込みのとおりです。基本設計の内容を今回の補助事業を使って、実現していきたいということでございます。
菅原（ア）委員	これからまた協議を重ねる中で、もしかしたらその図面の内容、例えば会議室2つが実は1つでいいとか、そのような変更もありうるということで考えてもよろしいのでしょうか。
宮田教育次長	お見込みのとおりでございます。
三村委員	231 ページのボート合宿誘致事業について、令和 6 年度よりも予算が増額

発言者	発 言 要 旨
菅原主査	となっていますが、これはいくつかのチームの補助を想定されているのかということと、237 ページの漕艇場ランドマーク設置撤去と棧橋撤去業務委託料は、ボート合宿のための業務であるかどうか、回答をお願いします。 1 点目のボート合宿誘致事業の昨年度の成果としましては、1 件、社会人チームを誘致してございます。その際の環境整備にあたっては、コースのブイを設置する作業について、体育館職員と、村のローイングクラブの方の協力を得て整備をしております。これは配置など専門的な知識が職員にないことと、ボートに乗ることができないことなどがございます。 環境整備謝礼について、今までは予算を措置しないで、ほぼボランティアで協力いただいております。しかし、これでは事業が続かないということもございましたので、今回環境整備の謝礼を予算計上しているため予算増となっています。 続いて、漕艇場ランドマーク設置撤去と棧橋撤去業務委託料でございます。こちらはボート合宿の受け入れに関してではなく、漕艇場が使える状態にするために、外部業者に委託契約して、例年措置しているものになっております。
三村委員	ボート合宿誘致に想定された輸送費補助金は何件分でしょうか。
菅原主査	令和 6 年度から予算計上して実施しておりますが、令和 6 年度も 2 件分、令和 7 年度につきましても 2 件分を見ております。
三村委員	これは合宿が増えることを想定していると思いますが、2 件だけでなく 3 件、4 件と増えた場合はどうでしょうか。ここでは 1 件 20 万ですが、1 件に 10 万かけて補助して何件増えても実施する想定でしょうか。
宮田教育次長	6 年度にきたチームは来年度を見込めるのですが、それ以外で見込めそうところは今のところありません。 そのため、来年度以降、合宿誘致の活動で、来たとしてももう 1 件くらいと現実的な見込みで考えておりますが、それ以上増えるのであれば、そこは補正なども考えていく必要があると思います。とりあえずは当初予算の算定は現実的な積算として 2 件分で見込んでおります。
工藤委員長	ほかにございませんか。

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	【なしの声】 ないようですので、教育委員会部門の一般会計歳出部分についての質疑を終わります。
工藤委員長	休憩します。(12:10) 再開します。(12:12)
工藤委員長	再開は 13 時 30 分からで、総括質疑を行います。が、当局は原則として班長以上および書記の方の出席で結構ですのでお願いいたします。 休憩します。(12 : 12)

令和 7 年第 2 回（3 月）大潟村議会定例会
令和 7 年度大潟村予算特別委員会 会議記録
【 総括審議 】

招集年月日	令和 7 年 3 月 13 日（木）		
招 集 場 所	役場 2 階 「第一会議室・特別会議室」		
開 会 日 時	令和 7 年 3 月 17 日（月） 13:30～14:40		
出席委員 (11 名)	委員長 工藤 勝	副委員長 齋藤 牧人	委 員 松本 正明
	委 員 菅原アキ子	委 員 川渕 文雄	委 員 黒瀬 友基
	委 員 松橋 拓郎	委 員 菅原 史夫	委 員 松雪 照美
	委 員 三村 敏子	委 員 大井 圭吾	オブザーバー 丹野 敏彦
欠 席 委 員 (0 名)			
出席職員 (31 名)	【特別職】 村 長 高橋 浩人 副村長 工藤 敏行 教育長 三浦 智 【監査委員】 【議会事務局】 代表監査委員 佐々木秀樹 事務局長 近藤 綾子 【総務企画課】 課 長 石川 歳男 課長補佐 遠藤 有子 主 査 池田 龍成 主 査 庄司都志哉 主 査 菅原 聡 主 査 畠山 友伴 主 任 土佐林 学 【税務会計課】 課 長 伊東 寛 主 査 宮田 文美 主 査 石川 猛 【生活環境課】 課 長 薄井 伯征 主 査 平ノ内 亮 主 査 佐藤 洋平 主 事 小野 舜 主 事 穴戸朱希子 【福祉保健課】 課 長 北嶋 学 課長補佐 小林 豊 主 事 角田 伸代 【産業振興課】 課 長 伊東 寛 主 査 小形谷範子 主 任 佐藤 真悟 主 事 佐藤 文美 【農業委員会】 事務局長 澤井 公子 【教育委員会】 次 長 宮田 雅人 主席次長補佐 後藤 克司 主 任 太田 翼		

付 託 事 件	議案第 25 号 令和 7 年度大潟村一般会計予算案
	議案第 26 号 令和 7 年度大潟村診療所特別会計予算案
	議案第 27 号 令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案
	議案第 28 号 令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計予算案
	議案第 29 号 令和 7 年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案
	議案第 30 号 令和 7 年度大潟村後期高齢者医療特別会計予算案
	議案第 31 号 令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計予算案
	議案第 32 号 令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計予算案

発言者	発 言 要 旨
工藤委員長	再開します。(13:30)
工藤委員長	総括質疑に入る前に、これまでの審議の中で説明を保留していた項目について当局から説明をお願いします。
工藤委員長	ないようですので、次に総括質疑に入ります。質疑ございませんか。
菅原（ア）委員	ふるさと納税について、寄附額が少し少なくなっているようです。 寄附される方の中には、用途を指定して寄附される方もいるということですが、寄附額をどの用途に使用したかをホームページだけでお知らせするのではなく、この用途に使わせていただきましたというお礼のお手紙を送ることで、これからも大潟村を応援していこうと思われる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。 切手代の高騰などの経費や事務量が増えるかもしれませんが、長い目でみると必要なことではないかと思います。ぜひ行っていただきたいのですが村長はいかがお考えでしょうか。
高橋村長	ふるさと納税については、人気があった餃子がなくなったことで、だいぶ寄附額が下がっているような状況です。 お礼の手紙に関しては、このふるさと納税の返礼品を送る際に、協力いただいている事業者と連携すれば、それほど郵送料などかからないのではないかと感じています。 納税した方にただ返礼品が届くのではなく、村をもっと応援していこうと感じてもらえるよう努めてまいります。
菅原（ア）委員	ただホームページで用途を公表するのではなく、これからも大潟村を応

発言者	発言要旨
	援していきたいという気持ちにつなげていくことが一番大事だと思います。返礼品にお手紙を同封するなど工夫して、村からのお礼の言葉を送っていただきたいです。
大井委員	ふるさと納税について、現在はコメが一番人気であるため、現状を踏まえると寄附が増えていくのではないかと思いますのですが、予算額は前年度と同額ということで残念に思っています。 ふるさと納税のコメの分野のランキングにおいて、大潟村が 1 位となるよう取り組みを行って欲しいと思うのですがいかがでしょうか。
高橋村長	ふるさと納税の事務経費を納税額の 5 割以内におさえなければならず、こうした中では、コメの値段はふるさと納税の寄附額に直結します。 ほかの自治体において、村よりも安い寄附額で同じ 5 キロのコメが返礼品としてもらえるという場合があります。もう少し詳しく調べなければならないと思うのですが、これは原料のコメの値段が安いということが理由と考えられます。 村としては店頭価格をもとにふるさと納税を組み立てておりますが、寄附額を下げるためにはコメの価格を下げなければなりません。値段を下げるのではなく、村のコメには値段以上の価値があるということを示し、ふるさと納税のランキングの上位に出てくるよう取り組んでまいります。
大井委員	ランキングが寄附額なのか寄附件数なのかわかりませんが、ランキングに入ることで注目を浴びて、より認知されるきっかけになると思いますので、よろしくお願いします。
菅原(史)委員	こども園の 0～2 歳児の無償化について、今回は見送られたと聞いていますが、男鹿市や大仙市をはじめ、県内でも多くの市町村で無償化を進めており、少子化を最重要課題ととらえ、取り組んでいる状況です。こども園の無償化は、少子化対策はもちろんのこと、移住定住の面から考えても大きな要素の一つとなるかと思います。 期の途中でも構いませんので、早急に検討して実施していく必要があるのではないかと思います。 無償化の実施にあたっては、教育委員会の予算の話だけではなく、村全体の予算を考えた上での判断になるかと思いますが、村長の考えをお聞かせ下さい。

発言者	発言要旨
高橋村長	令和7年度からは、3歳児以上の給食の無償化を実施しています。国や県においても子育て施策を手厚くする方向であり、県内においても、こども園の無償化の取組が進んでいる状況となっています。そのような流れの中で、無償化していない自治体が少数派になっていくこともあるかと思います。予算含め、どういった形がとれるか、まずは検討を進めていき、実施の時期や、無償化するのかどうかを含めて検討してまいります。
菅原(史)委員	移住というのは、村とは全く関係ない場所から来る場合もあれば、村で生まれ育った方がUターンをする場合もあります。村の状況について、村で育った方は知っていますが、そうでない方はガイドブックなどから情報を集めて移住先を決めることになるかと思います。そのような中で、子育て支援は大きなウエイトを占めていることを重要視しなければならないし、村からのメッセージにもなるかと思います。そのため、可及的すみやかに進めるべき内容であり、スピード感をもってやっていただきたいと思います。
高橋村長	繰り返しになりますが、長い目で、見通しを立てて進めていかなければいけないことだと思いますので、まずは具体的に検討した上で、どういったことができるか整理していきたいと思います。
黒瀬委員	今年度新しく実施するきずな定期便について、大潟村との繋がりを構築することは非常に重要ではないかと思いますが、村と何も関係ない方を移住定住に結びつけるよりは、一度村を出た人が戻ってくる方が、関係性があるという点では良いのではないかと感じますので、ぜひこういった事業を実施していただければと思います。 その中で、単に送料を村が負担するだけでなく、村の情報を届けるということをしっかり行ってほしいです。例えば広報や観光情報、季節の情報などを定期的にお届けするといったことができるのではないのでしょうか。
高橋村長	先ほどふるさと納税の話でもお伝えしたとおり、ただ荷物が届くだけでなく、そこにメッセージや村の情報も加えたやり方を目指していきたいと考えており、そのためにも仕送りをするそれぞれの家庭においてご協力をお願いしたいと思います。
黒瀬委員	教育留学やボート合宿、大学生のフィールドワークなど、様々な関係人口

発言者	発言要旨
高橋村長	を増やしていく取組を実施していることと思います。 地域おこし協力隊に関して言えば、実際に村に住んでいただいているという形で関係性を作ってきているわけですが、定住にはつながっていない現状となっています。それがなぜかは検討する必要があるかと思いますが、今回の教育留学に関しても予算としては、教育備品の購入費用くらいしか確保していないようです。予算があればいいというわけではありませんが、地域として支え、受け入れていくという点が若干弱いように感じます。住民も事業に関わっていないところがあるのではないかと思います。そういった現状ですと、予算を組んで様々な事業に取り組み、せっかく外部から村に来ていただいても、あまりいいイメージを持たないで帰ってしまうことになりかねません。関係人口という観点では、むしろマイナスからの出発になってしまうと思いますので、村民を巻き込みながら、居心地がいい村であるとわかっていただくところに予算を含めて注力していかないと効果的な事業にはならないのではないかと思います。地域おこし協力隊がなかなか定着しないのも含めて考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。 教育留学に関しては、教育委員会の方で先進事例などを調査して、直接お金をかけるのではなく、村の中を案内したり、人をつなぐといったソフト面を充実させていくことを検討しているため、予算面には出てきておりません。教育委員会が中心となって対応する予定ですが、対応しきれない部分があれば、地域おこし協力隊にお願いする場合もあろうかと思います。 今は、具体的にはありませんが、これから村で必要な事業などに、地域おこし協力隊のOBの方が関わって、長く村を元気づけてくれたり、人とのつながりを増やしたりしていけたらいいと考えております。せっかく村との関わりやつながりができた地域おこし協力隊なので、任期が終わった後も村と関われるよう村としても協力してやっていければと考えおります。
齋藤副委員長	生態系公園の予算について、これまで県が設定した予算よりも大幅に減ることになるということは承知しております。 そもそも生態系公園の県のコンセプトは、秋田県内の山間部や多様な地区の生態を再現するものだと思います。しかし、村が今後管理するにあたり、管理業者も専門業者ではなくなることから、こうした生態系の維持を、どこまで行う予定なのか教えてください。
高橋村長	生態系公園については、齋藤議員がおっしゃったように、県内の森林を中

発言者	発言要旨
	心にした生態系を体験できる場という趣旨がございました。 その中で、村に合う樹種と合わない樹種がありますので、それを無理して維持することは考えておらず、例えば村に合わない樹木が枯れた際には、村に合う樹種を選んでいきたいと思っております。 ただ、樹種が多く、森のようにになっているところが魅力で、色々な野鳥や散策なども楽しめる場所だと思うので、こうした環境だけはしっかり維持してまいります。 来年度から村での管理がはじまりますので、どうすれば公園の良さを保てるかということも併せて考えていきますのでよろしくお願いします。
齋藤副委員長	村の環境では育成しづらい樹種があることは承知しております。 ただの公園というだけではなく、できるだけ生態系を維持し、生態系公園という名にふさわしい管理をしていただければと思います。
松本委員	基幹業務システムの標準化が令和 7 年度中に行われる中、村では一般会計から 1 億円ほど支出されるということで、他の自治体でも補助が不足しているという指摘が出ている状況だと思います。標準化は電算システム共同事業組合が進めており、システムを使用している村がそれに 1 億円の負担をしているということですが、標準化については令和 2 年か 3 年頃に省令が設定されていたと思います。移行に関する経費に対して、総務省から 10 分の 10 の補助等色々あったと思いますが、今回令和 7 年度にこのような負担を行うまでの経緯を教えてください。
高橋村長	国では、ガバメントクラウドを用意し、各自治体がそこへ接続するのはそれぞれ業者を入れて構築を進めてほしいということでした。 当初は、電算組合のような形ではなく、各自治体が個別に業者と契約するようという話もありましたが、電算組合で効率よく事業実施できているため、要望活動等の結果、電算組合として接続しても良いこととなりました。 また、国では 10 分の 10 の補助等があるのが通常だったのですが、今回は通信費が非常に高額で、補助金も全く不足している現状について、多くの自治体から国に対して申し入れがされている状況のため、今後の動向を注視していく必要があります。今回要求している予算額は最大値であり、減ることはあり得る、という内容になります。 いずれ、電算組合については、全町村が参加しており金額的なメリットも

発言者	発言要旨
松本委員	大きく、引き続き電算組合を中心としながら標準化、ガバメントクラウドへの移行を進めていきたいと考えています。また、松本委員がお話したように、国からの補助は出てはいますが、かなり足りない現状に対し、引き続き町村会を通じて国に要望していきたいと思います。 今回一般会計の歳入で見ると村税が伸びて2億近く村税が上がっていることは昨年の米価が高く、多く所得税を納めた方がおり、固く見積もったとしても今まで村税が7億近辺ぐらいだったのが9億に、つまり2億増えたということになります。農家の方は米価があって収入が増えましたが、納める税金が高かったのは確かだと思います。申告がほぼ終わったので、これから金額が確定してくると思いますが、米価が苦しい中で、去年は高くなったことにより一息ついたということもあります。収入に関して村税がこれだけ上がり、所得税を納めたということは、住民税が上がり、国保も上がり、農家に負担がかかることもありますし、今までに経験したことない額を納め、かなりの農家の方が多く納めたため2億も税収上がった中で、私としては農林水産の政策のことにしても、還元ではないですが、収入が上がり、税金をたくさん納めたというところに対して、振興策という、継続的に続くかわかりませんが、多分今年の米価も高いままでいき、また来年も村税の収入が高いという中で、なかなかできなかったところをもう少し思い切ってもよかったと思っています。稲作畑作関係なく、収入が上がったということで、納めた中においては、例えば143ページのスマート農業の推進で、ドローンの操縦者資格に50万円つけていますが、農林水産業費の中においては、既存の政策に関して継続というところもあったと思います。このようなスマート農業のこれからというところで、GPSを使ったり何かしらするには、以前は土地改良区の補助で2百数十万の半分の補助で100万円位の負担でしたが、今、GPSのシステムの値段がだいぶ安くなり、100万円ということで補助金なしでも昨年度から、個人的にいろいろ買われている方もたくさんいます。これが農業人口が減り、スマート農業やGPSを使った省力化を行った場合の補助を考えることもできたと思います。もう一つ、これだけGPSが増えれば使った機器の基地局の精度が非常に重要になると思います。今ある既存の基地局は、大体一つの基地局で半径5キロぐらいというのが範囲に入っていれば正確に行けるということなのですが、現在使っているのが、ギリギリ5キロというのが多く、もしくは5キロ以上です。農家にとってスマート農業を推進していくには非常に重要なので、もう少し基地局の精度を上げていくということは、これから多くの農家方が恩恵を受ける一つの要因と思っています。

発言者	発言要旨
高橋村長	建てる場所に電源を取るなど、いろいろ制約はあるのですが、今のところギリギリ 5 キロとか 5 キロ離れているところがまだ散見するので、これから GPS が普及していく中においては、そのような基地局の整備が非常に重要だと思います。先ほど質問しましたが、基幹業務システムに一般財源で 1 億、そのような中、今後、国としての補助がまた増えたりしたときに、その財源に関しては、一つの案ですが、大潟村の農家の方が広く恩恵を受けられるようなシステムをこれからのスマート農業に関しての投資として、村がやるかどうか、またはどこかに補助を出して基地局を整備してもらうかはまた別ですが、ある程度農家に対して、農業振興を大きくして、せつかく税金をこれだけ納めたから、農業振興策を知ってもらえないかという声を実際聞いています。これが今年、来年、今後米価が高くなっていけば、村税がこうやって上がってくることが見えてきますので、もう少し還元、将来的な投資も含めてやっていただきたいと思います、いかがでしょうか。 確かに土地改良区で南部排水機場から北部、そして浜口機場と県立大にあります。全部土地改良区の設置したアンテナは一応カバーしてる状況です。それでうまくいくと思っていましたが、先ほど言われた安い GPS のアンテナ・システムは、別のアンテナ、別の電波を使うということで、技術が進むたびに違う電波でなければならないことがあり、将来的にというのは非常に見通しづらいようなところもあります。ただ、松本委員のおっしゃるように、村で先端的な技術が常に使える状況というのは非常に大事なことだと思いますので、本当に必要なことをしっかり捉えた上で、何が有効に将来的にも機能していくかということ、土地改良区としてしっかり建てたものもありますので、検討をさせていただきたいです。まずはこれだけ急激に米価が上がったということで、逆に麦や大豆という品目においては国の補助金も上がらないにもかかわらず、原料の値段も下がらないような状況で、非常に厳しく、ただ転作する、農地を適正に管理するという意味では有効なのですが、収入面から見ると主食用米と比べると劣り、加工米については認定方針作成者の方々の頑張りで主食用米ぐらいの単価になってきているので、全体の収益からすると品目間のばらつきが今後どのように推移していくのか、国でどのような支援をしてくるのかということも含めて、村としては高収益作物においても、また大豆や麦についても引き続き、栽培する農家が全体としては、ある程度の品目を常に栽培している状況というのは将来的には大事なことだと思いますので、そのような品目の今後の動向も含めながら、全体として村の農業を将来に繋がるように視点を当てた形で来年の状況を見ながら今後

発言者	発言要旨
松本委員	また検討できたらと思います。一律農家に何かというより、今大変なところにテコ入れをしたり、また将来に繋がることに予算を使うようにしていけたらと思いますのでよろしくお願いします。 税収が 2 億上がったから、農家 1 戸あたりにいくら配るという話ではなく、要はその畑作ですとか、戦略作物、園芸、高収益作物に対して米価が高くなると、そちらに目を向くのではなくコメの方に向いてしまうことで、ここまで作り上げてきた生産者が続けていくということ、これがまた米価が下がると、そこにまた取り組むという方が出てきますが、この価格差がある中で、その部分に目を向けていくということが非常に重要だと思っていますので、今の米価がこれから先どうなるか本当にわかりませんが、以前のような低米価には、そこまではいかないと、国民の理解もだいぶ出てきたと思いますが、市場に出ているのは異常だと思います。ただし 2 万円を超えるぐらいの米価になってくると安定し、税収としても安定していければ、畑作、高収益作物という振興は続けていかなければならないと思っていますし、そういった中においても、補助、学術的なもの、新技術であったり、機械であったり、特殊なものがあったり、昔みたいに夢プランのように、村独自としてそういう生産者を支えていくという考えもないと、やはりコメが高いからやめた方がいいなど、どんどんしぼんでいく可能性がある中で、そういうところに目を向けていただきたいと思います。よろしくお願いします。
黒瀬委員	関連して、色々な補助をすることで、多様な農業を進めていくことは重要なことですのでぜひ実施していただきたいと思います。 一方で、村民からすると令和 7 年度はかなりの税金を納めており、それをしっかり農業政策に反映して欲しいという思いもあると考えます。 7 年度予算で税収の増が見込まれるのであれば、その増収分をどの部分の拡充に使用していくかということを示す必要があったと思います。 説明の仕方や見せ方が重要ではないかと思うので、その点をしっかりお願いします。
高橋村長	農家からすると、多くの税金を納めているということが実感としてあると思います。その納めた税金がどのように使われているかという点は大事なところであると考えますので、これからも農業振興で何か新しい事業を実施したり、拡充したりなど、何かしらの要因で歳入が増えたことでどのような事業に取り組んでいるのかということは、わかりやすいように伝えて

発言者	発言要旨
黒瀬委員	いきたいと思います。また国の政策など非常に不透明なところもありますが、農業をしっかり発展させるためにも、必要なことに取り組んでいきたいと思いますし、ぜひ議員の皆様からのご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。 国際交流及び脱炭素事業について、令和7年度はエネルギー輸出イニシアティブ補助金を活用し、デンマークを訪問するとのことですが、これとは別に総務企画課でも国際交流を行っております。 脱炭素の分野において、デンマークの先進事例は非常に重要かと思いますが、デンマークとの交流が脱炭素に関わる部分のみというのは少しもったいないと思います。 国際交流が脱炭素分野に限らず行われているということが見えにくいと思っているのですが、今後の方針を含めて国際交流についてどのように考えていますか。
高橋村長	今年6月中旬に、デンマークのサムソ市の議員さんが村を訪れることになっており、サムソ市との友好協定締結につなげていきたいと考えております。 令和5年度にサムソ市を訪れた際に脱炭素分野における連携協定を締結しており、今後より幅広い分野での協定締結を目指して検討を進めております。 デンマークは脱炭素に限らず、教育や福祉など様々な分野で学ぶところが多いので、幅広い分野で交流していきたいと思っております。また学校では台湾との相互交流を新年度から始めますので、これも併せて取り組んでまいります。
黒瀬委員	移住定住に絡む部分でもありますが、起業支援やものづくりチャレンジ支援など新たな事業をというか、先ほども言いましたけれども農業が主産業でなかなか他の産業がないという中で、働く場だとか、そういうところが出てこないと移住定住に繋がりにくいのかなというところでは、こういった事業をもう少し拡充させてもいいのではないかなと思います。今回、ものづくりチャレンジ支援事業ですとか起業支援事業はありますけれどもそこ辺りを拡充させていくという話と、委員会の産業部会でも質問させていただきましたが、商工会ですとかそういった支援体制の構築も必要になるかと思いますが、今年度、当初予算としてはこの内容になるのでしょうかけれど

発言者	発言要旨
高橋村長	も、予算に絡まない部分も含めて事業を強化していただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。 新たに起業する、または事業継承する動きがあります。湯工房を継承したり、新しい宿泊施設をオープンしたりとか、非常にいいことだと思っております。引き続き村としては支援もしていきますが、村は商工振興会がありますが、商工会がない状況であり、おっしゃったような商工会絡みの様々な制度の情報が入りにくいところがあります。以前、商工振興会の方とエリア統合したらどうかという提案もさせていただきましたが、結果として、しないということになり、本人たちの判断なので尊重しますが、ただ、色々な制度として使える部分もあると聞いておりますので、そういった情報もうまく村としても取り入れながら、または他の商工会に相談できるような状況にしたりすることも含めて、できるだけ起業したい、また新しいものを作りたという人は、単に補助金だけじゃない部分でも協力していければと思いますので、よろしくお願いします。
川渕委員	砂利道が非常に荒れている所があります。道路を綺麗にするために砂利を補給して穴がないようなかたちで進めていただければ農家にとってありがたいと思いますが、いかがでしょうか。
高橋村長	砂利道の整備については、いろいろな機会に村民からも要望が出されていまして、通常の保守管理に加え、特に傷みやすい路線や幅が狭くなって交差しにくい場所等は、予算をかけてしっかり直すということでやっています。また、一般的には、早め早めに整備するようにと、事業者と話をしています。重点的に直す所と、一般的な管理も早めに直す等の取り組みを組み合わせながら取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。
川渕委員	先ほどふるさと納税の返礼品にお手紙を入れてはどうかという意見がありました。そうした季節の便りのようなもの送れば、絆が生まれ、来年度もふるさと納税をしたいという思いにつながるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。
高橋村長	毎回同じ文面ではなく、ある程度村の季節感や状況が伝わるようなお礼の手紙について検討いたしますのでよろしくお願いします。

発言者	発言要旨
松橋委員	村税について、26.8%も住民税が増収になるということで、村では農業の影響が大きいということを実感しました。 税収は増えているものの、システム標準化等で多くの経費がかかり、資材費及び人件費の高騰で経常的な支出も増している現状の中、見方によっては税収が上がらなければ大変だったのではないかと思います。そのため、これから何に投資して村を維持していくかという観点が非常に重要だと思います。 そういった中で、きずな定期便や教育留学など、移住定住に関して次のステップに進もうとしていると感じています。その中で、観光を振興していくという視点も必要になると思います。 様々な部署で交流人口を拡大していく中で、これを一元的に支える部署を作るなどといった施策が今後必要になると思うのですが、その点はどのように考えますか。
高橋村長	一般質問でも、教育委員会を村長部局へ統合してはという趣旨の質問がありました。村としては、教育委員会と村長部局それぞれで、今まで以上に連携をとっていききたいと答弁させていただきました。 教育委員会、村長部局それぞれで移住的要素や観光的な要素がありますので、しっかり連携しながら取り組みたいと思っています。 今回の教育分野における移住体験は初めての取り組みなので、課題を整理し、こういった呼びかけをすれば来ていただけるのか、移住によりどのようなメリットがあるのかという点も含めてしっかり伝えていきたいと思っています。 また来年度は台湾との相互交流も始まります。台湾のチャーター便もありますので、これを契機に、台湾の方が村に来ていただけるような取り組みにしたいと考えております。 取り組む要素は色々ありますので、それぞれで実施するのではなく、連携をとりながら進めてまいります。
松橋委員	予算概要を見ても、次のステップに進もうとしていることは伝わりました。 現状はとりあえず実施していこうという要素が大きいと思います。実際やってみることがすごく大事だと思いますので、ぜひそれを今後のために育てていくという観点で、令和 7 年度事業を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

発言者	発言要旨
工藤委員長	ほかに質疑ございますか。 【なしの声】
工藤委員長	ないようですので、質疑を終結いたします。
工藤委員長	次に討論を行います。 原案に反対の方の発言を許します。 【なしの声】
工藤委員長	次に賛成の方の発言を許します。 【なしの声】
工藤委員長	討論を終結します。それでは採決に入ります。 賛成の方は挙手を、挙手しない場合は、反対とみなします。 議案第 25 号「令和 7 年度大潟村一般会計予算案」に賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
工藤委員長	全会一致であります。 よって、議案第 25 号「令和 7 年度大潟村一般会計予算案」は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
工藤委員長	次に議案第 26 号「令和 7 年度大潟村診療所特別会計予算案」に賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
工藤委員長	全会一致であります。 よって、議案第 26 号「令和 7 年度大潟村診療所特別会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

発言者	発言要旨
工藤委員長	次に議案第 27 号「令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案」に賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
工藤委員長	全会一致であります。 よって、議案第 27 号「令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
工藤委員長	次に議案第 28 号「令和 7 年大潟村介護保険事業特別会計予算案」に賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
工藤委員長	全会一致であります。 よって、議案第 28 号「令和 7 年大潟村介護保険事業特別会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
工藤委員長	次に議案第 29 号「令和 7 年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案」に賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
工藤委員長	全会一致であります。 よって、議案第 29 号「令和 7 年度大潟村介護サービス事業特別会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
工藤委員長	次に議案第 30 号「令和 7 年度大潟村後期高齢者医療事業特別会計予算案」に賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
工藤委員長	全会一致であります。 よって、議案第 30 号「令和 7 年度大潟村後期高齢者医療事業特別会計予

発言者	発言要旨
工藤委員長	算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に議案第 31 号「令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計予算案」に賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
工藤委員長	全会一致であります。 よって、議案第 31 号「令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
工藤委員長	次に議案第 32 号「令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計予算案」に賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
工藤委員長	全会一致であります。 よって、議案第 32 号「令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計予算案」は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
工藤委員長	以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。 これをもちまして、令和 7 年度大潟村予算特別委員会を閉会いたします。 (閉会 14:40)